

愛媛県 区画漁業権に関する情報一覧

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域 (漁場の区域を緯度経度表記とそれ以外に従前の基点等を併記した場合は、左に緯度経度、右にそれ以外の表記を記載すること。併記していない場合は左の欄に記載すること)		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
燵区第1号	愛媛県漁業協同組合	四国中央市中之庄町地先	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カギ、キク、クケ及びケアの9直線によって囲まれた区域 基点 A 四国中央市井関川新金子橋左岸橋台北東角 B 四国中央市大谷川河口右岸端 C 四国中央市寒川町東部埋立東側護岸付根 D Cから埋立護岸沿い北へ158メートルの標識 E 四国中央市中之庄町埋立護岸西北角 F Eから護岸沿い東へ502メートルの標識 G 四国中央市三島金子1丁目埋立護岸北東角 点 ア Aから310度709メートルの点 イ Aから310度984メートルの点 ウ Gから319度30分322メートルの点 エ Aから310度1,550メートルの点 オ Dから香川県円上島中央見通し1,428メートルの点 カ Dから香川県円上島中央見通し232メートルの点 キ Bから325度20分357メートルの点 ク Bから325度20分428メートルの点 ケ Fから286度30分38メートルの点		第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌4月30日まで	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	団体	四国中央市三島中央、三島宮川、三島金子、三島朝日、村松町、中之庄町及び具定町	別記1及び2のとおり
燵区第2号	愛媛県漁業協同組合	新居浜市国領川地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 新居浜市菊本町2丁目15-817-2先新居浜市最終処分場護岸北東端角 B Aから護岸沿い南東に42メートルの点 C Bから護岸沿い南東に500メートルの点 点 ア Bから96度115メートルの点 イ Cから96度115メートルの点 ウ Cから96度565メートルの点 エ Bから96度565メートルの点		第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌5月31日まで	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	団体	新居浜市新居浜地区	別記1及び2のとおり
燵区第3号	愛媛県漁業協同組合	新居浜市国領川地先	Aア、アイ、イウ、ウC及びCAの5直線によって囲まれた区域 基点 A 新居浜市清水町858番地先愛媛県漁業協同組合新居浜支所地下タンク給油所西側 B Aから護岸沿い南北に170メートルの点 C Bから護岸沿い南北に220メートルの点 点 ア Aから270度90メートルの点 イ Bから291度330メートルの点 ウ Cから284度160メートルの点		第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌5月31日まで	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	団体	新居浜市新居浜地区	別記1及び2のとおり

燧区第4号	愛媛県漁業協同組合	西条市玉津地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域。ただし、エオ、オカ、カキ、キク、クケ、ケコ、コサ及びサエの8直線によって囲まれた区域とゾタ、タチ、チツ及びツソの4直線によって囲まれた区域並びに平成25年7月26日付けで愛媛県と西条市ひうち漁業協同組合が締結した漁業補償契約書記載の区域を除く。 基点 A 西条市船屋住友金属鉱山埋立地護岸東端から護岸沿い西へ50メートルの標識 B 西条市西ひうち（2号地）専用護岸東端の海上保安庁水路測量標から護岸沿い西へ358メートルの標識 点 ア Aから今治市宮窪町美濃島西端見通し860メートルの点 イ Aから今治市宮窪町美濃島西端見通し2,960メートルの点 ウ Bから今治市宮窪町美濃島西端見通し3,020メートルの点 エ Bから今治市宮窪町美濃島西端見通し620メートルの点 オ エから73度15分805メートルの点 カ オから307度45分310メートルの点 キ ウから78度20分380メートルの点 ク ウから78度20分180メートルの点 ケ シから351度280メートルの点 コ ケから208度30分260メートルの点 サ コから253度30分228メートルの点 シ エから73度15分385メートルの点 ス Bから今治市宮窪町美濃島西端見通し960メートルの点 セ Bから今治市宮窪町美濃島西端見通し1,640メートルの点 ソ スから73度15分1,450メートルの点 タ スから73度15分2,030メートルの点 チ セから78度20分1,960メートルの点 ツ セから78度20分1,380メートルの点		第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌5月31日まで	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	団体	西条市玉津地区	別記1、2及び3のとおり
燧区第5号	愛媛県漁業協同組合	西条市干拓地先	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びカアの6直線によって囲まれた区域 基点 A 西条市西条港西防波堤西側付根から護岸沿い西へ650メートルの標識 B 西条市西条港西防波堤西側付根から護岸沿い西へ1,100メートルの標識 点 ア Aから336度1,200メートルの点 イ Aから336度2,200メートルの点 ウ イから3度1,250メートルの点 エ オから16度40分1,400メートルの点 オ Bから336度2,250メートルの点 カ Bから336度1,200メートルの点		第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌5月31日まで	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	団体	西条市神拝地区	別記1及び2のとおり
燧区第6号	愛媛県漁業協同組合	西条市干拓地先	ウエ、エオ、オカ及びカウの4直線によって囲まれた区域 基点 A 西条市第2期西条干拓西側護岸角の標識 点 ア Aから西条市第2期西条干拓西側護岸の延長線上340メートルの点 イ Aから西条市第2期西条干拓西側護岸の延長線上1,260メートルの点 ウ アからAアの直線に直角に西へ125メートルの点 エ アからAアの直線に直角に東へ60メートルの点 オ イからAイの直線に直角に東へ60メートルの点 カ イからAイの直線に直角に西へ125メートルの点		第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌5月31日まで	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	団体	西条市神拝地区	別記1及び2のとおり
燧区第7号	愛媛県漁業協同組合	西条市加茂川地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 西条市古川加茂川右岸標識1号 B 西条市禎瑞加茂川左岸標識2号 点 ア AからB見通し15メートルの点 イ AからB見通し260メートルの点 ウ Aから306度40分445メートルの点 エ Aから347度10分400メートルの点		第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌5月31日まで	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	団体	西条市神拝地区	別記1及び2のとおり

燧区第8号	愛媛県漁業協同組合	西条市玉津地先	ウエ、エオ、オカ及びカウの4直線によって囲まれた区域 基点 A 西条市西ひうち（2号地）専用護岸東端の海上保安庁水路測量標から護岸沿い西へ358メートルの標識 点 ア Aから今治市宮窪町美濃島西端見通し960メートルの点 イ Aから今治市宮窪町美濃島西端見通し1,640メートルの点 ウ アから73度15分1,450メートルの点 エ アから73度15分2,030メートルの点 オ イから78度20分1,960メートルの点 カ イから78度20分1,380メートルの点		第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	団体	西条市玉津地区	別記2のとおり
燧区第9号	愛媛県漁業協同組合	西条市市塚地先	アイ、イウ、ウエ、エオ及びオアの5直線によって囲まれた区域 基点 A 西条市西ひうち（2号地）専用護岸東端の海上保安部水路測量標から護岸沿い西へ358メートルの標識 B 西条市西ひうち（2号地）専用護岸西端から護岸沿い東へ10メートルの標識 点 ア Aから今治市宮窪町美濃島西端見通し714メートルの点 イ Aから今治市宮窪町美濃島西端見通し3,020メートルの点 ウ Bから今治市宮窪町美濃島西端見通し3,280メートルの点 エ Bから今治市宮窪町美濃島西端見通し780メートルの点 オ アから253度30分1,330メートルの点		第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌5月31日まで	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	団体	西条市西条地区	別記1及び2のとおり
燧区第10号	愛媛県漁業協同組合	西条市干拓地先	Aオ、オエ、エウ、ウア及びアBの5直線とA B間の護岸から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 西条市西条港西防波堤西側付根から護岸沿い西へ400メートルの標識 B 西条市第2期西条干拓西側護岸角の標識 点 ア Bから西条市第2期西条干拓西側護岸延長線上340メートルの点 イ Bから西条市第2期西条干拓西側護岸延長線上1,260メートルの点 ウ アから同延長線に直角に東へ60メートルの点 エ イから同延長線に直角に東へ60メートルの点 オ Aから340度900メートルの点		第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌5月31日まで	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	団体	西条市西条地区	別記1及び2のとおり
燧区第11号	愛媛県漁業協同組合	西条市干拓地先	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びカアの6直線によって囲まれた区域 基点 A 西条市西条港西防波堤西側付根 B Aから護岸沿い西へ650メートルの標識 点 ア Aから336度1,200メートルの点 イ Aから336度2,100メートルの点 ウ Aから今治市比岐島東端見通し3,300メートルの点 エ オから3度1,250メートルの点 オ Bから336度2,200メートルの点 カ Bから336度1,200メートルの点		第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌5月31日まで	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	団体	西条市西条地区	別記1及び2のとおり

燧区第12号	愛媛県漁業協同組合	西条市禎瑞地先	Ａア、アイ、イウ、ウエ、エオ、オＢ、Ｅカ、カキ、キＦ、ＧＨ、ＩＪ、Ｋク、クケ及びケＭの14直線とＢＥ間、ＦＧ間、ＨＩ間、ＪＫ間及びＭＡ間の最大高潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 - Ａ 西条市第２期西条干拓西側護岸角の標識 - Ｂ Ｃから護岸沿い北へ700メートルの標識 - Ｃ 西条市氷見と同市今在家との最大高潮時海岸線における境界 - Ｄ Ｃから護岸沿い南東へ150メートルの標識 - Ｅ 西条市今在家護岸北東端 - Ｆ 西条市氷見蛭子塩釜堤防護岸の付根から護岸沿い北へ300メートルの標識 - Ｇ 西条市氷見甲中山川左岸標識４号 - Ｈ 西条市禎瑞八幡中山川右岸標識３号 - Ｉ 西条市禎瑞長波根突端 - Ｊ 西条市禎瑞東樋門東側の付根 - Ｋ 西条市禎瑞加茂川左岸標識２号 - Ｌ 西条市古川加茂川右岸標識１号 - Ｍ Ｌから347度10分400メートルの標識 点 - ア Ａから西条市第２期西条干拓護岸の延長線上340メートルの点 - イ アからＡアに直角に西へ125メートルの点 - ウ ＡからＡアの延長線上1,260メートルの点から同延長線に直角に西へ125メートルの点 - エ Ｄから今治市宮窪町梶島中央見通し900メートルの点 - オ Ｄから今治市宮窪町梶島中央見通し800メートルの点 - カ Ｅから135度30メートルの点 - キ Ｅから90度80メートルの点 - ク ＬからＫ見通し260メートルの点 - ケ Ｌから306度40分445メートルの点		第１種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌5月31日まで	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	団体	西条市禎瑞地区	別記１及び２のとおり
燧区第13号	愛媛県漁業協同組合	西条市禎瑞地先	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ及びキアの7直線で囲まれた区域 基点 - Ａ 西条市西条港西堤防西側付根から護岸沿い西へ1,100メートルの標識 - Ｂ 西条市氷見と同市今在家との最大高潮時海岸線における境界から護岸沿い南東へ150メートルの標識 - Ｃ 西条市第２期西条干拓西側護岸角の標識 点 - ア Ａから336度1,200メートルの点 - イ Ａから336度2,250メートルの点 - ウ イから16度40分1,400メートルの点 - エ Ａから今治市小平市島西端見通し3,600メートルの点 - オ Ｂから今治市宮窪町梶島中央見通し2,200メートルの点 - カ Ｂから今治市宮窪町梶島中央見通し1,200メートルの点 - キ Ｃから西条市第２期西条干拓西側護岸延長線上北へ1,500メートルの点		第１種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌5月31日まで	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	団体	西条市禎瑞地区	別記１及び２のとおり
燧区第14号	愛媛県漁業協同組合	西条市壬生川地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域。ただし、Ｃから西条市河原津漁港北防波堤南東端東角見通し線より南西側60メートルの間は除く。 基点 - Ａ 西条市壬生川地区小型船だまり護岸東角から北西へ70メートルの点 - Ｂ 西条市壬生川地区小型船だまり護岸北端から南東へ38メートルの点 - Ｃ 西条市壬生川港西防波堤（２号突堤）南西端 点 - ア Ａから52度10メートルの点 - イ Ａから西条市壬生川港西防波堤（３号突堤）南西端見通し550メートルの点 - ウ Ｂから52度540メートルの点 - エ Ｂから52度10メートルの点		第１種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌5月31日まで	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	団体	西条市壬生川地区	別記１及び２のとおり

燧区第15号	愛媛県漁業協同組合	西条市大新田地先	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びカアの6直線によって囲まれた区域 基点 A 西条市壬生川地区小型船だまり護岸北端から護岸沿い南西へ140メートルの点 B 西条市壬生川地区小型船だまり護岸北端から護岸沿い南東へ38メートルの点 点 ア Aから333度10メートルの点 イ Aから333度30メートルの点 ウ イから52度207.5メートルの点 エ Bから52度60メートルの点 オ Bから52度10メートルの点 カ 壬生川地区小型船だまり護岸北端から2度14メートルの点		第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌5月31日まで	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	団体	西条市壬生川地区	別記1及び2のとおり
燧区第16号	愛媛県漁業協同組合	西条市大新田地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域。ただし、Cから西条市河原津漁港北防波堤南東端東角見通し線より南西側60メートルの間は除く。 基点 A 西条市壬生川地区小型船だまり護岸北端から護岸沿い南西へ430メートルの標識 B 西条市壬生川高須桧垣造船所角の防波堤北東端 C 西条市壬生川港西防波堤（2号突堤）南西端 点 ア AからB見通し10メートルの点 イ アから52度960メートルの点 ウ エから52度1,010メートルの点 エ BからA見通し5メートルの点		第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌5月31日まで	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	団体	西条市壬生川地区	別記1及び2のとおり
燧区第17号	愛媛県漁業協同組合	西条市壬生川地先	Aア、アイ、イB及びBAの4直線によって囲まれた区域 基点 A 西条市壬生川高須波止突端 B 西条市壬生川大明神川右岸波止突端 点 ア Aから52度500メートルの点 イ Bから52度300メートルの点		第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌5月31日まで	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	団体	西条市壬生川地区、河原津地区	別記1及び2のとおり
燧区第18号	愛媛県漁業協同組合	西条市壬生川地先	アウ、ウエ、エカ及びカアの4直線によって囲まれた区域。ただし、西条市新川河左岸波止突端東角から越智郡上島町魚島東端見通し線の北西側190メートルの間及びイとオを結んだ直線の北東側160メートルの間を除く。 基点 A 西条市壬生川地区小型船だまり護岸東南角より100メートルの標識 B 西条市壬生川大明神川右岸波止付根南側から護岸沿い南へ50メートルの標識 点 ア Aから越智郡上島町魚島東端見通し1,200メートルの点 イ Aから越智郡上島町魚島東端見通し1,480メートルの点 ウ Aから越智郡上島町魚島東端見通し1,910メートルの点 エ Bから越智郡上島町魚島島頂見通し1,865メートルの点 オ Bから越智郡上島町魚島島頂見通し1,430メートルの点 カ Bから越智郡上島町魚島島頂見通し1,150メートルの点		第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌5月31日まで	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	団体	西条市壬生川地区	別記1及び2のとおり
燧区第19号	愛媛県漁業協同組合	西条市大新田地先	イウ、ウエ、エオ及びオイの4直線によって囲まれた区域 基点 A 西条市壬生川船だまり護岸北西角 B Aから護岸沿い南東へ38メートルの点 点 ア Aから333度12メートルの点 イ アから52度70メートルの点 ウ アから52度297.5メートルの点 エ Bから52度287.5メートルの点 オ Bから52度60メートルの点		第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌5月31日まで	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	団体	西条市河原津地区	別記1及び2のとおり

燧区第20号	愛媛県漁業協同組合	西条市河原津地先	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びカアの6直線によって囲まれた区域 基点 A 西条市大明神川河口左岸の標識から西条市楠河東工区干拓地護岸沿い西へ100メートルの標識 B 西条市小向川河口左岸の標識から西条市楠河西工区干拓地護岸沿い西へ200メートルの標識 点 ア Aから49度400メートルの点 イ Aから49度500メートルの点 ウ Aから香川県伊吹島中央見通し500メートルの点 エ ウから越智郡上島町魚島島頂見通し900メートルの点 オ Bから越智郡上島町魚島島頂見通し1,100メートルの点 カ Bから越智郡上島町魚島島頂見通し300メートルの点		第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌4月30日まで	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	団体	西条市河原津地区	別記1及び2のとおり
燧区第21号	愛媛県漁業協同組合	西条市河原津地先	Aア、アイ、イB及びB Aの4直線によって囲まれた区域 基点 A 西条市河原津北川左岸防波堤北端 B 西条市河原津旧山本川防波堤北端 点 ア Aから西条市楠河西干拓地護岸に平行（護岸から35メートルの間隔）に北東300メートルの点 イ Bから西条市大崎鼻突端見通し300メートルの点		第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌5月31日まで	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	団体	西条市河原津地区	別記1及び2のとおり
燧区第22号	愛媛県漁業協同組合	西条市河原津地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 西条市河原津漁港西防波堤西側付根 B 西条市大崎鼻突端 点 ア Aから越智郡上島町魚島島頂見通し300メートルの点 イ Aから越智郡上島町魚島島頂見通し900メートルの点 ウ Bから香川県伊吹島中央見通し500メートルの点 エ Bから西条市楠河西干拓地西角見通し200メートルの点		第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌4月30日まで	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	団体	西条市河原津地区	別記1及び2のとおり
燧区第23号	愛媛県漁業協同組合	今治市桜井地先	Aから今治市比岐島西端見通し線とBから同市平市島南端見通し線との間の最大高潮時海岸線から800メートルの線と同海岸線から200メートルの線とによって囲まれた区域。ただし、Cから今治市比岐島西端見通し線とCから同市平市島南端見通し線との間の区域を除く。 基点 A 今治市桜井暗古樋の石柱 B 今治市桜井沖浦の鼻（メバル磯） C 今治市桜井漁港南防波堤付根		第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌4月30日まで	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	団体	今治市桜井地区	別記1及び2のとおり
燧区第24号	愛媛県漁業協同組合	今治市桜井地先	Aア、アイ、イウ及びウAの4直線によって囲まれた区域 基点 A 今治市桜井河口港右岸突堤東端 点 ア Aから159度30分332メートルの点 イ アからニシ磯北端見通し78メートルの点 ウ Aからニシ磯北端見通し75メートルの点		第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌4月30日まで	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	団体	今治市桜井地区	別記1及び2のとおり
燧区第25号	愛媛県漁業協同組合	越智郡上島町魚島地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 越智郡上島町魚島俵崎北西端 B 越智郡上島町魚島小崎鼻北東端 点 ア Aから10度700メートルの点 イ Bから49度950メートルの点 ウ イから10度1,000メートルの点 エ Aから10度1,700メートルの点		第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌4月30日まで	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	団体	越智郡上島町魚島	別記1及び2のとおり

燧区第26号	愛媛県漁業協同組合	越智郡上島町高井神島地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 越智郡上島町高井神島宮ノ越鼻北端 B 越智郡上島町高井神島漁港東防波堤東側屈曲点 点 ア Aから73度1,020メートルの点 イ Bから88度820メートルの点 ウ イから90度1,350メートルの点 エ アから90度1,350メートルの点		第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌4月30日まで	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	団体	越智郡上島町魚島	別記1、2及び3のとおり
燧区第27号	愛媛県漁業協同組合	越智郡上島町高井神島地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 越智郡上島町高井神島三角落（くずれ）東端 点 ア Aから55度630メートルの点 イ Aから83度1,520メートルの点 ウ イから10度270メートルの点 エ アから10度270メートルの点		第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌4月30日まで	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	団体	越智郡上島町魚島	別記1、2及び3のとおり
燧区第28号	愛媛県漁業協同組合	越智郡上島町豊島地先	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク及びクアの8直線によって囲まれた区域 基点 A 越智郡上島町豊島小島ノ鼻北東端 点 ア Aから291度960メートルの点 イ Aから312度1,670メートルの点 ウ Aから24度2,200メートルの点 エ Aから72度1,620メートルの点 オ Aから76度840メートルの点 カ Aから47度880メートルの点 キ Aから295度430メートルの点 ク Aから314.5度720メートルの点		第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌4月30日まで	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	団体	越智郡上島町弓削	別記1及び2のとおり
燧区第29号	愛媛県漁業協同組合	越智郡上島町百貫島地先	越智郡上島町百貫島の最大低潮時海岸線から500メートルの線と同海岸線から1,000メートルの線によって囲まれた区域。ただし、アイ、ウエの2直線と百貫島の最大低潮時海岸線から500メートルの線アウ及び同海岸線から1,000メートルの線イエによって囲まれた区域を除く。 基点 A 越智郡上島町百貫島西端 点 ア Aから305度の直線と百貫島の最大低潮時海岸線から500メートルの線との交点 イ Aから305度の直線と百貫島の最大低潮時海岸線から1,000メートルの線との交点 ウ Aから271度の直線と百貫島の最大低潮時海岸線から500メートルの線との交点 エ Aから287度の直線と百貫島の最大低潮時海岸線から1,000メートルの線との交点		第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌4月30日まで	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	団体	越智郡上島町弓削	別記1、2及び3のとおり
燧区第30号	愛媛県漁業協同組合	越智郡上島町弓削島大谷地先	アイ、イウ、ウエ、エク、クキ、キカ、カオ及びオアの8直線によって囲まれた区域 基点 A 越智郡上島町弓削島馬立東鼻北東端 B 越智郡上島町弓削島大岳ノ鼻東端 C 越智郡上島町弓削島大谷鼻東端 D 越智郡上島町弓削島狩尾防波堤先端 点 ア Aから106.5度630メートルの点 イ Bから86.5度(岡山県六島南端見通し)600メートルの点 ウ Cから124度(香川県円上島島頂見通し)650メートルの点 エ Dから170度1,460メートルの点 オ Aから84度1,010メートルの点 カ Bから86.5度(岡山県六島南端見通し)1,200メートルの点 キ Cから124度(香川県円上島島頂見通し)1,200メートルの点 ク Dから160度1,870メートルの点		第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌4月30日まで	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	団体	越智郡上島町弓削	別記1、2及び3のとおり

燧区第31号	愛媛県漁業協同組合	越智郡上島町弓削島久司浦地先	Aア、アイ、イB及びB Aの4直線によって囲まれた区域 基点 A 越智郡上島町弓削島鯨漁港西防波堤付根 B 越智郡上島町弓削島沢津突堤付根 点 ア Aから広島県因島地蔵鼻(御ヶ崎)見通し260メートルの点 イ Bから広島県因島地蔵鼻(御ヶ崎)見通し260メートルの点		第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌4月30日まで	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	団体	越智郡上島町弓削	別記1及び2のとおり
燧区第32号	愛媛県漁業協同組合	越智郡上島町弓削島引野地先	Dイ、イA、アA、AB及びBCの5直線とCD間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 越智郡上島町弓削島大櫛田護岸北西角 B 越智郡上島町弓削島今出突堤付根 C 越智郡上島町弓削島引野突堤付根 D 越智郡上島町弓削島伊勢ヶ鼻先端 点 ア Aから広島県因島宇崎見通し200メートルの点 イ Dから広島県因島鯉ノ鼻見通し50メートルの点		第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌4月30日まで	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	団体	越智郡上島町弓削	別記1及び2のとおり
燧区第33号	愛媛県漁業協同組合	越智郡上島町生名持田地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 越智郡上島町生名大串鼻西端 B 越智郡上島町生名恵生前護岸北角から護岸沿い南へ120メートルの標識 C 越智郡上島町生名恵生前護岸南角から護岸沿い北へ40メートルの標識 D 越智郡上島町生名汐早の鼻北西端 点 ア Bから越智郡上島町岩城掛の浦海岸護岸北角見通し80メートルの点 イ Bから越智郡上島町岩城掛の浦海岸護岸北角見通し線とAからDを結んだ直線との交点 ウ Cから越智郡上島町岩城掛の浦海岸護岸北角から護岸沿い南へ150メートル見通し線とAからDを結んだ直線との交点 エ Cから越智郡上島町岩城掛の浦海岸護岸北角から護岸沿い南へ150メートル見通し142メートルの点		第1種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	団体	越智郡上島町生名	別記2のとおり
燧区第34号	愛媛県漁業協同組合	越智郡上島町生名持田地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 越智郡上島町生名大串鼻西端 B 越智郡上島町生名恵生前護岸南角から護岸沿い北へ40メートルの標識 C 越智郡上島町生名後新開護岸北角 D 越智郡上島町生名汐早の鼻北西端 点 ア Bから越智郡上島町岩城掛の浦海岸護岸北角から護岸沿い南へ150メートル見通し142メートルの点 イ Bから越智郡上島町岩城掛の浦海岸護岸北角から護岸沿い南へ150メートル見通し線とAからDを結んだ直線との交点 ウ Cから越智郡上島町岩城掛の浦海岸護岸南角見通し線とAからDを結んだ直線との交点 エ Cから越智郡上島町岩城掛の浦海岸護岸南角見通し220メートルの点		第1種区画漁業	ひじき・わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	団体	越智郡上島町生名	別記2のとおり
燧区第35号	愛媛県漁業協同組合	越智郡上島町岩城長江井ノ浦地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 越智郡上島町岩城長江4973-2番地前護岸排水口 B 越智郡上島町岩城長江川河口南角 点 ア Aから越智郡上島町生名小島見通し90メートルの点 イ Aから越智郡上島町生名小島見通し200メートルの点 ウ Bから越智郡上島町生名大島見通し150メートルの点 エ Bから越智郡上島町生名大島見通し60メートルの点		第1種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	団体	越智郡上島町岩城	別記2のとおり
燧区第37号	愛媛県漁業協同組合	越智郡上島町岩城赤穂根島西海岸地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 点 ア 北緯34度14分21秒、東経133度9分00秒の点 イ 北緯34度14分20秒、東経133度8分58秒の点 ウ 北緯34度14分05秒、東経133度9分00秒の点 エ 北緯34度14分06秒、東経133度9分02秒の点		第1種区画漁業	ひじき・わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	団体	越智郡上島町岩城	別記2のとおり

燧区第38号	愛媛県漁業協同組合	今治市伯方町木浦瀬戸浜地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 今治市伯方町木浦大角豆島南端 点 ア Aから62度945メートルの点 イ Aから今治市伯方町木浦首頭崎突端見通し900メートルの点 ウ Aから今治市伯方町木浦首頭崎突端見通し350メートルの点 エ Aから41度440メートルの点		第1種区画漁業	魚類小割式養殖業（くろまぐろ小割式養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	団体	今治市伯方町	別記2のとおり
燧区第39号	愛媛県漁業協同組合	今治市伯方町木浦瀬戸浜地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 今治市伯方町木浦東長崎北東端 点 ア Aから60度620メートルの点 イ Aから74度470メートルの点 ウ Aから17度325メートルの点 エ Aから21度530メートルの点		第1種区画漁業	魚類小割式養殖業（くろまぐろ小割式養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	団体	今治市伯方町	別記2のとおり
燧区第40号	愛媛県漁業協同組合	今治市伯方町北浦小田小坂地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 今治市伯方町北浦ワシイワ山頂 点 ア Aから273度680メートルの点 イ アから今治市伯方町伊方前浜港築港突端見通し400メートルの点 ウ Aから273度1,120メートルの点 エ Aから281度740メートルの点		第1種区画漁業	魚類小割式養殖業（くろまぐろ小割式養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	団体	今治市伯方町	別記2のとおり
燧区第41号	愛媛県漁業協同組合	今治市伯方町伊方大長崎地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 今治市伯方町伊方大長崎北端 点 ア Aから127度420メートルの点 イ Aから148度400メートルの点 ウ Aから167度100メートルの点 エ Aから93度140メートルの点		第1種区画漁業	わかめ養殖業	9月1日から翌4月30日まで	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	団体	今治市伯方町	別記1及び2のとおり
燧区第42号	愛媛県漁業協同組合	今治市伯方町伊方枝越地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 今治市伯方町伊方石風呂鼻防波堤西側付根 点 ア Aから今治市伯方町伊方観音鼻南端見通し50メートルの点 イ Aから178度210メートルの点 ウ Aから226度400メートルの点 エ Aから今治市伯方町伊方観音鼻南端見通し350メートルの点		第1種区画漁業	魚類小割式養殖業（くろまぐろ小割式養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	団体	今治市伯方町	別記2のとおり
燧区第43号	愛媛県漁業協同組合	今治市伯方町有津梅地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 今治市伯方町有津甲2358番地（伯方高校）西端角 点 ア Aから38度170メートルの点 イ Aから309度10メートルの点 ウ Aから309度210メートルの点 エ Aから347度270メートルの点		第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	団体	今治市伯方町	別記2のとおり
燧区第44号	愛媛県漁業協同組合	今治市伯方町木浦大谷地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 今治市伯方町木浦松ヶ鼻南端 点 ア Aから今治市伯方町木浦二ツ岩南端見通し400メートルの点 イ Aから52度440メートルの点 ウ Aから62度730メートルの点 エ Aから今治市伯方町木浦二ツ岩南端見通し700メートルの点		第1種区画漁業	わかめ養殖業	9月1日から翌4月30日まで	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	団体	今治市伯方町	別記1及び2のとおり
燧区第45号	愛媛県漁業協同組合	今治市宮窪町四阪島明神島東部地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 今治市宮窪町四阪島明神島明神鼻より南へ海岸沿い190メートルの標識 点 B 今治市宮窪町四阪島明神島十文字鼻東端 点 ア Aから110度100メートルの点 イ Aから110度300メートルの点 ウ Bから110度300メートルの点 エ Bから110度100メートルの点		第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌4月30日まで	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	団体	今治市宮窪町	別記1、2及び3のとおり

燧区第46号	愛媛県漁業協同組合	今治市宮窪町四阪島美濃島東部地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 今治市宮窪町四阪島美濃島北端 B 今治市宮窪町四阪島美濃島東南部突端の標識 点 ア Aから126度380メートルの点 イ Aから126度580メートルの点 ウ Bから126度280メートルの点 エ Bから126度80メートルの点		第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌4月30日まで	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	団体	今治市宮窪町	別記1、2及び3のとおり
燧区第47号	愛媛県漁業協同組合	今治市宮窪町四阪島鼠島西部地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 今治市宮窪町四阪島鼠島西端の標識 B 今治市宮窪町四阪島鼠島南端の標識 点 ア Aから260度200メートルの点 イ Aから260度500メートルの点 ウ Bから260度650メートルの点 エ Bから260度350メートルの点		第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌4月30日まで	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	団体	今治市宮窪町	別記1及び2のとおり
燧区第48号	愛媛県漁業協同組合	今治市宮窪町四阪島梶島東部地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 今治市宮窪町四阪島梶島東端の標識 B 今治市宮窪町四阪島梶島砂の鼻南端 点 ア Aから100度100メートルの点 イ Aから100度300メートルの点 ウ Bから110度420メートルの点 エ Bから118度230メートルの点		第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌4月30日まで	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	団体	今治市宮窪町	別記1及び2のとおり
燧区第49号	愛媛県漁業協同組合	今治市宮窪町四阪島梶島西部地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 今治市宮窪町四阪島梶島西端から海岸沿い南東へ100メートルの標識 B 今治市宮窪町四阪島梶島南端から海岸沿い北西へ200メートルの標識 点 ア Aから250度150メートルの点 イ Aから250度450メートルの点 ウ Bから250度450メートルの点 エ Bから250度150メートルの点		第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌4月30日まで	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	団体	今治市宮窪町	別記1及び2のとおり
燧区第50号	愛媛県漁業協同組合	今治市宮窪町余所国地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 今治市宮窪町早川早川ふ頭港用地北東角 点 ア Aから82度330メートルの点 イ Aから98度330メートルの点 ウ Aから94度560メートルの点 エ Aから84度560メートルの点		第1種区画漁業	魚類小割式養殖業（くろまぐろ小割式養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	団体	今治市宮窪町	別記2のとおり
燧区第51号	愛媛県漁業協同組合	今治市宮窪町見近島北部地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 今治市宮窪町見近島西北端の標識 点 ア Aから335度50メートルの点 イ Aから335度220メートルの点 ウ Aから310度230メートルの点 エ Aから270度100メートルの点		第1種区画漁業	魚類小割式養殖業（くろまぐろ小割式養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	団体	今治市宮窪町	別記2のとおり
燧区第52号	愛媛県漁業協同組合	今治市宮窪町鵜島北東部地先	Bア、アイ及びイAの3直線とAB間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 今治市宮窪町鵜島唐崎北端 B Aから海岸沿い西へ200メートルの標識 点 ア Bから330度100メートルの点 イ Aから330度100メートルの点		第1種区画漁業	わかめ養殖業	9月1日から翌4月30日まで	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	団体	今治市宮窪町	別記1及び2のとおり

燧区第53号	愛媛県漁業協同組合	今治市宮窪町鶴島東南部地先	Bイ、イア及びアAの3直線とAB間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 今治市宮窪町鶴島妙道鼻防波堤東側付根 B 今治市宮窪町鶴島大もうじの標識 点 ア Aから131度50メートルの点 イ Bから131度100メートルの点		第1種区画漁業	わかめ養殖業	9月1日から翌4月30日まで	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	団体	今治市宮窪町	別記1及び2のとおり
燧区第54号	愛媛県漁業協同組合	今治市宮窪町戸代地先	アイ、イウ、ウエ及びエAの4直線によって囲まれた区域 基点 A 今治市宮窪町宮窪戸代鼻から海岸沿い西南へ750メートルの標識 B 今治市宮窪町宮窪戸代鼻から海岸沿い西南へ460メートルの標識 点 ア Aから340度50メートルの点 イ Aから340度150メートルの点 ウ Bから340度150メートルの点 エ Bから340度50メートルの点		第1種区画漁業	わかめ養殖業	9月1日から翌4月30日まで	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	団体	今治市宮窪町	別記1及び2のとおり
燧区第55号	愛媛県漁業協同組合	今治市宮窪町横島北部地先	アイ、イウ、ウエ及びエAの4直線によって囲まれた区域 基点 A 今治市宮窪町横島丸もうじ鼻中央 B 今治市宮窪町横島大もうじ鼻北東端 点 ア Aから今治市宮窪町友浦黒鼻見通し60メートルの点 イ Aから今治市宮窪町友浦黒鼻見通し200メートルの点 ウ Bから今治市宮窪町友浦カマガシ島西端見通し200メートルの点 エ Bから今治市宮窪町友浦カマガシ島西端見通し60メートルの点		第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌4月30日まで	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	団体	今治市宮窪町	別記1及び2のとおり
燧区第56号	愛媛県漁業協同組合	今治市宮窪町友浦地先	アイ、イウ、ウエ及びエAの4直線によって囲まれた区域 基点 A 今治市宮窪町友浦姫祖の鼻南端 B 今治市宮窪町友浦荒神川河口右岸 点 ア Aから139度700メートルの点 イ Aから139度900メートルの点 ウ Bから164度1,200メートルの点 エ Bから164度1,000メートルの点		第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌2月20日まで	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	団体	今治市宮窪町	別記1及び2のとおり
燧区第57号	愛媛県漁業協同組合	今治市宮窪町九十九島北部地先	アイ、イウ、ウエ及びエAの4直線によって囲まれた区域 基点 A 今治市宮窪町友浦港西側防波堤基部から突端へ70メートルの標識 B 今治市宮窪町友浦小野鼻突端 点 ア Aから今治市宮窪町九十九島西北端見通し300メートルの点 イ Aから今治市宮窪町九十九島西北端見通し450メートルの点 ウ Bから今治市宮窪町九十九島東端見通し650メートルの点 エ Bから今治市宮窪町九十九島東端見通し500メートルの点		第1種区画漁業	魚類小割式養殖業（くろまぐろ小割式養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	団体	今治市宮窪町	別記2のとおり
燧区第58号	愛媛県漁業協同組合	今治市宮窪町鶴島北東部地先	アイ、イウ、ウエ及びエAの4直線によって囲まれた区域 基点 A 今治市宮窪町宮窪鶴島唐崎北端 B Aから海岸沿い西へ200メートルの標識 点 ア Aから330度100メートルの点 イ Bから330度100メートルの点 ウ イから0度115メートルの点 エ Aから330度200メートルの点		第1種区画漁業	わかめ養殖業	9月1日から翌4月30日まで	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	団体	今治市宮窪町	別記1及び2のとおり
燧区第59号	愛媛県漁業協同組合	今治市宮窪町鶴島北部地先	アイ、イウ、ウエ及びエAの4直線によって囲まれた区域 基点 A 今治市宮窪町宮窪鶴島唐崎北端から海岸沿い西へ270メートルの標識 点 ア Aから0度130メートルの点 イ Aから0度240メートルの点 ウ イから270度120メートルの点 エ アから270度120メートルの点		第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	団体	今治市宮窪町	別記2のとおり

燧区第60号	愛媛県漁業協同組合	今治市宮窪町友浦地先	アイ、イエ、エウ及びウアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 今治市宮窪町友浦小野鼻突端 B Aから海岸沿い北東へ350メートルの標識 点 ア Aから116度100メートルの点 イ Aから116度250メートルの点 ウ Bから116度150メートルの点 エ Bから116度300メートルの点		第1種区画漁業	わかめ養殖業	9月1日から翌4月30日まで	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	団体	今治市宮窪町	別記1及び2のとおり
燧区第61号	愛媛県漁業協同組合	今治市宮窪町宮窪地先	アイ、イエ、エウ及びウアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 今治市宮窪町宮窪港東防波堤基部から西へ100メートルの標識 B 今治市宮窪町宮窪港東防波堤基部から西へ300メートルの標識 点 ア Aから176度5メートルの点 イ Aから176度70メートルの点 ウ Bから176度5メートルの点 エ Bから176度70メートルの点		第1種区画漁業	魚類小割式養殖業（くろまぐろ小割式養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	団体	今治市宮窪町	別記2のとおり
燧区第62号	愛媛県漁業協同組合	今治市宮窪町友浦地先	アイ、イエ、エウ及びウアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 今治市宮窪町友浦照崎突端から海岸沿い西へ200メートルの標識 B Aから海岸沿い西へ200メートルの標識 点 ア Aから180度120メートルの点 イ Aから180度320メートルの点 ウ Bから180度130メートルの点 エ Bから180度330メートルの点		第1種区画漁業	わかめ養殖業	9月1日から翌4月30日まで	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	団体	今治市宮窪町	別記1及び2のとおり
燧区第63号	愛媛県漁業協同組合	今治市吉海町本庄地先	A B、B ア及びア Aの3直線によって囲まれた区域 基点 A 今治市吉海町本庄と同市棕名との最大高潮時海岸線における境界 B 今治市吉海町本庄220番地前防波堤標識 点 ア Aから今治市吉海町本庄棚橋島島頂見通し線とBから同市吉海町津島キクズシの鼻見通し線との交点		第1種区画漁業	わかめ養殖業	9月1日から翌3月31日まで	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	団体	今治市吉海町渦浦地区及び同市馬島	別記1、2及び3のとおり
燧区第64号	愛媛県漁業協同組合	今治市吉海町仁江平草地先	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク、クケ及びケアの9直線によって囲まれた区域 基点 A 今治市吉海町仁江と同市宮窪町友浦との最大高潮時海岸線における境界 B 今治市吉海町仁江1996番地地先の標識（通称トビガス） C 今治市吉海町仁江平草ダケノ鼻南東端 D 今治市吉海町仁江志津見上ノ鼻南東端 E 今治市吉海町志津見漁港西防波堤東側付根 点 ア Aから今治市比岐島東端見通し50メートルの点 イ Aから今治市比岐島東端見通し200メートルの点 ウ Bから今治市比岐島東端見通し350メートルの点 エ Cから今治市比岐島東端見通し300メートルの点 オ Eから今治市比岐島東端見通し500メートルの点 カ Eから今治市比岐島東端見通し180メートルの点 キ Dから今治市小比岐島東端見通し150メートルの点 ク Dから今治市小比岐島東端見通し70メートルの点 ケ Cから今治市比岐島東端見通し50メートルの点		第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌4月30日まで	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	団体	今治市吉海町津倉地区	別記1及び2のとおり

燧区第65号	愛媛県漁業協同組合	今治市吉海町沖浦地先	アイ、イウ、ウエ、エオ及びオアの5直線によって囲まれた区域 基点 A 今治市吉海町志津見漁港南防波堤西側付根 B 今治市吉海町名おそが崎南東端 C 今治市吉海町名垂水中磯から海岸線沿い北へ50メートルの標識 点 Aから今治市比岐島東端見通し50メートルの点 イ Aから今治市比岐島東端見通し450メートルの点 ウ Cから今治市比岐島東端見通し250メートルの点 エ Cから今治市比岐島東端見通し50メートルの点 オ Bから今治市比岐島東端見通し50メートルの点		第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌4月30日まで	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	団体	今治市吉海町津倉地区	別記1及び2のとおり
燧区第66号	愛媛県漁業協同組合	今治市吉海町鴨磯地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 今治市吉海町シイガ鼻北端 点 ア Aから350度1,050メートルの点 イ Aから350度520メートルの点 ウ Aから33度570メートルの点 エ Aから12度1,050メートルの点		第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌4月30日まで	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	団体	今治市吉海町津倉地区	別記1及び2のとおり
燧区第67号	愛媛県漁業協同組合	今治市吉海町名江越地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 今治市吉海町名江越風無東の鼻南東端 B 今治市吉海町名江越中央標識 点 ア Aから今治市比岐島西端見通し50メートルの点 イ Aから今治市比岐島西端見通し250メートルの点 ウ Bから今治市比岐島西端見通し270メートルの点 エ Bから今治市比岐島西端見通し70メートルの点		第1種区画漁業	わかめ養殖業	9月1日から翌4月30日まで	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	団体	今治市吉海町津倉地区	別記1及び2のとおり
燧区第68号	愛媛県漁業協同組合	今治市上浦町井口三番浜地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 今治市上浦町三番浜南防波堤突端の標識 B 今治市上浦町三番浜南防波堤北付根から防波堤沿い北へ80メートルの標識 点 ア Aから35度40メートルの点 イ Bから60度50メートルの点 ウ Bから60度200メートルの点 エ Aから35度195メートルの点		第1種区画漁業	あわび垂下式・わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	団体	今治市上浦町	別記2のとおり
燧区第69号	愛媛県漁業協同組合	今治市上浦町井口三番浜地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 今治市上浦町三番浜南防波堤北付根から防波堤沿い北へ80メートルの標識 B 今治市上浦町井口6691番地3前護岸北角の標識 点 ア Aから60度50メートルの点 イ Bから95度55メートルの点 ウ Bから95度230メートルの点 エ Aから60度200メートルの点		第1種区画漁業	魚類小割式養殖業（くろまぐろ小割式養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	団体	今治市上浦町	別記2のとおり
燧区第70号	愛媛県漁業協同組合	今治市上浦町井口地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 今治市上浦町井口フィッシング・パーク大三島栈橋南側付根 B 今治市上浦町井口本川河口北側岸壁突端 点 ア Bから75度70メートルの点 イ Aから75度80メートルの点 ウ Aから75度180メートルの点 エ Bから75度170メートルの点		第1種区画漁業	魚類小割式養殖業（くろまぐろ小割式養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	団体	今治市上浦町	別記2のとおり

燧区第71号	愛媛県漁業協同組合	今治市上浦町井口地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 今治市上浦町フィッシング・パーク大三島栈橋北側付根から護岸沿い北へ20メートルの標識 B 今治市上浦町フィッシング・パーク大三島栈橋北側付根から護岸沿い北へ110メートルの標識 点 ア Aから55度60メートルの点 イ Bから55度70メートルの点 ウ Bから55度140メートルの点 エ Aから55度130メートルの点		第1種区画漁業	魚類小割式養殖業（くろまぐろ小割式養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	団体	今治市上浦町	別記2のどおり
燧区第72号	愛媛県漁業協同組合	今治市上浦町井口地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 今治市上浦町フィッシング・パーク大三島栈橋北側付根から護岸沿い北へ110メートルの標識 B 今治市上浦町フィッシング・パーク大三島栈橋北側付根から護岸沿い北へ170メートルの標識 点 ア Aから55度70メートルの点 イ Bから55度80メートルの点 ウ Bから55度150メートルの点 エ Aから55度140メートルの点		第1種区画漁業	あわび垂下式・わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	団体	今治市上浦町	別記2のどおり
燧区第73号	愛媛県漁業協同組合	今治市大三島町台地先	Aア、アイ、イウ及びウAの4直線によって囲まれた区域 基点 A 今治市大三島町台小島西端 B 今治市大三島町口総カロウト鼻北端 点 ア Aから今治市大三島町口総大横島頂見通し600メートルの点 イ Bから今治市大三島町宮浦御串山山頂見通し650メートルの点 ウ Aから今治市大三島町野々江オガタ鼻見通し400メートルの点		第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	団体	今治市大三島町	別記2のどおり
燧区第74号	愛媛県漁業協同組合	今治市大三島町台地先	アイ、イウ、ウエ、エオ及びオアの5直線によって囲まれた区域 基点 A 今治市大三島町台小島西端 点 ア Aから190度90メートルの点 イ Aから201度450メートルの点 ウ Aから190度820メートルの点 エ Aから181度30分810メートルの点 オ Aから152度110メートルの点		第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	団体	今治市大三島町	別記2のどおり
燧区第75号	愛媛県漁業協同組合	今治市大三島町口総地先	Aア、アイ、イC、Cウ、ウエ、エオ及びオBの7直線とA B間の最大高潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 今治市大三島町野々江オガタ鼻北端 B 今治市大三島町口総499番地地先護岸の標識 C 今治市大三島町口総カロウト鼻北端 点 ア Aから今治市大三島町肥海石塔鼻見通し600メートルの点 イ Cから0度240メートルの点 ウ Cから今治市大三島町宮浦御串鼻見通し50メートルの点 エ Cから63度20分65メートルの点 オ Cから144度190メートルの点		第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	団体	今治市大三島町	別記2のどおり
燧区第76号	愛媛県漁業協同組合	今治市大三島町口総地先	Aア、アイ、イウ及びウBの4直線とA B間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 今治市大三島町口総カロウト鼻北端 B 今治市大三島町口総499番地地先護岸の標識 点 ア Aから今治市大三島町宮浦御串鼻見通し50メートルの点 イ Aから63度20分65メートルの点 ウ Aから144度190メートルの点		第1種区画漁業	あわび垂下式・わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	団体	今治市大三島町	別記2のどおり

燧区第77号	愛媛県漁業協同組合	今治市大三島町口総大横島地先	A B及びC Dを結んだ直線とA B及びC D間の最大高潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 今治市大三島町口総大横島5790番地地先西南端の鼻 B 今治市大三島町口総大横島5799番地地先西北端の鼻 C 今治市大三島町口総大横島5800番地地先西南端の鼻 D 今治市大三島町口総大横島5848番地地先北端の鼻		第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	団体	今治市大三島町	別記2のとおり
燧区第78号	愛媛県漁業協同組合	今治市大三島町口総大横島地先	Aア及びアBの2直線とA B間の最大高潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 今治市大三島町口総大横島5788番地地先鼻の北端 B 今治市大三島町口総大横島6095番地地先鼻の北東端 点 ア Aから同町口総大横島6089番地地先鼻の北端を見通した線とBから同町口総小横島6172番地地先鼻の東端を見通した線との交点		第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	団体	今治市大三島町	別記2のとおり
燧区第79号	愛媛県漁業協同組合	今治市関前岡村地先	A Bの直線と宮浦西A及び西B防波堤とによって囲まれた区域 基点 A 今治市関前岡村宮浦西A防波堤北側突端 B 今治市関前岡村宮浦西B防波堤南側突端		第1種区画漁業	魚類小割式養殖業（くろまぐろ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	団体	今治市関前	別記2のとおり
燧区第80号	愛媛県漁業協同組合	今治市関前小大下地先	Aから今治市波方町梶取鼻見通し線とBから今治市波方町馬刀潟東防波堤見通し線との間の最大高潮時海岸線から150メートル以内の区域 基点 A 今治市関前小大下島西端の標識 B 今治市関前小大下乙1351-6（小大下石灰所跡）前護岸西角		第1種区画漁業	わかめ養殖業	9月1日から翌4月30日まで	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	団体	今治市関前	別記1及び2のとおり
燧区第81号	愛媛県漁業協同組合	今治市関前岡村地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大高潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 今治市関前岡村甲3124番地21の護岸の標識 B 今治市関前岡村甲2034番地2地先護岸の標識 点 ア Aから広島県大崎上島戸野浜（トノバ）先端見通し300メートルの点 イ Bから広島県大崎上島戸野浜（トノバ）先端見通し300メートルの点		第1種区画漁業	ひじき養殖業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	団体	今治市関前	別記2のとおり
燧区第82号	愛媛県漁業協同組合	今治市波方町小部地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 今治市波方町小部小部漁港中央物揚場北西角 B 今治市波方町小部小部漁港中央物揚場南西角 C 今治市波方町小部小部漁港沖防波堤北東角から防波堤沿い南へ50メートルの標識 D 今治市波方町小部小部漁港沖防波堤北東角から防波堤沿い南へ434.6メートルの標識 点 ア AからC見通し170メートルの点 イ AからC見通し120.6メートルの点 ウ BからD見通し88.8メートルの点 エ BからD見通し119.3メートルの点		第1種区画漁業	魚類小割式養殖業（くろまぐろ小割式養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	団体	今治市波方町小部地区	別記2のとおり
燧区第83号	愛媛県漁業協同組合	今治市波方町小部地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 今治市波方町小部小部漁港防潮堤北角 B Aから防潮堤沿い南へ160メートルの標識 C 今治市波方町小部小部漁港西防波堤南東角から防波堤沿い北へ185メートルの標識 D 今治市波方町小部小部漁港西防波堤南東角から防波堤沿い北へ30メートルの標識 点 ア AからC見通し218.9メートルの点 イ AからC見通し183.9メートルの点 ウ BからD見通し211.8メートルの点 エ BからD見通し246.8メートルの点		第1種区画漁業	魚類小割式養殖業（くろまぐろ小割式養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	団体	今治市波方町小部地区	別記2のとおり

別記

- 1 漁期終了後15日以内にすべての養殖施設を撤去しなければならない。
- 2 漁具の設置を示す標識を設置しなければならない。
- 3 操業にあたっては水底電線に支障をおよぼしてはならない。

愛媛県 区画漁業権に関する情報一覧

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域（※） （漁場の区域を緯度経度表記とそれ以外に従前の基点等を併記した場合は、左に緯度経度、右にそれ以外の表記を記載すること。併記していない場合は左の欄に記載すること）		漁業の種類 （※）	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
伊珠区第1号	愛媛県漁業協同組合	松山市浅海地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 松山市浅海原甲550番地地先の投光器柱 B 松山市浅海仙波谷川河口西側護岸東角 点 ア Aから315度150メートルの点 イ Aから315度450メートルの点 ウ Bから315度460メートルの点 エ Bから315度160メートルの点		第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	松山市浅海原、浅海本谷、磯河内、猪木、院内、牛谷、小川、尾儀原、小山田、大浦、大河内、大西谷、	別記2及び4のとおり
伊珠区第2号	松山市漁業協同組合外6名	松山市堀江地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 松山市堀江町堀江港東防波堤東側付根から北へ直線距離620メートルの標識 B 松山市堀江町と同市小川の境界標識の鼻西端から南へ200メートルの標識 点 ア Aから289度40分見通し250メートルの点 イ Aから289度40分見通し500メートルの点 ウ Bから256度30分見通し500メートルの点 エ Bから256度30分見通し250メートルの点		第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	個別	松山市堀江町	別記2及び4のとおり
伊珠区第3号	八幡浜漁業協同組合外4名	西宇和郡伊方町高浦及び同町佐市地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 西宇和郡伊方町高浦崎標柱 B 西宇和郡伊方町佐市北側防波堤基部より68メートルの標識 点 ア Aから西宇和郡伊方町走手鼻見通し70メートルの点 イ Aから西宇和郡伊方町走手鼻見通し360メートルの点 ウ イから41度440メートルの点 エ Bから西宇和郡伊方町小振鼻見通し180メートルの点		第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	個別	西宇和郡伊方町足成、三机、佐市、松之浜、大江、志津、小島、田部、高茂、神崎、大久、川之浜及び塩成	別記2及び4のとおり
伊珠区第4号	八幡浜漁業協同組合外1名	西宇和郡伊方町三机地先	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びカアの6直線によって囲まれた区域 基点 A 西宇和郡伊方町三机坂本乙3031番地の1の標識 B 西宇和郡伊方町三机シロバエ 点 ア AからB見通し470メートルの点から180度50メートルの点 イ アから180度400メートルの点 ウ イから90度200メートルの点 エ ウから0度150メートルの点 オ エから270度50メートルの点 カ オから0度250メートルの点		第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	個別	西宇和郡伊方町足成、三机、佐市、松之浜、大江、志津、小島、田部、高茂、神崎、大久、川之浜及び塩成	別記2及び4のとおり
伊珠区第5号	八幡浜漁業協同組合外2名	西宇和郡伊方町神崎後の浜地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 西宇和郡伊方町神崎後の浜東防波堤東基部から海岸線沿いに東へ100メートルの標識 B 西宇和郡伊方町神崎後の浜オソナグチの標識 点 ア Aから199度120メートルの点 イ Aから199度430メートルの点 ウ Bから199度400メートルの点 エ Bから199度100メートルの点		第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	個別	西宇和郡伊方町足成、三机、佐市、松之浜、大江、志津、小島、田部、高茂、神崎、大久、川之浜及び塩成	別記2及び4のとおり

伊珠区第6号	愛媛県漁業協同組合	西宇和郡伊方町釜木地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 西宇和郡伊方町釜木防波堤突端西端 B 西宇和郡伊方町釜木コイノ浜西端の標識 点 ア Aから19度686メートルの点 イ Aから37度30分574メートルの点 ウ Bから342度266メートルの点 エ Bから333度511メートルの点		第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	西宇和郡伊方町三崎地区	別記2及び4のとおり
伊珠区第7号	愛媛県漁業協同組合外11名	西宇和郡伊方町平磯及び釜木地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 西宇和郡伊方町平磯赤碇鼻 B 西宇和郡伊方町釜木防波堤突端西端 点 ア Aから125度85メートルの点 イ Bから308度128メートルの点 ウ Bから31度324メートルの点 エ Aから73度452メートルの点		第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	個別	西宇和郡伊方町三崎地区	別記2及び4のとおり
伊珠区第8号	愛媛県漁業協同組合	西宇和郡伊方町二名津地先	ウア、アイ、イB及びBウの4直線によって囲まれた区域。ただし、最大低潮時海岸線から50メートルの区域を除く。 基点 A 西宇和郡伊方町二名津ツジガウラ浜南端 B 西宇和郡伊方町二名津イケの鼻 点 ア Aから西宇和郡伊方町明神オヤクシ見通し310メートルの点 イ Bから西宇和郡伊方町明神漁港第3防波堤北端見通し150メートルの点 ウ Aから西宇和郡伊方町明神オヤクシ見通し130メートルの点		第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	西宇和郡伊方町三崎地区	別記2及び4のとおり
伊珠区第9号	愛媛県漁業協同組合外3名	西宇和郡伊方町明神地先	アイ、イB、Bオ、オエ、エウ及びウアの6直線によって囲まれた区域 基点 A 西宇和郡伊方町明神漁港第2防波堤突端南端 B 西宇和郡伊方町明神地区防波堤突端北端 点 ア Aから西宇和郡伊方町二名津ウドノロ見通し150メートルの点 イ Bから西宇和郡伊方町二名津ウナイ浜の鼻見通し150メートルの点 ウ Aから西宇和郡伊方町二名津ウドノロ見通し50メートルの点 エ Aから159度210メートルの点 オ AからBへ200メートルの点		第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	個別	西宇和郡伊方町三崎地区	別記2及び4のとおり

- 別記
- 1

漁期終了後15日以内にすべての養殖施設を撤去しなければならない。
- 2

漁具の設置を示す標識を設置しなければならない。
- 3

操業にあたっては水底電線に支障をおよぼしてはならない。
- 4

漁場に設置するいかだの台数は別に定める知事の指示に従わなければならない。

愛媛県 区画漁業権に関する情報一覧

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域 (漁場の区域を緯度経度表記とそれ以外に従前の基点等を併記した場合は、左に緯度経度、右にそれ以外の表記を記載すること。併記していない場合は左の欄に記載すること)	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
伊区第1号	愛媛県漁業協同組合	松山市柳原地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 松山市柳原漁港北防波堤先端北側 点 ア Aから6度13分286メートルの点 イ Aから14度12分294メートルの点 ウ Aから29度29分146メートルの点 エ Aから13度41分131メートルの点	第1種区画漁業	ひじき養殖業	10月1日から翌6月30日まで	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	団体漁業権	松山市浅海原、浅海本谷、磯河内、猪木、院内、牛谷、小川、尾儀原、小山田、大浦、大河内、大西谷、片山、鹿峰、上難波、鴨之池、栗井河原、正岡神田、儀式、客、九川、久保、小川谷、河野高山、光洋台、立岩米之野、佐古、才之原、猿川、猿川原、下難波、庄、庄府、常保免、苞木、善応寺、高田、滝本、北条辻、常竹、土手内、河野中須賀、中通、中西内、中西外、立岩中村、夏目、西谷、荻原、八反地、平林、府中、麓、河野別府、北条、本谷、宮中、宮	別記1及び2のとおり

伊区第2号	愛媛県漁業協同組合	松山市柳原地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 松山市柳原漁港南防波堤先端南側 点 ア Aから176度30分189メートルの点 イ Aから167度46分199メートルの点 ウ Aから182度28分542メートルの点 エ Aから185度29分536メートルの点		第1種区画漁業	ひじき養殖業	10月1日から翌6月30日まで	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	団体漁業権	松山市浅海原、浅海本谷、磯河内、猪木、院内、牛谷、小川、尾儀原、小山田、大浦、大河内、大西谷、片山、鹿峰、上難波、鴨之池、栗井河原、正岡神田、儀式、客、九川、久保、小川谷、河野高山、光洋台、立岩米之野、佐古、才之原、猿川、猿川原、下難波、庄、庄府、常保免、苞木、善応寺、高田、滝本、北条辻、常竹、土手内、河野中須賀、中通、中西内、中西外、立岩中村、夏目、西谷、荻原、八反地、平林、府中、麓、河野別府、北条、本	別記1及び2のとおり
伊区第3号	愛媛県漁業協同組合	松山市宮野地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 松山市宮野西防波堤西側付根から海岸沿い西へ300メートルの標識 点 B 松山市宮野東防波堤東側付根から海岸沿い東へ300メートルの標識 点 ア Aから松山市興居島琴引鼻見通し線とBから同市神浦フグリ岩見通し線との交点 イ Bから松山市神浦フグリ岩見通し410メートルの点 ウ Aから70度440メートルの点 エ Aから松山市興居島琴引鼻見通し340メートルの点		第1種区画漁業	魚類小割式養殖業（くろまぐろ小割式養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	団体漁業権	松山市中島大浦、小浜、長師、宮野及び神浦	別記2のとおり
伊区第4号	愛媛県漁業協同組合	松山市怒和島地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 松山市上怒和漁港北防波堤北側突端 点 B 松山市上怒和漁港南防波堤北側突端 点 ア AからB見通し70メートルの点 イ AからB見通し220メートルの点 ウ Aから266度255メートルの点 エ Aから291度112メートルの点		第1種区画漁業	あわび垂下式・わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	団体漁業権	松山市上怒和	別記2のとおり
伊区第5号	愛媛県漁業協同組合	松山市怒和島地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 松山市怒和島草崎西端 点 B 松山市怒和島ホウ崎南端 点 ア Aから松山市下二子島西端見通し200メートルの点 イ Aから松山市津和地荻藻鼻見通し200メートルの点		第1種区画漁業	わかめ・こんぶ養殖業	9月1日から翌7月31日まで	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	団体漁業権	松山市元怒和	別記1及び2のとおり

伊区第6号	愛媛県漁業協同組合	松山市怒和島地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 松山市元怒和旧西防波堤突端 点 ア Aから219度10分452メートルの点 イ Aから210度15分244メートルの点 ウ Aから196度19分274メートルの点 エ Aから211度18分469メートルの点		第1種区画漁業	あわび垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	団体漁業権	松山市元怒和	別記2のとお
伊区第7号	愛媛県漁業協同組合	松山市津和地島地先	Aア及びアBの2直線とAB間の最大低潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 松山市津和地島グリ鼻南端 B 松山市津和地島メットリ鼻（仙波南鼻）南端 点 ア Aから松山市怒和島辨天鼻見通し線とBから同市二神島能崎見通し線との交点		第1種区画漁業	ひじき養殖業	9月1日から翌7月31日まで	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	団体漁業権	松山市津和地	別記1及び2のとお
伊区第8号	愛媛県漁業協同組合	西宇和郡伊方町二名津地先	Aア、アイ、イウ及びウAの4直線によって囲まれた区域。ただし、最大低潮時海岸線から50メートルの区域を除く。 基点 A 西宇和郡伊方町二名津牛鬼碇 B 西宇和郡伊方町二名津ツジガウラ浜南端 点 ア Aから西宇和郡伊方町明神漁港第1防波堤突端北端見通し200メートルの点 イ Bから西宇和郡伊方町明神オヤクシ見通し310メートルの点 ウ Bから西宇和郡伊方町明神オヤクシ見通し130メートルの点		第1種区画漁業	わかめ・こんぶ・ひじき養殖業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	団体漁業権	西宇和郡伊方町三崎地区	別記2のとお

- 別記
- 1

漁期終了後15日以内にすべての養殖施設を撤去しなければならない。
- 2

漁具の設置を示す標識を設置しなければならない。

愛媛県 区画漁業権に関する情報一覧

愛媛県 区画漁業権に関する情報一覧										
免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域 (漁場の区域を緯度経度表記とそれ以外に従前の基点等を併記した場合は、左に緯度経度、右にそれ以外の表記を記載すること。併記していない場合は左の欄に記載すること)	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
宇珠区第1号	八幡浜漁業協同組合外2名	八幡浜市保内町川之石地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 八幡浜市保内町川之石7の624の2番地地先丸岩の標識 点 ア Aから八幡浜市保内町川之石松ヶ鼻見通し20メートルの点 イ Aから八幡浜市保内町川之石松ヶ鼻見通し120メートルの点 ウ イから192度160メートルの点 エ アから192度160メートルの点	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	個別	八幡浜市保内町川之石、喜木、須川及び宮内	別記2及び4のとおり
宇珠区第2号	八幡浜漁業協同組合外3名	八幡浜市保内町川之石地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 八幡浜市保内町住吉鼻 点 ア Aから八幡浜市保内町西町防波堤突端見通し90メートルの点 イ Aから八幡浜市保内町西町防波堤突端見通し240メートルの点 ウ イから270度100メートルの点 エ アから270度100メートルの点	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	個別	八幡浜市保内町川之石、喜木、須川及び宮内	別記2及び4のとおり
宇珠区第3号	愛媛県漁業協同組合	西予市明浜町狩浜地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 西予市明浜町狩浜小小谷と畑の浦との境界点の標識 点 B 西予市明浜町狩浜窓いそ東側立岩南端標識 ア Aから177度(宇和島市三浦権現山山頂見通し)100メートルの点 イ Aから177度(宇和島市三浦権現山山頂見通し)300メートルの点 ウ Bから176度(宇和島市三浦権現山山頂見通し)160メートルの点 エ Bから176度(宇和島市三浦権現山山頂見通し)10メートルの点	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	西予市明浜町	別記2及び4のとおり
宇珠区第4号	愛媛県漁業協同組合	西予市明浜町狩浜地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 西予市明浜町狩浜3の1469東角標識 点 B Aから護岸沿い西へ30メートルの標識 ア Aから356度(西予市明浜町狩浜オタビヤ川河口左岸角)50メートルの点	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	西予市明浜町	別記2及び4のとおり
宇珠区第5号	愛媛県漁業協同組合	西予市明浜町狩浜地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 西予市明浜町狩浜3の1469北角標識 点 B Aから護岸沿い南へ60メートルの標識 ア Aから98度(西予市明浜町狩浜うどの鼻南端)40メートルの点 イ Bから96度(西予市明浜町狩浜うどの鼻南端)40メートルの点	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	西予市明浜町	別記2及び4のとおり
宇珠区第6号	愛媛県漁業協同組合	西予市明浜町狩浜地先	Aア、アイ、イウ及びウAの4直線とAの地先最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 西予市明浜町狩浜3の1469北角標識 点 B 西予市明浜町狩浜3の1469東角から護岸沿い東へ30メートルの標識 ア Aから349度100メートルの点 イ Bから0度165メートルの点 ウ Bから0度55メートルの点	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	西予市明浜町	別記2及び4のとおり
宇珠区第7号	愛媛県漁業協同組合	西予市明浜町狩浜地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 西予市明浜町狩浜2の2104の2の標識 点 B Aから護岸沿い西へ30メートルの標識 ア Aから121度(西予市明浜町狩浜水越島灯台)40メートルの点 イ Bから121度(西予市明浜町狩浜水越島灯台)30メートルの点	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	西予市明浜町	別記2及び4のとおり

宇珠区第 8号	愛媛県漁業 協同組合	西予市明浜 町狩浜地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区 域 基点 A 西予市明浜町狩浜2の207-2の東端前護岸付根 B Aから護岸沿い西へ25メートルの狩浜2の207-2の西端護岸付根 点 ア Aから125度（西予市明浜町狩浜水越島灯台）30メートルの点 イ Bから125度（西予市明浜町狩浜水越島灯台）30メートルの点		第1種区画 漁業	真珠養殖 業	1月1日か ら12月31日 まで	令和6年4 月1日から 令和16年3 月31日まで	団体	西予市明浜町	別記2及び 4のとおり
宇珠区第 9号	愛媛県漁業 協同組合	西予市明浜 町狩浜地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から10メートルの線と によって囲まれた区域 基点 A 西予市明浜町狩浜仏崎東角標識 B 西予市明浜町狩浜1の215東角標識（境界排水溝口） 点 ア Aから200度（宇和島市吉田町大良鼻）200メートルの点 イ Bから175度（宇和島市吉田町奥浦間口）250メートルの点		第1種区画 漁業	真珠養殖 業	1月1日か ら12月31日 まで	令和6年4 月1日から 令和16年3 月31日まで	団体	西予市明浜町	別記2及び 4のとおり
宇珠区第 10号	愛媛県漁業 協同組合	西予市明浜 町狩浜地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から10メートルの線と によって囲まれた区域 基点 A 西予市明浜町狩浜仏崎東角標識 B 西予市明浜町狩浜間口南西角標識 点 ア Aから200度（宇和島市吉田町大良鼻）200メートルの点 イ Bから197度（宇和島市吉田町奥浦間口）200メートルの点		第1種区画 漁業	真珠養殖 業	1月1日か ら12月31日 まで	令和6年4 月1日から 令和16年3 月31日まで	団体	西予市明浜町	別記2及び 4のとおり
宇珠区第 11号	愛媛県漁業 協同組合	西予市明浜 町俵津地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から10メートルの線と によって囲まれた区域 基点 A 西予市明浜町俵津根崎鼻東角標識 B 西予市明浜町俵津酒井新田中央溝西端角標識 点 ア Aから108度（西予市明浜町俵津小網代理穴）100メートルの点 イ Bから109度（西予市明浜町俵津城ヶ鼻防波堤北側付根）390メー トルの点		第1種区画 漁業	真珠養殖 業	1月1日か ら12月31日 まで	令和6年4 月1日から 令和16年3 月31日まで	団体	西予市明浜町	別記2及び 4のとおり
宇珠区第 12号	愛媛県漁業 協同組合	西予市明浜 町俵津地先	Dア、アイ、イウ、ウエ及エEの5直線とD E間の最大低潮時海岸線とによって 囲まれた区域 基点 A 西予市明浜町俵津3の22の5標識 B 西予市明浜町俵津宮崎川河口左岸端標識 C 西予市明浜町俵津9の162の10の標識 D 西予市明浜町俵津9の169の2防波堤北側付根 E 西予市明浜町俵津酒井新田中央溝西角標識から東へ10メートルの 標識 点 ア BからD見通し線とCから95度（西予市明浜町俵津東川河口右岸 端）の線との交点 イ Bから137度（西予市明浜町俵津城ヶ鼻防波堤北側付根）の線と Cから95度（西予市明浜町俵津東川河口右岸端）の線との交点 ウ Aから183度（宇和島市吉田町丸石）の線とBから137度（西予 市明浜町俵津城ヶ鼻防波堤北側付根）の線との交点 エ Aから183度（宇和島市吉田町丸石）の線とEから109度（西予 市明浜町俵津城ヶ鼻防波堤北側付根）の線との交点		第1種区画 漁業	真珠養殖 業	1月1日か ら12月31日 まで	令和6年4 月1日から 令和16年3 月31日まで	団体	西予市明浜町	別記2及び 4のとおり
宇珠区第 13号	愛媛県漁業 協同組合	西予市明浜 町俵津地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とに よって囲まれた区域 基点 A 西予市明浜町俵津宮崎川河口左岸南西端 B 西予市明浜町俵津3-31-1南側沿岸荷揚場南西端 点 ア Aから150度50メートルの点 イ Bから184度200メートルの点		第1種区画 漁業	真珠養殖 業	1月1日か ら12月31日 まで	令和6年4 月1日から 令和16年3 月31日まで	団体	西予市明浜町	別記2及び 4のとおり

宇珠区第14号	愛媛県漁業協同組合	西予市明浜町俵津地先	Aア、アイ、イウ、ウエ、エD、DE及びECの7直線とAC間の最大低潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 西予市明浜町俵津2の891の1の南角標識 B 西予市明浜町俵津城ヶ鼻防波堤北側付根 C 西予市明浜町俵津ニベ網代南端標識 D 西予市明浜町俵津小大崎鼻から306度見通し40メートルの標識（長持岩） E 西予市明浜町俵津大小島南西部標識 点 ア Aから252度（西予市明浜町俵津9の162の10の南東角）100メートルの点 イ Bから255度（西予市明浜町俵津楠ヶ浦県道堀切）150メートルの点 ウ Dから230度880メートルの点 エ Cから201度（宇和島市吉田町小松鼻）600メートルの点		第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	西予市明浜町	別記2及び4のとおり
宇珠区第15号	愛媛県漁業協同組合	西予市明浜町狩浜水越島地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 西予市明浜町狩浜水越島中央 点 ア Aから334度110メートルの点 イ Aから284度485メートルの点 ウ Aから259度485メートルの点 エ Aから206度110メートルの点		第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	西予市明浜町	別記2及び4のとおり
宇珠区第16号	愛媛県漁業協同組合	宇和島市吉田町深浦地先	Aア、アイ、イウ、ウエ、エG、オB、BC、カキ及びキFの9直線とAB間、CE間の最大低潮時海岸線から30メートルの線とFG間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 西予市明浜町と宇和島市吉田町との最大高潮時海岸線における境界（長持岩） B 宇和島市吉田町深浦3－甲12池の浦防波堤西側付根 C 宇和島市吉田町深浦3－1荒神鼻 D 宇和島市吉田町深浦3－1健雄神社鳥居中央 E 宇和島市吉田町深浦2－534－1深浦防波堤南側付根 F 宇和島市吉田町深浦2－3－1中川河口東角から護岸沿い東へ10メートルの標識 G 宇和島市吉田町深浦1－1－1松ヶ鼻突端 点 ア Aから宇和島市吉田町河内外763小松鼻見通し260メートルの点 イ Bから宇和島市吉田町白浦外646筋防波堤西側付根見通し250メートルの点 ウ Dから宇和島市吉田町白浦外カギガ尻55見通し300メートルの点 エ Gから宇和島市吉田町白浦外23西側角下り松見通し200メートルの点 オ Bから宇和島市吉田町白浦外646筋防波堤西側付根見通し線上における最大低潮時海岸線から30メートルの点 カ Eから宇和島市吉田町法花津6－194－1浜中央がんぎ見通し線上における最大低潮時海岸線から30メートルの点 キ Eから宇和島市吉田町法花津6－194－1浜中央がんぎ見通し80メートルの点		第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	宇和島市吉田町	別記2及び4のとおり

宇珠区第17号	愛媛県漁業協同組合	宇和島市吉田町法花津地先	Ａア、アイ、イウ及びウＣの４直線とＡＣ間の最大低潮時海岸線から30メートルの線とによって囲まれた区域 基点 Ａ 宇和島市吉田町深浦１－１－１松ヶ鼻 Ｂ 宇和島市吉田町法花津１－171小磯の溝西端 Ｃ 宇和島市吉田町法花津１－294－３法花津防波堤西側付根から西へ40メートルの標識 点 ア Ａから宇和島市吉田町白浦外23西角下り松見通し200メートルの点 イ Ｂから宇和島市吉田町白浦3076荒網代とガネダ境界見通し400メートルの点 ウ Ｃから宇和島市吉田町白浦2775番地東角見通し300メートルの点		第１種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	宇和島市吉田町	別記2及び4のとおり
宇珠区第18号	愛媛県漁業協同組合	宇和島市吉田町白浦地先	Ａア及びアＢの２直線とＡＢ間の最大低潮時海岸線から30メートルの線とによって囲まれた区域 基点 Ａ 宇和島市吉田町白浦２－767－１おやしき浜西角から西へ24メートルの標識 Ｂ 宇和島市吉田町白浦2367－３の標識 点 ア Ａから宇和島市吉田町白浦日の平、中島川河口見通し線とＢから宇和島市吉田町深浦２－534－１深浦防波堤南側付根見通し線との交点		第１種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	宇和島市吉田町	別記2及び4のとおり
宇珠区第19号	愛媛県漁業協同組合	宇和島市吉田町白浦地先	Ａア、アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キＥ及びクケの９直線とＡＢ間の最大低潮時海岸線から30メートルの線とＢＥ間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 Ａ 宇和島市吉田町白浦外130地先こうすけ岩南端標識 Ｂ 宇和島市吉田町白浦外カギガ尻55から西へ70メートルの標識 Ｃ 宇和島市吉田町白浦外カギガ尻55 Ｄ 宇和島市吉田町白浦3033－３こうらの鼻 Ｅ 宇和島市吉田町白浦2771－１かどばやの鼻警鐘台 点 ア Ａから宇和島市吉田町白浦外646筋防波堤北側突端見通し80メートルの点 イ アから宇和島市吉田町深浦３－233－３地先、小コ島西鼻見通し300メートルの点 ウ Ｂから宇和島市吉田町深浦池の浦川河口見通し180メートルの点 エ Ｃから宇和島市吉田町深浦１－１－１松ヶ鼻見通し200メートルの点 オ Ｄから宇和島市吉田町法花津７－476－２与村井防波堤突端見通し300メートルの点 カ Ｄから宇和島市吉田町法花津７－476－２与村井防波堤突端見通し280メートルの点 キ Ｅから宇和島市吉田町法花津与村井、江尻川河口見通し420メートルの点 ク Ｂから宇和島市吉田町深浦池の浦川河口見通し線上における最大低潮時海岸線から30メートルの点 ケ Ｂから宇和島市吉田町深浦池の浦川河口見通し線上における最大低潮時海岸線から10メートルの点		第１種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	宇和島市吉田町	別記2及び4のとおり

宇珠区第20号	愛媛県漁業協同組合	宇和島市吉田町白浦地先	アイ、アカ、カB、イウ、ウエ、エオ、オE及びキクの8直線とB D間の最大低潮時海岸線から30メートルの線とD E間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市吉田町河内外762ー1地先東角の標識 B 宇和島市吉田町河内甲2357ー3坊主岩 C 宇和島市吉田町白浦外658地先ハエノコ護岸中央土管の標識 D 宇和島市吉田町白浦外647地先ビヤクシ立岩 E 宇和島市吉田町白浦外274東角標識 点 ア Aから西予市明浜町水越島灯台見通し160メートルの点 イ Aから西予市明浜町水越島灯台見通し280メートルの点 ウ Cから西予市明浜町俵津9ー419根崎鼻見通し400メートルの点 エ Dから西予市明浜町俵津大コ島西鼻見通し250メートルの点 オ Eから西予市明浜町俵津3ー166宮崎川河口見通し445メートルの点 カ Bから西予市明浜町狩浜4ー2だけの鼻西端見通し100メートルの点 キ Dから西予市明浜町俵津大コ島西鼻見通し線上における最大低潮時海岸線から30メートルの点 ク Dから西予市明浜町俵津大コ島西鼻見通し線上における最大低潮時海岸線から10メートルの点		第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	宇和島市吉田町	別記2及び4のとおり
宇珠区第21号	愛媛県漁業協同組合	宇和島市吉田町野島地先	Aア、アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク、クG、Fケ、ケコ、コサ及びサCの13直線とAC間、FG間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市吉田町南君野島山3094西の丸突端 B 宇和島市吉田町南君野島山3094立岩から東へ50メートルの標識 C 宇和島市吉田町南君野島山3094立岩から東へ250メートルの標識 D 宇和島市吉田町南君野島山3094東端標識 E 宇和島市吉田町南君野島山3094 南中角の標識 F 宇和島市吉田町南君野島山3094南側旧石採場の標識 G 宇和島市吉田町南君野島山3094鷹の子洞窟 点 ア Aから宇和島市吉田町奥浦鎌ヶ崎甲49ー2竜王鼻見通し400メートルの点 イ Bから宇和島市吉田町南君41ー2高森山山頂見通し400メートルの点 ウ Bから宇和島市吉田町南君41ー2高森山山頂見通し500メートルの点 エ Cから宇和島市只波鼻見通し500メートルの点 オ Dから宇和島市堂崎見通し400メートルの点 カ Eから宇和島市石応熊ヶ峰中央見通し450メートルの点 キ Fから宇和島市高島西端見通し300メートルの点 ク Gから宇和島市高島灯台見通し300メートルの点 ケ Fから宇和島市高島西端見通し120メートルの点 コ Dから宇和島市堂崎見通し120メートルの点 サ Cから宇和島市只波鼻見通し120メートルの点		第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	宇和島市吉田町	別記2及び4のとおり
宇珠区第22号	愛媛県漁業協同組合	宇和島白浜地先	Aア、アイ、イウ及びウCの4直線とAC間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市白浜184番地4西角の標識 B 宇和島市白浜178番地2北角の標識 C 宇和島市白浜178番地2東角の標識 点 ア Aから宇和島市九島漁港（本九島）東防波堤南側突端見通し50メートルの点 イ Bから宇和島市蛤新3番地4南東角見通し50メートルの点		第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	宇和島市（津島町、吉田町、同三浦及び旧宇和海村地区を除く）	別記2及び4のとおり
宇珠区第23号	愛媛県漁業協同組合	宇和島市大小浜地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市小浜弥八鼻 B 宇和島市小浜防波堤北側付根 点 ア Aから宇和島市小浜琵琶ヶ島北端見通し140メートルの点 イ Bから宇和島市小浜瀬崎見通し60メートルの点		第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	宇和島市（津島町、吉田町、同三浦及び旧宇和海村地区を除く）	別記2及び4のとおり

宇珠区第24号	愛媛県漁業協同組合	宇和島市小浜地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市小浜居浦2024番地2護岸沿い東へ10メートルの標識 B 宇和島市小浜居浦2023番地4護岸沿い東へ10メートルの標識 点 ア Aから宇和島市小浜琵琶ヶ島白石北端見通し10メートルの点 イ Bから宇和島市小浜琵琶ヶ島北端見通し10メートルの点 ウ Bから宇和島市小浜琵琶ヶ島北端見通し60メートルの点 エ Aから宇和島市小浜琵琶ヶ島白石北端見通し60メートルの点		第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	宇和島市（津島町、吉田町、同三浦及び旧宇和海村地区を除く）	別記2及び4のとおり
宇珠区第25号	愛媛県漁業協同組合	宇和島市小浜地先	Bア、アイ、イウ、ウエ、エオ及びオEの6直線とB E間の最大低潮時海岸線から30メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市石応水谷排水口から護岸沿い南へ10メートルの標識 B 宇和島市小浜2002番地新田東角の標識 C 宇和島市小浜琵琶ヶ島白石北端標識 D 宇和島市小浜琵琶ヶ島トベラギ鼻 E 宇和島市小浜竹が下西の鼻 点 ア Cから宇和島市石応水谷排水口見通し180メートルの点 イ Aから277度30分650メートルの点 ウ Aから宇和島市遊子高島西の丸頂見通し970メートルの点 エ Dから宇和島市遊子二並見通し500メートルの点 オ Eから宇和島市小池夫婦碇見通し170メートルの点		第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	宇和島市（津島町、吉田町、同三浦及び旧宇和海村地区を除く）	別記2及び4のとおり
宇珠区第26号	愛媛県漁業協同組合	宇和島市小池地先	A B及びB Cの2直線とA C間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市小池竹が下西の鼻 B 宇和島市小池夫婦碇中央 C 宇和島市小池1756番地2の西角		第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	宇和島市（津島町、吉田町、同三浦及び旧宇和海村地区を除く）	別記2及び4のとおり
宇珠区第27号	愛媛県漁業協同組合	宇和島市小池小坪地先	A Bの直線とA B間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市小池小坪鼻 B 宇和島市小池小坪1531番地2の北角の標識		第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	宇和島市（津島町、吉田町、同三浦及び旧宇和海村地区を除く）	別記2及び4のとおり
宇珠区第28号	愛媛県漁業協同組合	宇和島市小池地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市小池小坪鼻 B 宇和島市小池1429番地前護岸の標識 点 ア Aから宇和島市小池西防波堤突端見通し190メートルの点 イ Bから宇和島市小池竹が下西鼻見通し270メートルの点		第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	宇和島市（津島町、吉田町、同三浦及び旧宇和海村地区を除く）	別記2及び4のとおり
宇珠区第29号	愛媛県漁業協同組合	宇和島市小池地先	Aア、アイ、イウ及びウBの4直線とA B間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市小池1429番地前護岸の標識 B 宇和島市小池鳥首島内鼻東端 C 宇和島市小池鳥首島北端から護岸沿い南へ20メートルの標識 点 ア Aから宇和島市小浜丸山西端見通し270メートルの点 イ Cからア見通し135メートルの点 ウ Bから83度30分40メートルの点		第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	宇和島市（津島町、吉田町、同三浦及び旧宇和海村地区を除く）	別記2及び4のとおり
宇珠区第30号	愛媛県漁業協同組合	宇和島市小池鳥首島地先	Aア、アイ、イウ及びウBの4直線とA B間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市小池鳥首島北端 B 宇和島市小池鳥首島内鼻東端 点 ア Aから宇和島市九島真坂鼻見通し90メートルの点 イ Bから宇和島市小浜琵琶ヶ島島頂見通し300メートルの点 ウ Bから83度30分40メートルの点		第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	宇和島市（津島町、吉田町、同三浦及び旧宇和海村地区を除く）	別記2及び4のとおり

宇珠区第31号	愛媛県漁業協同組合	宇和島市小池地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市小池島首島北端 B 宇和島市小池島首島引出鼻より北へ30メートルの標識 点 ア Aから宇和島市遊子高島東端見通し200メートルの点 イ Aから宇和島市遊子高島海水浴場桟橋付根見通し500メートルの点 ウ Bから宇和島市遊子高島坊主礮灯台見通し500メートルの点 エ Bから宇和島市遊子高島坊主礮灯台見通し150メートルの点		第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	宇和島市（津島町、吉田町、同三浦及び旧宇和海村地区を除く）	別記2及び4のとおり
宇珠区第32号	愛媛県漁業協同組合	宇和島市平浦地先	Aア、アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク、クケ、ケコ及びコAの11直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市小池島首島引出鼻 B 宇和島市平浦はかり岩 C 宇和島市平浦西防波堤西側付根から防波堤沿い南へ50メートルの標識（防波堤屈折点） D 宇和島市平浦長刀1259番地新田東角の標識 点 ア Aから宇和島市遊子高島坊主礮灯台見通し500メートルの点 イ Aから263度30分800メートルの点 ウ Bから宇和島市遊子ニワトリ小島見通し900メートルの点 エ Cから宇和島市三浦安米崎見通し330メートルの点 オ Dから宇和島市三浦名切鼻見通し280メートルの点 カ Dから宇和島市三浦名切鼻見通し120メートルの点 キ Cから宇和島市三浦安米崎見通し80メートルの点 ク Bから宇和島市三浦山崎見通し150メートルの点 ケ Bから宇和島市遊子ニワトリ小島見通し110メートルの点 コ Aから263度30分200メートルの点		第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	宇和島市（津島町、吉田町、同三浦及び旧宇和海村地区を除く）	別記2及び4のとおり
宇珠区第33号	愛媛県漁業協同組合	宇和島市平浦地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市平浦長刀1259番地東角の標識 B 宇和島市平浦1059番地2前護岸の標識 点 ア Aから宇和島市三浦名切鼻見通し120メートルの点 イ Aから宇和島市三浦名切鼻見通し280メートルの点 ウ Bから宇和島市三浦長礮鼻大岩見通し200メートルの点 エ Bから宇和島市三浦長礮鼻大岩見通し90メートルの点		第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	宇和島市（津島町、吉田町、同三浦及び旧宇和海村地区を除く）	別記2及び4のとおり
宇珠区第34号	愛媛県漁業協同組合	宇和島市平浦地先	A B、Bア及びアCの3直線とA C間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市平浦舟木1034番地2南西角の標識 B 宇和島市平浦浮防波堤西側突端 C 宇和島市平浦長刀1287番地東角 点 ア Cから宇和島市三浦尾崎鼻見通し100メートルの点		第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	宇和島市（津島町、吉田町、同三浦及び旧宇和海村地区を除く）	別記2及び4のとおり
宇珠区第35号	愛媛県漁業協同組合	宇和島市平浦地先	Aア、アイ、イウ及びウBの4直線とA B間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市平浦1032番地2新田前護岸の標識 B 宇和島市平浦1034番地2南西角の標識 C 宇和島市平浦1047番地新田前護岸西角の標識 D 宇和島市平浦浮防波堤東側突端 点 ア Aから196度100メートルの点 イ Cから198度180メートルの点 ウ BからD見通し線とCから198度見通し線との交点		第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	宇和島市（津島町、吉田町、同三浦及び旧宇和海村地区を除く）	別記2及び4のとおり

宇珠区第 36号	愛媛県漁業 協同組合	宇和島市平 浦地先	Aア、アイ、イウ及びウCの4直線とAC間の最大低潮時海岸線とによって囲ま れた区域 基点 A 宇和島市平浦新24番地1 新田ニワトリ渚の標識 B 宇和島市平浦新27番地1 新田東北角の標識 C 宇和島市平浦横網代916番地9 新田標識 D 宇和島市蔵居浦14番地3の標識 点 ア Aから196度100メートルの点 イ Bから128度30分90メートルの点 ウ CからD見通し70メートルの点		第1種区画 漁業	真珠養殖 業	1月1日か ら12月31日 まで	令和6年4 月1日から 令和16年3 月31日まで	団体	宇和島市（津島 町、吉田町、同 三浦及び旧宇和 海村地区を除 く）	別記2及び 4のとおり
宇珠区第 37号	愛媛県漁業 協同組合	宇和島市蔵 地先	Aア、アイ、イウ、ウエ及びエEの5直線とAE間の最大低潮時海岸線とによっ て囲まれた区域 基点 A 宇和島市蔵と同市三浦との最大低潮時海岸線における境界 B 宇和島市蔵大谷鼻突端 C 宇和島市蔵大谷東標識 D 宇和島市蔵居浦14番地3の標識 E 宇和島市平浦横網代916番地9 新田標識 F 宇和島市平浦916番地5 新田西端 点 ア Aから304度170メートルの点 イ Bから304度80メートルの点 ウ CからF見通し200メートルの点 エ DからE見通し95メートルの点		第1種区画 漁業	真珠養殖 業	1月1日か ら12月31日 まで	令和6年4 月1日から 令和16年3 月31日まで	団体	宇和島市（津島 町、吉田町、同 三浦及び旧宇和 海村地区を除 く）	別記2及び 4のとおり
宇珠区第 38号	愛媛県漁業 協同組合	宇和島市九 島地先	アイ、イウ、ウエ、エオ及びオAの5直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市九島真坂鼻南標識 B 宇和島市九島小真坂鼻 点 ア Aから宇和島市小池島首島北端見通し60メートルの点 イ Aから宇和島市小池島首島北端見通し570メートルの点 ウ Bから宇和島市小浜琵琶ヶ島北端見通し400メートルの点 エ Bから宇和島市小浜琵琶ヶ島北端見通し260メートルの点 オ Bから313度260メートルの点		第1種区画 漁業	真珠養殖 業	1月1日か ら12月31日 まで	令和6年4 月1日から 令和16年3 月31日まで	団体	宇和島市（津島 町、吉田町、同 三浦及び旧宇和 海村地区を除 く）	別記2及び 4のとおり
宇珠区第 39号	愛媛県漁業 協同組合	宇和島市九 島裏地先	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ及びキAの7直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市九島アイノ谷の標識 B 宇和島市九島真坂鼻双塔突端 点 ア Aから303度140メートルの点 イ Aから303度640メートルの点 ウ Bから宇和島市吉田町野島島頂見通し600メートルの点 エ Bから223度690メートルの点 オ Bから宇和島市小池島首島北端見通し550メートルの点 カ Bから宇和島市小池島首島北端見通し80メートルの点 キ Bから宇和島市吉田町野島島頂見通し80メートルの点		第1種区画 漁業	真珠養殖 業	1月1日か ら12月31日 まで	令和6年4 月1日から 令和16年3 月31日まで	団体	宇和島市（津島 町、吉田町、同 三浦及び旧宇和 海村地区を除 く）	別記2及び 4のとおり
宇珠区第 40号	愛媛県漁業 協同組合	宇和島市三 浦無月地先	Aア、アイ、イウ、ウエ、エオ及びオDの6直線とAD間の最大低潮時海岸線か ら10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市三浦と同市蔵との最大高潮時海岸線における境界 B 宇和島市三浦無月崎埋立地南角 C 宇和島市三浦無月川河口右岸端 D 宇和島市三浦船隠川河口右岸端から護岸沿い北へ50メートルの標識 点 ア Aから275度200メートルの点 イ Bから宇和島市三浦山崎鼻見通し200メートルの点 ウ Bから宇和島市三浦山崎鼻見通し400メートルの点 エ Cから宇和島市三浦深浦真谷見通し650メートルの点 オ Dから宇和島市三浦小外鼻見通し270メートルの点		第1種区画 漁業	真珠養殖 業	1月1日か ら12月31日 まで	令和6年4 月1日から 令和16年3 月31日まで	団体	宇和島市三浦	別記2及び 4のとおり

宇珠区第41号	愛媛県漁業協同組合	宇和島市三浦豊浦地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市三浦赤崎鼻 B 宇和島市三浦鶴神鼻 点 ア Aから宇和島市三浦無月崎埋立地南角見通し180メートルの点 イ Bから宇和島市三浦西新2番地南角見通し170メートルの点		第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	宇和島市三浦	別記2及び4のとおり
宇珠区第42号	愛媛県漁業協同組合	宇和島市三浦豊浦地先	Aア、アイ、イウ及びウCの4直線とA C間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市三浦西3190番地南端の標識 B 宇和島市三浦西新2番地南角 C 宇和島市三浦おしめ鼻 点 ア Aから宇和島市三浦鶴神鼻より東へ護岸沿い90メートルの標識見通し150メートルの点 イ Bから宇和島市三浦赤崎鼻見通し150メートルの点 ウ Cから宇和島市三浦東1761番地南角見通し100メートルの点		第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	宇和島市三浦	別記2及び4のとおり
宇珠区第43号	愛媛県漁業協同組合	宇和島市三浦豊浦地先	Aア、アイ、イウ、ウエ、エE及びオカの6直線とA D間の最大低潮時海岸線から10メートルの線及びD E間の最大低潮時海岸線から20メートルの線によって囲まれた区域。ただし、Cキ、キク及びクBの3直線によって囲まれた区域を除く。 基点 A 宇和島市尾崎鼻突端 B 宇和島市三浦尾崎鼻突端から海岸線沿い東へ100メートルの標識 C 宇和島市三浦長碇鼻北端 D 宇和島市三浦徳利碇沖鼻 E 宇和島市三浦おしめ鼻から海岸線沿い北西へ70メートルの標識 点 ア Aから宇和島市平浦地の間鼻見通し600メートルの点 イ Dから宇和島市平浦下手先見通し650メートルの点 ウ Dから宇和島市平浦下手先見通し270メートルの点 エ Eから宇和島市三浦高松鼻見通し200メートルの点 オ Dから宇和島市平浦下手先見通し線上における最大低潮時海岸線から20メートルの点 カ Dから宇和島市平浦下手先見通し線上における最大低潮時海岸線から10メートルの点 キ Cから宇和島市平浦下手先見通し50メートルの点 ク Bから宇和島市平浦下手先見通し50メートルの点		第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	宇和島市三浦	別記2及び4のとおり
宇珠区第44号	愛媛県漁業協同組合	宇和島市三浦尾崎地先	Aア、アイ及びイEの3直線とA E間の最大低潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域。ただし、Bウ、ウC及びC Dの3直線によって囲まれた区域を除く。 基点 A 宇和島市三浦尾崎鼻 B 宇和島市三浦梨ノ木鼻西端 C 宇和島市三浦寺ヶ鼻西南端 D 宇和島市三浦すべんとう突端 E 宇和島市みかん鼻 点 ア Aから宇和島市三浦山崎鼻見通し150メートルの点 イ Eから宇和島市三浦安米崎見通し560メートルの点 ウ Cから宇和島市三浦安米崎落碇の標識見通し100メートルの点		第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	宇和島市三浦	別記2及び4のとおり
宇珠区第45号	愛媛県漁業協同組合	宇和島市三浦大内地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市三浦竹ヶ鼻東端の標識 B 宇和島市三浦竹ヶ鼻西端の標識 点 ア Aから333度200メートルの点 イ Bから宇和島市三浦山崎神社見通し200メートルの点		第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	宇和島市三浦	別記2及び4のとおり

宇珠区第46号	愛媛県漁業協同組合	宇和島市三浦大内地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市三浦名切崎 B 宇和島市三浦西新10番地前護岸標識 点 ア Aから宇和島市三浦尾崎御伊勢神社見通し200メートルの点 イ Bから宇和島市三浦西440番地東角の標識見通し210メートルの点		第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	宇和島市三浦	別記2及び4のとおり
宇珠区第47号	愛媛県漁業協同組合	宇和島市三浦安米地先	Aア、アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カE及びギクの8直線とA B間の最大低潮時海岸線から10メートルの線及びB E間の最大低潮時海岸線から20メートルの線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市三浦と市遊子との最大高潮時海岸線における境界 B 宇和島市三浦山崎鼻北端から南へ海岸線沿い100メートルの標識 C 宇和島市三浦ヨタゴ鼻東端 D 宇和島市三浦安米崎落着の標識 E 宇和島市三浦西440番地東角の標識 点 ア Aから宇和島市高島西端見通し550メートルの点 イ ウから宇和島市島首島見通し590メートルの点 ウ Bから105度460メートルの点 エ Cから宇和島市三浦寺ヶ鼻見通し200メートルの点 オ Dから宇和島市三浦竹ヶ鼻見通し200メートルの点 カ Eから宇和島市三浦名切崎見通し225メートルの点 キ Bから105度の見通し線上における最大低潮時海岸線から20メートルの点 ク Bから105度の見通し線上における最大低潮時海岸線から10メートルの点		第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	宇和島市三浦	別記2及び4のとおり
宇珠区第48号	愛媛県漁業協同組合	宇和島市下波地先	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びカアの6直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市下波5516番地愛媛県水産研究センター前の護岸の北東端角に設置された金属鈹 点 ア Aから29度18分47秒990メートルの点 イ Aから21度30分00秒1,030メートルの点 ウ Aから16度30分00秒875メートルの点 エ Aから6度45分00秒970メートルの点 オ Aから15度14分15秒1,277メートルの点 カ Aから31度19分35秒1,125メートルの点		第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	宇和島市下波	別記2及び4のとおり
宇珠区第49号	愛媛県漁業協同組合	宇和島市下波地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市下波とびの子鼻に設置された金属鈹 点 ア Aから141度15分26秒107メートルの点 イ Aから53度27分44秒72メートルの点 ウ Aから54度41分24秒161メートルの点 エ Aから117度29分02秒165メートルの点		第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	宇和島市下波	別記2及び4のとおり
宇珠区第50号	愛媛県漁業協同組合	宇和島市下波地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市下波4790番地先島津竜王防波堤先端の岩場に設置された金属鈹 点 ア Aから169度39分47秒169メートルの点 イ Aから128度52分08秒68メートルの点 ウ Aから110度04分52秒142メートルの点 エ Aから143度32分09秒209メートルの点		第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	宇和島市下波	別記2及び4のとおり

宇珠区第 51号	愛媛県漁業 協同組合	宇和島市下 波地先	アイ、イウ、ウエ、エオ及びオアの5直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市島津隧道坑口より南へ60メートルに設置された金属錐 点 ア Aから260度09分25秒205メートルの点 イ Aから276度46分41秒301メートルの点 ウ Aから359度22分03秒440メートルの点 エ Aから22度51分03秒362メートルの点 オ Aから338度28分53秒98メートルの点		第1種区画 漁業	真珠養殖 業	1月1日か ら12月31日 まで	令和6年4 月1日から 令和16年3 月31日まで	団体	宇和島市下波	別記2及び 4のとおり
宇珠区第 52号	愛媛県漁業 協同組合	宇和島市下 波地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市下波5516番地愛媛県水産研究センター前の護岸の北東端角 に設置された金属錐 点 ア Aから358度835メートルの点 イ Aから348度1,025メートルの点 ウ Aから356度45分1,140メートルの点 エ Aから6度45分970メートルの点		第1種区画 漁業	真珠養殖 業	1月1日か ら12月31日 まで	令和6年4 月1日から 令和16年3 月31日まで	団体	宇和島市下波	別記2及び 4のとおり
宇珠区第 53号	愛媛県漁業 協同組合	宇和島市遊 子地先	Aア及びアBの2直線とA B間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域。た だし、宇和島市遊子明越棧橋南端から同市島首島南端見通し線の北側航路幅50メー トルの区域を除く。 基点 A 宇和島市遊子島網代鼻 B 宇和島市遊子5386番地前護岸の標識 点 ア Aから宇和島市遊子梅崎鼻見通し線とBから同市遊子6129番地（二並 島）東端見通し線との交点		第1種区画 漁業	真珠養殖 業	1月1日か ら12月31日 まで	令和6年4 月1日から 令和16年3 月31日まで	団体	宇和島市遊子	別記2及び 4のとおり
宇珠区第 54号	愛媛県漁業 協同組合	宇和島市遊 子地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区 域。ただし、ウエを結ぶ線の東側航路幅50メートルの区域を除く。 基点 A 宇和島市遊子寺崎鼻 B 宇和島市遊子島網代鼻 C 宇和島市遊子山崎鼻 点 ア Aから宇和島市島首島北端見通し線とCから同市遊子6129番地（二 並島）西端見通し線との交点 イ Cから宇和島市遊子二並島西端150メートルの点 ウ Bからイへ50メートルの点 エ Aからアへ300メートルの点		第1種区画 漁業	真珠養殖 業	1月1日か ら12月31日 まで	令和6年4 月1日から 令和16年3 月31日まで	団体	宇和島市遊子	別記2及び 4のとおり
宇珠区第 55号	愛媛県漁業 協同組合	宇和島市遊 子地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区 域 基点 A 宇和島市遊子小矢の浦鼻 B 宇和島市遊子小矢の浦作業団地護岸西端の標識 点 ア Aから宇和島市遊子梅崎鼻見通し150メートルの点 イ Bから宇和島市遊子鶏小島西端見通し150メートルの点		第1種区画 漁業	真珠養殖 業	1月1日か ら12月31日 まで	令和6年4 月1日から 令和16年3 月31日まで	団体	宇和島市遊子	別記2及び 4のとおり
宇珠区第 56号	愛媛県漁業 協同組合	宇和島市遊 子地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市遊子雨宿島東端 点 ア Aから129度180メートルの点 イ Aから105度250メートルの点 ウ Aから132度520メートルの点 エ Aから145度490メートルの点		第1種区画 漁業	真珠養殖 業	1月1日か ら12月31日 まで	令和6年4 月1日から 令和16年3 月31日まで	団体	宇和島市遊子	別記2及び 4のとおり

宇珠区第 57号	愛媛県漁業 協同組合	宇和島市遊 子地先	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びカアの6直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市遊子6128番地（二並島）南東端 B 宇和島市遊子高島西端 点 ア Aから140度350メートルの点 イ Bから185度520メートルの点 ウ Bから165度810メートルの点 エ Bから145度710メートルの点 オ Bから141度1,080メートルの点 カ Aから140度1,100メートルの点		第1種区画 漁業	真珠養殖 業	1月1日か ら12月31日 まで	令和6年4 月1日から 令和16年3 月31日まで	団体	宇和島市遊子	別記2及び 4のとおり
宇珠区第 58号	愛媛県漁業 協同組合	宇和島市遊 子高島地先	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ及びキクの7直線とAC間の最大低潮時海岸線から100メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市遊子高島東端 B 宇和島市遊子高島家島鼻東端 C Aから海岸線沿い南へ60メートルの点 点 ア Aから宇和島市吉田町龍王鼻（立目鼻）西端見通し100メートルの点 イ Aから宇和島市吉田町龍王鼻（立目鼻）西端見通し850メートルの点 ウ Aから宇和島市小高島島頂見通し630メートルの点 エ Aから140度480メートルの点 オ Bから110度420メートルの点 カ Bから24度190メートルの点 キ Aから180度75メートルの点 ク Aから159度120メートルの点		第1種区画 漁業	真珠養殖 業	1月1日か ら12月31日 まで	令和6年4 月1日から 令和16年3 月31日まで	団体	宇和島市遊子	別記2及び 4のとおり
宇珠区第 59号	愛媛県漁業 協同組合	宇和島市遊 子高島地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市遊子高島西端 点 ア Aから300度30分1,030メートルの点 イ Aから344度1,090メートルの点 ウ Aから352度850メートルの点 エ Aから294度775メートルの点		第1種区画 漁業	真珠養殖 業	1月1日か ら12月31日 まで	令和6年4 月1日から 令和16年3 月31日まで	団体	宇和島市遊子	別記2及び 4のとおり
宇珠区第 60号	愛媛県漁業 協同組合	宇和島市遊 子地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市遊子おもてん田鼻東端の標識 B 宇和島市遊子美地島西端 点 ア Aから6度385メートルの点 イ Bから310度200メートルの点 ウ Bから212度165メートルの点 エ Aから44度30分150メートルの点		第1種区画 漁業	真珠養殖 業	1月1日か ら12月31日 まで	令和6年4 月1日から 令和16年3 月31日まで	団体	宇和島市遊子	別記2及び 4のとおり
宇珠区第 61号	愛媛県漁業 協同組合	宇和島市蔦 淵地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市蔦淵2092番地落の鼻突端 B 宇和島市蔦淵2224番地美砂子護岸の南角標識 点 ア Aから宇和島市下波仏瀞岩場金属鉸見通し70メートルの点 イ Bから宇和島市下波竜王鼻見通し250メートルの点 ウ Bから宇和島市下波竜王鼻見通し20メートルの点 エ Aから宇和島市下波仏瀞岩場金属鉸見通し20メートルの点		第1種区画 漁業	真珠養殖 業	1月1日か ら12月31日 まで	令和6年4 月1日から 令和16年3 月31日まで	団体	宇和島市蔦淵	別記2及び 4のとおり

宇珠区第62号	愛媛県漁業協同組合	宇和島市蔦淵地先	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びカアの6直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市蔦淵2053番地西角標識 B Aから81度72メートルの標識 C 宇和島市蔦淵2091番地押抜突端 点 ア Aから宇和島市蔦淵275番地千磔見通し20メートルの点 イ Aから宇和島市蔦淵275番地千磔見通し100メートルの点 ウ Bから25度120メートルの点 エ Cから25度100メートルの点 オ Cから25度20メートルの点 カ Bから25度40メートルの点		第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	宇和島市蔦淵	別記2及び4のとおり
宇珠区第63号	愛媛県漁業協同組合	宇和島市蔦淵地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市蔦淵1994番地新浜作業場西角の標識 B 宇和島市蔦淵1994番地新浜作業場東角の標識 点 ア Aから宇和島市蔦淵1030番地真珠貝作業場見通し40メートルの点 イ Bから宇和島市蔦淵452番地細木運河護岸の東角見通し30メートルの点		第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	宇和島市蔦淵	別記2及び4のとおり
宇珠区第64号	愛媛県漁業協同組合	宇和島市蔦淵地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市蔦淵1692番地東角の標識 B 宇和島市蔦淵1709番地作業場西角の標識 点 ア Aから宇和島市蔦淵1045番地真珠作業場南角見通し50メートルの点 イ Bから宇和島市蔦淵1009番地北角見通し85メートルの点		第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	宇和島市蔦淵	別記2及び4のとおり
宇珠区第65号	愛媛県漁業協同組合	宇和島市蔦淵地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市蔦淵1074-2番地前護岸南角 B Aから護岸沿い北へ15メートルの標識 点 ア Aから宇和島市蔦淵1993番地宿の浦はいたか神社見通し40メートルの点 イ Bから宇和島市蔦淵1071番地北角見通し35メートルの点		第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	宇和島市蔦淵	別記2及び4のとおり
宇珠区第66号	愛媛県漁業協同組合	宇和島市蔦淵地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市蔦淵1074-2番地前護岸南角から護岸沿い北へ15メートルの標識 B 宇和島市蔦淵1068番地前護岸南角の標識 点 ア Aから宇和島市蔦淵1993番地宿の浦はいたか神社見通し35メートルの点 イ Bから宇和島市蔦淵2033番地西角見通し35メートルの点		第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	宇和島市蔦淵	別記2及び4のとおり
宇珠区第67号	愛媛県漁業協同組合	宇和島市蔦淵地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市蔦淵1043番地北角前護岸の標識 B 宇和島市蔦淵1068番地北角前護岸の標識 点 ア Aから宇和島市蔦淵2011番地神明神社見通し55メートルの点 イ Bから宇和島市蔦淵2033番地西角見通し50メートルの点		第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	宇和島市蔦淵	別記2及び4のとおり
宇珠区第68号	愛媛県漁業協同組合	宇和島市蔦淵地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市蔦淵917番地西角の標識 B 宇和島市蔦淵948番地東角の標識 点 ア Aから宇和島市蔦淵515-7番地天神鼻護岸の北角見通し50メートルの点 イ Bから宇和島市蔦淵452番地細木運河護岸の西角見通し40メートルの点		第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	宇和島市蔦淵	別記2及び4のとおり

宇珠区第 69号	愛媛県漁業 協同組合	宇和島市蔦 淵地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市蔦淵189番地石原鼻 B Aから南東へ海岸線沿い680メートルの標識 点 ア Aから220度390メートルの点 イ Aから220度270メートルの点 ウ Bから220度480メートルの点 エ Bから220度600メートルの点		第1種区画 漁業	真珠養殖 業	1月1日から 12月31日 まで	令和6年4 月1日から 令和16年3 月31日まで	団体	宇和島市蔦淵	別記2及び 4のとおり
宇珠区第 70号	愛媛県漁業 協同組合	宇和島市蔦 淵地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市蔦淵976番地作業場西角前護岸の標識 B 宇和島市蔦淵977番地作業場北角前護岸の標識 点 ア Aから宇和島市蔦淵515ー7番地天神鼻埋立護岸西角見通し28メー トルの点 イ Bから宇和島市蔦淵515ー7番地天神鼻埋立護岸西角から海岸線沿 い東へ32メートルの標識見通し28メートルの点		第1種区画 漁業	真珠養殖 業	1月1日から 12月31日 まで	令和6年4 月1日から 令和16年3 月31日まで	団体	宇和島市蔦淵	別記2及び 4のとおり
宇珠区第 71号	愛媛県漁業 協同組合	宇和島市蔦 淵地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市蔦淵215番地小池東端の簷 B 宇和島市蔦淵189番地石原鼻から海岸線沿い東へ660メートルの標識 点 ア Aから宿の浦1827番地庵寺見通し670メートルの点 イ Aから宿の浦1827番地庵寺見通し550メートルの点 ウ Bから220度700メートルの点 エ Bから220度820メートルの点		第1種区画 漁業	真珠養殖 業	1月1日から 12月31日 まで	令和6年4 月1日から 令和16年3 月31日まで	団体	宇和島市蔦淵	別記2及び 4のとおり
宇珠区第 72号	愛媛県漁業 協同組合	宇和島市蔦 淵地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市蔦淵215番地小池東端の簷 B 宇和島市蔦淵189番地石原鼻から海岸線沿い東へ720メートルの標識 点 ア Aから宿の浦1827番地庵寺見通し870メートルの点 イ Aから宿の浦1827番地庵寺見通し750メートルの点 ウ Bから220度890メートルの点 エ Bから220度1,010メートルの点		第1種区画 漁業	真珠養殖 業	1月1日から 12月31日 まで	令和6年4 月1日から 令和16年3 月31日まで	団体	宇和島市蔦淵	別記2及び 4のとおり
宇珠区第 73号	愛媛県漁業 協同組合	宇和島市蔦 淵地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市下波大池鼻の簷南端 B 宇和島市下波黒崎鼻の簷南端 点 ア Aから宇和島市蔦淵2225番地美砂子鼻見通し130メートルの点 イ Aから宇和島市蔦淵2225番地美砂子鼻見通し302メートルの点 ウ Bから宇和島市蔦淵大鶴留止島島頂見通し312メートルの点 エ Bから宇和島市蔦淵大鶴留止島島頂見通し140メートルの点		第1種区画 漁業	真珠養殖 業	1月1日から 12月31日 まで	令和6年4 月1日から 令和16年3 月31日まで	団体	宇和島市蔦淵	別記2及び 4のとおり
宇珠区第 74号	愛媛県漁業 協同組合	宇和島市蔦 淵地先	Aア、アイ、イウ及びウAの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市蔦淵2353番地ゴンジロ鼻突端 点 ア Aから180度140メートルの点 イ Aから228度370メートルの点 ウ Aから259度336メートルの点		第1種区画 漁業	真珠養殖 業	1月1日から 12月31日 まで	令和6年4 月1日から 令和16年3 月31日まで	団体	宇和島市蔦淵	別記2及び 4のとおり
宇珠区第 75号	愛媛県漁業 協同組合	宇和島市戸 島地先	Aア及びアBの2直線とAB間の最大低潮時海岸線から50メートルの線とによっ て囲まれた区域 基点 A 宇和島市戸島赤崎岩 B 宇和島市戸島権現神社鳥居前 点 ア Aから宇和島市蔦淵黒島東端見通し230メートルの点		第1種区画 漁業	真珠養殖 業	1月1日から 12月31日 まで	令和6年4 月1日から 令和16年3 月31日まで	団体	宇和島市戸島	別記2及び 4のとおり

宇珠区第76号	愛媛県漁業協同組合	宇和島市戸島地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市戸島丸山の標識 B 宇和島市戸島大内浦の標識 点 ア Aから145度190メートルの点 イ Aから145度290メートルの点 ウ Bから145度430メートルの点 エ Bから145度330メートルの点		第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	宇和島市戸島	別記2及び4のとおり
宇珠区第77号	愛媛県漁業協同組合	宇和島市津島町北灘福浦地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町北灘福浦ヤワタジリの標識 B 宇和島市津島町北灘福浦中水谷の標識 点 ア Aから宇和島市津島町北灘福浦明神石垣中央見通し140メートルの点 イ Aから宇和島市津島町北灘福浦明神石垣中央見通し30メートルの点 ウ Bから宇和島市津島町北灘福浦サザエ簀見通し100メートルの点 エ Bから宇和島市津島町北灘福浦サザエ簀見通し200メートルの点		第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	宇和島市津島町北灘	別記2及び4のとおり
宇珠区第78号	愛媛県漁業協同組合	宇和島市津島町北灘福浦地先	Bア、アイ及びイAの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町北灘福浦須ヶ鼻 B Aから海岸線沿い南へ50メートルの標識 点 ア Bから宇和島市津島町北灘福浦川口左岸端見通し100メートルの点 イ Aから宇和島市津島町北灘福浦ヤワタジリ護岸中央の標識見通し90メートルの点		第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	宇和島市津島町北灘	別記2及び4のとおり
宇珠区第79号	愛媛県漁業協同組合	宇和島市津島町北灘地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町北灘大日提防波堤北側突端 B 宇和島市津島町北灘内の須口東側突端 点 ア Aから宇和島市津島町北灘坪浦鼻見通し100メートルの点 イ Aから宇和島市津島町北灘坪浦鼻見通し550メートルの点 ウ Bから宇和島市津島町北灘第4号5の8（愛媛県漁業協同組合北灘支所）集荷場北角見通し700メートルの点 エ Bから宇和島市津島町北灘第4号5の8（愛媛県漁業協同組合北灘支所）集荷場北角見通し250メートルの点		第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	宇和島市津島町北灘	別記2及び4のとおり
宇珠区第80号	愛媛県漁業協同組合	宇和島市津島町北灘地先	Aア及びイBの2直線とA B間の最大低潮時海岸線及び同海岸線から30メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町北灘大日提防波堤北側突端 B 宇和島市津島町北灘内の須口東側突端 点 ア Aから宇和島市津島町北灘坪浦鼻見通し30メートルの点 イ Bから宇和島市津島町北灘第4号5の8（愛媛県漁業協同組合北灘支所）集荷場北角見通し30メートルの点		第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	宇和島市津島町北灘	別記2及び4のとおり
宇珠区第81号	愛媛県漁業協同組合	宇和島市津島町北灘地先	Aア及びイBの2直線とA B間の最大低潮時海岸線及び同海岸線から30メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町北灘旧宇和島市立南部小学校の正門から海岸線沿い南へ70メートルの標識 B 宇和島市津島町北灘小日提小梅谷溝北角 点 ア AからB見通し30メートルの点 イ BからA見通し30メートルの点		第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	宇和島市津島町北灘	別記2及び4のとおり

宇珠区第 82号	愛媛県漁業 協同組合	宇和島市津 島町北灘地 先	Aア、アイ、イウ及びウCの4直線とAC間の最大低潮時海岸線から30メートルの線とによって囲まれた区域。ただし、エオ、オカ、カキ及びキエの4直線によっ て囲まれた区域を除く。 基点 A 宇和島市津島町北灘丁1445番地の8地先地下水吸水構から東へ直 線で10メートルの標識 B 宇和島市津島町北灘渚ノ元標識 C 宇和島市津島町北灘黒滝標識 点 ア Aから宇和島市津島町北灘稲ヶ窪見通し300メートルの点 イ Bから宇和島市津島町北灘牛の浦鼻見通し300メートルの点 ウ Cから宇和島市津島町北灘恵美須鼻見通し400メートルの点 エ Aから宇和島市津島町北灘稲ヶ窪見通し80メートルの点 オ Aから宇和島市津島町北灘稲ヶ窪見通し146メートルの点 カ Cから宇和島市津島町北灘恵美須鼻見通し300メートルの点 キ Cから宇和島市津島町北灘恵美須鼻見通し250メートルの点		第1種区画 漁業	真珠養殖 業	1月1日か ら12月31日 まで	令和6年4 月1日から 令和16年3 月31日まで	団体	宇和島市津島町 北灘	別記2及び 4のとおり
宇珠区第 83号	愛媛県漁業 協同組合	宇和島市津 島町北灘地 先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から50メートルの線と によって囲まれた区域。ただし、ウエ、エオ、オカ及びカウの4直線によって囲ま れた区域を除く。 基点 A 宇和島市津島町北灘黒滝標識 B 宇和島市津島町北灘柏崎鼻 点 ア Aから宇和島市津島町北灘恵美須鼻見通し360メートルの点 イ Bから宇和島市津島町北灘瀬の下鼻見通し300メートルの点 ウ Aから宇和島市津島町北灘恵美須鼻見通し250メートルの点 エ Aから宇和島市津島町北灘恵美須鼻見通し300メートルの点 オ Bから宇和島市津島町北灘瀬の下鼻見通し250メートルの点 カ Bから宇和島市津島町北灘瀬の下鼻見通し200メートルの点		第1種区画 漁業	真珠養殖 業	1月1日か ら12月31日 まで	令和6年4 月1日から 令和16年3 月31日まで	団体	宇和島市津島町 北灘	別記2及び 4のとおり
宇珠区第 84号	愛媛県漁業 協同組合	宇和島市津 島町北灘地 先	Aア、アイ、イウ、ウエ及びエBの5直線とAB間の最大低潮時海岸線から50 メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町北灘羽釜鼻 B 宇和島市津島町北灘大瀬鼻 点 ア Aから宇和島市津島町前島島頂見通し570メートルの点 イ Bから193度965メートルの点 ウ Bから135度365メートルの点 エ Bから宇和島市津島町前島島頂見通し60メートルの点		第1種区画 漁業	真珠養殖 業	1月1日か ら12月31日 まで	令和6年4 月1日から 令和16年3 月31日まで	団体	宇和島市津島町 北灘	別記2及び 4のとおり
宇珠区第 85号	愛媛県漁業 協同組合	宇和島市津 島町田之浜 地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から50メートルの線と によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町田之浜ハガマの鼻 B 宇和島市津島町田之浜漁港防波堤西側付根から防波堤沿い南東へ100 メートルの標識 点 ア Aから210度250メートルの点 イ Bから213度30分120メートルの点		第1種区画 漁業	真珠養殖 業	1月1日か ら12月31日 まで	令和6年4 月1日から 令和16年3 月31日まで	団体	宇和島市津島町 下灘	別記2及び 4のとおり

宇珠区第 86号	愛媛県漁業 協同組合	宇和島市津 島町曾根地 先	Aア、アイ、イウ、ウエ及びエCの5直線とAC間の最大低潮時海岸線から30 メートルの線とによって囲まれた区域。ただし、オカ、カキ、キク及びクオの4直 線によって囲まれた区域を除く。 基点 A 宇和島市津島町曾根中瀬の標識 B 宇和島市津島町ウドの鼻 C 宇和島市津島町大迫の鼻 点 ア Aから302度750メートルの点 イ Bから278度30分700メートルの点 ウ Bから278度30分500メートルの点 エ Cから278度30分490メートルの点 オ Aから302度250メートルの点 カ Aから302度350メートルの点 キ Bから278度30分300メートルの点 ク Bから278度30分200メートルの点		第1種区画 漁業	真珠養殖 業	1月1日か ら12月31日 まで	令和6年4 月1日から 令和16年3 月31日まで	団体	宇和島市津島町 下灘	別記2及び 4のとおり
宇珠区第 87号	愛媛県漁業 協同組合	宇和島市津 島町曾根地 先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町曾根大迫の鼻突端 B 宇和島市津島町曾根防波堤付根 点 ア Aから151度250メートルの点 イ Aから151度430メートルの点 ウ Bから176度30分130メートルの点 エ Bから176度30分30メートルの点		第1種区画 漁業	真珠養殖 業	1月1日か ら12月31日 まで	令和6年4 月1日から 令和16年3 月31日まで	団体	宇和島市津島町 下灘	別記2及び 4のとおり
宇珠区第 88号	愛媛県漁業 協同組合	宇和島市津 島町曾根地 先	Aア及びアBの2直線とAB間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによっ て囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町曾根棧橋付根中央 B 宇和島市津島町脇544番地住宅南角前護岸標識 点 ア Aから153度30分90メートルの点		第1種区画 漁業	真珠養殖 業	1月1日か ら12月31日 まで	令和6年4 月1日から 令和16年3 月31日まで	団体	宇和島市津島町 下灘	別記2及び 4のとおり
宇珠区第 89号	愛媛県漁業 協同組合	宇和島市津 島町脇地先	アイ、イウ、ウエ、エオ及びオアの5直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町田風広浦の鼻北端 B 宇和島市津島町田風中瀬の標識 点 ア Aから356度58分110メートルの点 イ Aから56度45分125メートルの点 ウ Aから82度30分85メートルの点 エ Bから311度50メートルの点 オ Bから311度100メートルの点		第1種区画 漁業	真珠養殖 業	1月1日か ら12月31日 まで	令和6年4 月1日から 令和16年3 月31日まで	団体	宇和島市津島町 下灘	別記2及び 4のとおり
宇珠区第 90号	愛媛県漁業 協同組合	宇和島市津 島町田風地 先	Fア、アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びカAの7直線とAC間の最大低潮時海 岸線から10メートルの線とEF間の最大低潮時海岸線から50メートルの線によっ て囲まれた区域。ただし、Eキ、キク及びクCによって囲まれた区域を除く。 基点 A 宇和島市津島町田風120番地住宅北東角 B 宇和島市津島町田風126番地住宅中央護岸標識 C 宇和島市津島町田風曾根殿神社前護岸標識 D 宇和島市津島町田風丸バエの鼻 E 宇和島市津島町田風広浦越の鼻 F 宇和島市津島町田風広浦コンクリート護岸東端 点 ア Fから305度30分280メートルの点 イ Eから320度320メートルの点 ウ Dから325度30分300メートルの点 エ Bから344度425メートルの点 オ Bから344度270メートルの点 カ Aから345度240メートルの点 キ Eから320度80メートルの点 ク Cから325度70メートルの点		第1種区画 漁業	真珠養殖 業	1月1日か ら12月31日 まで	令和6年4 月1日から 令和16年3 月31日まで	団体	宇和島市津島町 下灘	別記2及び 4のとおり

宇珠区第 91号	愛媛県漁業 協同組合	宇和島市津 島町田畠地 先	Aア、アイ、イD、Dウ及びウBの5直線とA B間の最大低潮時海岸線から10 メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町田畠ハソノ鼻北東角 B 宇和島市津島町田畠ハソノ鼻北西角 C 宇和島市津島町田畠外の浦防波堤東側付根 D 宇和島市津島町田畠外の浦旧防波堤東側先端 点 ア Aから49度30分70メートルの点 イ Dから61度50メートルの点 ウ CからD見通し40メートルの点		第1種区画 漁業	真珠養殖 業	1月1日か ら12月31日 まで	令和6年4 月1日から 令和16年3 月31日まで	団体	宇和島市津島町 下灘	別記2及び 4のとおり
宇珠区第 92号	愛媛県漁業 協同組合	宇和島市津 島町泥目水 地先	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ及びキアの7直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町泥目水中ショウジの標識 B 宇和島市津島町泥目水中瀬 C 宇和島市津島町泥目水エボシ鼻 D 宇和島市津島町泥目水消防詰所前護岸北角 点 ア Aから298度45分150メートルの点 イ Aから298度45分250メートルの点 ウ Cから206度30分360メートルの点 エ Dから203度560メートルの点 オ Dから203度310メートルの点 カ Cから206度30分100メートルの点 キ Bから250度60メートルの点		第1種区画 漁業	真珠養殖 業	1月1日か ら12月31日 まで	令和6年4 月1日から 令和16年3 月31日まで	団体	宇和島市津島町 下灘	別記2及び 4のとおり
宇珠区第 93号	愛媛県漁業 協同組合	宇和島市津 島町泥目水 地先	Aア、アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びカCの7直線とA C間の最大低潮時海 岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町泥目水西ヶ坂防波堤南西角先端 B 宇和島市津島町泥目水7番35（愛媛県漁業協同組合下灘支所真珠貝 研究所）護岸の西端 C 宇和島市津島町泥目水7番35（愛媛県漁業協同組合下灘支所真珠貝 研究所）護岸の南角 D 宇和島市津島町泥目水城のコンクリート護岸北端 E 宇和島市津島町泥目水黒滝の頂点 点 ア Aから111度40分220メートルの点 イ Bから202度30分400メートルの点 ウ Eから259度30分400メートルの点 エ Eから259度30分80メートルの点 オ Dから241度60メートルの点 カ Cから187度30分50メートルの点		第1種区画 漁業	真珠養殖 業	1月1日か ら12月31日 まで	令和6年4 月1日から 令和16年3 月31日まで	団体	宇和島市津島町 下灘	別記2及び 4のとおり
宇珠区第 94号	愛媛県漁業 協同組合	宇和島市津 島町泥目水 地先	Aア、アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ及びキAの8直線によって囲まれた 区域 基点 A 宇和島市津島町泥目水ウバハエ B 宇和島市津島町泥目水立バエ北端の標識 C 宇和島市津島町泥目水上溝鼻 D 宇和島市津島町泥目水下溝鼻 点 ア Aから338度300メートルの点 イ Bから308度10分400メートルの点 ウ Dから233度30分350メートルの点 エ Dから233度30分100メートルの点 オ Cから264度100メートルの点 カ Bから308度10分100メートルの点 キ Bから308度10分50メートルの点		第1種区画 漁業	真珠養殖 業	1月1日か ら12月31日 まで	令和6年4 月1日から 令和16年3 月31日まで	団体	宇和島市津島町 下灘	別記2及び 4のとおり

宇珠区第 95号	愛媛県漁業 協同組合	宇和島市津 島町坪井地 先	Aア、アイ、イウ及びウCの4直線とAC間の最大低潮時海岸線から40メートル の線とによって囲まれた区域。ただし、宇区第138号の区域を除く。 基点 A 宇和島市津島町坪井曾根崎西角 B 宇和島市津島町坪井曾根崎東角 C 宇和島市津島町坪井黒鼻突端 点 ア Aから206度30分300メートルの点 イ Bから176度30分340メートルの点 ウ Cから176度30分530メートルの点		第1種区画 漁業	真珠養殖 業	1月1日か ら12月31日 まで	令和6年4 月1日から 令和16年3 月31日まで	団体	宇和島市津島町 下灘	別記2及び 4のとおり
宇珠区第 96号	愛媛県漁業 協同組合	宇和島市津 島町坪井地 先	Aア及びアBの2直線とAB間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによっ て囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町坪井下刈谷引揚上ノ道標識 B 宇和島市津島町坪井下刈谷鼻 点 ア Aから91度40分の線とBから3度の線との交点		第1種区画 漁業	真珠養殖 業	1月1日か ら12月31日 まで	令和6年4 月1日から 令和16年3 月31日まで	団体	宇和島市津島町 下灘	別記2及び 4のとおり
宇珠区第 97号	愛媛県漁業 協同組合	宇和島市津 島町坪井地 先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から10メートルの線と によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町坪井下刈谷福島鼻 B 宇和島市津島町坪井中鼻 点 ア Aから87度240メートルの点 イ Bから91度200メートルの点		第1種区画 漁業	真珠養殖 業	1月1日か ら12月31日 まで	令和6年4 月1日から 令和16年3 月31日まで	団体	宇和島市津島町 下灘	別記2及び 4のとおり
宇珠区第 98号	愛媛県漁業 協同組合	宇和島市津 島町嵐地先	Aア、アイ、イウ、ウエ、エオ及びオBの6直線とAB間の最大低潮時海岸線か ら10メートルの線とによって囲まれた区域。ただし、Cの最大低潮時海岸線から10 メートルの線とによって囲まれた区域を除く。 基点 A 宇和島市津島町嵐小島の谷中央の標識 B 宇和島市津島町嵐慶ヶ浦676番地の1（愛媛県漁業協同組合下灘支所 作業場）の東角 C 宇和島市津島町嵐小島の島頂 点 ア Aから239度15分の線とCから338度30分の線との交点 イ Aから239度30分300メートルの点 ウ Cから211度140メートルの点 エ Cから159度100メートルの点 オ Bから165度50メートルの点		第1種区画 漁業	真珠養殖 業	1月1日か ら12月31日 まで	令和6年4 月1日から 令和16年3 月31日まで	団体	宇和島市津島町 下灘	別記2及び 4のとおり
宇珠区第 99号	愛媛県漁業 協同組合	宇和島市津 島町嵐地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から20メートルの線と によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町嵐ハゲの鼻 B 宇和島市津島町嵐番外乙1番地前護岸の標識 点 ア Aから342度30分110メートルの点 イ Bから338度30分160メートルの点		第1種区画 漁業	真珠養殖 業	1月1日か ら12月31日 まで	令和6年4 月1日から 令和16年3 月31日まで	団体	宇和島市津島町 下灘	別記2及び 4のとおり
宇珠区第 100号	愛媛県漁業 協同組合	宇和島市津 島町針木地 先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から10メートルの線と によって囲まれた区域。ただし、Cウ、ウエ及びエDの3直線と最大低潮時海岸線 から20メートルの線とによって囲まれた区域を除く。 基点 A 宇和島市津島町針木大場の鼻標識 B 宇和島市津島町針木高立黒岩の標識 C 宇和島市津島町針木大波の浜259番地の1地先大波の浜埋立地北端か ら護岸沿い南へ12メートルの標識 D Cから護岸沿い南へ85メートルの標識 点 ア Aから238度180メートルの点 イ Bから222度270メートルの点 ウ Cから240度30分220メートルの点 エ Dから233度210メートルの点		第1種区画 漁業	真珠養殖 業	1月1日か ら12月31日 まで	令和6年4 月1日から 令和16年3 月31日まで	団体	宇和島市津島町 下灘	別記2及び 4のとおり

宇珠区第101号	愛媛県漁業協同組合	宇和島市津島町針木地先	Ａア、アイ及びイＢの３直線とＡＢ間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 Ａ 宇和島市津島町針木76番地の２作業場西端の標識 Ｂ 宇和島市津島町浦知宮の鼻標識 点 ア Ａから247度30分60メートルの点 イ Ｂから254度70メートルの点		第１種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	宇和島市津島町下灘	別記２及び４のとおり
宇珠区第102号	愛媛県漁業協同組合	宇和島市津島町浦知、塩定、柿の浦地先	Ａア、アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びカＦの７直線とＡＢ間の最大低潮時海岸線から10メートルの線及びＢキ及びキＣの２直線とＣＦ間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域。 基点 Ａ 宇和島市津島町浦知防波堤西側付根 Ｂ 宇和島市津島町浦知431番地前護岸の標識 Ｃ 宇和島市津島町浦知川河口左岸端 Ｄ 宇和島市津島町塩定竜王鼻 Ｅ 宇和島市津島町塩定広笠中央の標識 Ｆ 宇和島市津島町柿の浦770番地の２住宅前標識 点 ア Ａから260度140メートルの点 イ Ｂから277度30分220メートルの点 ウ Ｄから358度160メートルの点 エ Ｄから309度250メートルの点 オ Ｅから307度40分250メートルの点 カ Ｆから239度30分140メートルの点 キ Ｃから335度30分100メートルの点		第１種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	宇和島市津島町下灘	別記２及び４のとおり
宇珠区第103号	愛媛県漁業協同組合	宇和島市津島町柿の浦地先	Ａア、アイ、イウ、ウエ、エオ及びオＥの６直線とＡＥ間の最大低潮時海岸線から10メートルの線及びＥカ及びカＦの２直線とＥＦ間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 Ａ 宇和島市津島町柿の浦久保浦758番地西南端前護岸標識 Ｂ 宇和島市津島町柿の浦743番地の１作業場南角前護岸標識 Ｃ 宇和島市津島町柿の浦706番地作業場北角前護岸標識 Ｄ 宇和島市津島町柿の浦永ヶ平護岸中央標識 Ｅ 宇和島市津島町柿の浦永ヶ平乙78番地７前護岸東角 Ｆ 宇和島市津島町柿の浦中鼻東端 点 ア Ａから261度30分55メートルの点 イ Ｂから261度30分70メートルの点 ウ Ｄから17度の線とＣＥを結んだ線との交点 エ Ｄから17度70メートルの点 オ Ｅから358度50メートルの点 カ Ｅから110度100メートルの点		第１種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	宇和島市津島町下灘	別記２及び４のとおり
宇珠区第104号	愛媛県漁業協同組合	宇和島市津島町曲島地先	Ａア、アイ、イウ、ウエ及びエＢの５直線とＡＢ間の最大低潮時海岸線から30メートルの線とによって囲まれた区域 基点 Ａ 宇和島市津島町柿の浦松ヶ鼻 Ｂ Ｃから海岸線沿い東へ60メートルの標識 Ｃ 宇和島市津島町曲島ウス箸 点 ア Ａから323度400メートルの点 イ Ｃから319度15分400メートルの点 ウ Ｃから319度15分250メートルの点 エ Ｂから329度15分250メートルの点		第１種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	宇和島市津島町下灘	別記２及び４のとおり

宇珠区第105号	愛媛県漁業協同組合	宇和島市津島町曲島平井地先	Ａア、アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ及びキクの8直線とＡＥ間の最大低潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域。ただし、サシ、シス、スセ、セソ、ソタ及びタサの6直線によって囲まれた区域及びＢコ、コケ及びケＣの3直線とＢＣ間の最大低潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域を除く。 基点 Ａ 宇和島市津島町大浦の浜中央標識 Ｂ 宇和島市津島町大浦引出しの鼻 Ｃ 宇和島市津島町曲島埋立地護岸北東角 Ｄ 宇和島市津島町曲島州鼻護岸付根から東へ34メートルの標識 Ｅ 宇和島市津島町曲島マト鼻 Ｆ 宇和島市津島町平井マトケ鼻 Ｇ 宇和島市津島町平井長ハエの鼻 点 ア Aから347度630メートルの点 イ Dから9度45分370メートルの点 ウ Eから339度400メートルの点 エ Gから333度45分540メートルの点 オ Gから333度45分195メートルの点 カ Fから327度15分95メートルの点 キ Fから327度15分25メートルの点 ク Eから339度20メートルの点 ケ Cから0度30分120メートルの点 コ Bから358度30分115メートルの点 サ Dから9度45分145メートルの点 シ Dから9度45分245メートルの点 ス Eから339度250メートルの点 セ Fから327度15分250メートルの点 ソ Fから327度15分150メートルの点 タ Eから339度150メートルの点		第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	宇和島市津島町下灘	別記2及び4のとおり
宇珠区第106号	愛媛県漁業協同組合	宇和島市津島町平井地先	Ａア、アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キケ、ケコ及びコＧの10直線とＡＢ間の最大低潮時海岸線から20メートルの線及びＢク及びクＣの2直線とＣＧ間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 Ａ 宇和島市津島町平井仏崎 Ｂ 宇和島市津島町平井サンジロ鼻 Ｃ Dから海岸線沿い西へ55メートルの標識 Ｄ 宇和島市津島町平井白石の鼻 Ｅ Dから海岸線沿い南へ100メートルの標識 Ｆ 宇和島市津島町平井6番地前護岸標識 Ｇ 宇和島市津島町平井14番地の1北角 点 ア Aから356度100メートルの点 イ Bから48度40分195メートルの点 ウ Bから87度30分160メートルの点 エ Bから86度236メートルの点 オ Dから99度30分150メートルの点 カ Eから103度150メートルの点 キ Fから119度120メートルの点 ク Bから58度30分70メートルの点 ケ Fから119度150メートルの点 コ Gから111度30分155メートルの点		第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	宇和島市津島町下灘	別記2及び4のとおり

宇珠区第107号	愛媛県漁業協同組合	宇和島市津島町成地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町成クワノサコ鼻南端標識 B 宇和島市津島町成赤崎鼻突端 点 ア Aから0度15分450メートルの点 イ Bから350度250メートルの点		第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	宇和島市津島町下灘	別記2及び4のとおり
宇珠区第108号	愛媛県漁業協同組合	宇和島市津島町成地先	Aア、アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク、クケ、ケコ、コサ、サシ及びシFの13直線とA B間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とB C間の最大低潮時海岸線から20メートルの線とC E間の最大低潮時海岸線から10メートルの線及びE F間の最大低潮時海岸線から30メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町成帆焼25番地前護岸標識 B 宇和島市津島町成崎突端 C 宇和島市津島町成55番地天成冷蔵庫北角から護岸沿い北へ15メートルの標識 D 宇和島市津島町成318番地1と同町成355番地との境界標識 E 宇和島市津島町成408番地（旧宇和島市立由良小学校）前護岸西角 F 宇和島市津島町成城の鼻突端 点 ア Aから82度200メートルの点 イ Bから76度50メートルの点 ウ Bから76度100メートルの点 エ Aから82度250メートルの点 オ Aから82度350メートルの点 カ Bから108度30分250メートルの点 キ Cから128度140メートルの点 ク Cから128度30メートルの点 ケ Dから28度30分30メートルの点 コ Dから28度30分180メートルの点 サ Eから48度15分250メートルの点 シ Fから8度30分280メートルの点		第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	宇和島市津島町下灘	別記2及び4のとおり
宇珠区第109号	愛媛県漁業協同組合	宇和島市津島町成地先	Aア、アイ、イウ、ウエ、エオ及びオBの6直線とA B間の最大低潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町成寺崎突端 B 宇和島市津島町成帆焼菊駄場護岸北東角 C 宇和島市津島町成帆焼21番地前南角の標識 点 ア Aから17度30分200メートルの点 イ Bから55度250メートルの点 ウ Cから84度250メートルの点 エ Cから84度100メートルの点 オ Bから90度100メートルの点		第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	宇和島市津島町下灘	別記2及び4のとおり
宇珠区第110号	愛媛県漁業協同組合	宇和島市津島町須下地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から30メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町須下64番地の6北端 B 宇和島市津島町須下64番地の6南角 点 ア Aから295度85メートルの点 イ Bから292度105メートルの点		第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	宇和島市津島町下灘	別記2及び4のとおり

宇珠区第111号	愛媛県漁業協同組合	宇和島市津島町須下地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町須下148番地の3 西角前護岸 点 B 宇和島市津島町須下148番地の3 西角前護岸沿い西へ70メートルの標識 ア Aから1度30分180メートルの点 イ Aから1度30分300メートルの点 ウ Bから355度30分280メートルの点 エ Bから355度30分160メートルの点		第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	宇和島市津島町下灘	別記2及び4のとおり
宇珠区第112号	愛媛県漁業協同組合	宇和島市津島町須下地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から30メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町須下雲泊の浜南東角より北へ37メートルの標識 点 B 宇和島市津島町須下461番地東角前護岸標識 ア Aから68度30分135メートルの点 イ Bから69度145メートルの点		第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	宇和島市津島町下灘	別記2及び4のとおり
宇珠区第113号	愛媛県漁業協同組合	宇和島市津島町竹ヶ島地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町竹ヶ島中突堤北側付根から護岸沿い北へ8メートルの点(北緯33.10865、東経132.41580) 点 B 宇和島市津島町竹ヶ島新突堤南側付根から護岸沿い南へ5メートルの点(北緯33.10949、東経132.41637) ア Aから116度5メートルの点 イ Aから116度30メートルの点 ウ Bから116度30メートルの点 エ Bから116度5メートルの点		第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	宇和島市津島町下灘	別記2及び4のとおり
宇珠区第114号	愛媛県漁業協同組合	宇和島市津島町竹ヶ島地先	Aア、アイ、イウ、ウエ、エオ及びオDの6直線とAB間の最大低潮時海岸線から20メートルの線とBC間の最大低潮時海岸線から32メートルの線及びCD間の最大低潮時海岸線から40メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町竹ヶ島道越護岸海底ケーブル敷設示標 点 B 宇和島市津島町竹ヶ島長モチ岩 C 宇和島市津島町竹ヶ島弁天島2番岩中央 D 宇和島市津島町竹ヶ島高島東端 ア Aから152度30分134メートルの点 イ Bから148度30分180メートルの点 ウ Cから158度45分200メートルの点 エ Cから158度45分450メートルの点 オ Dから191度45分300メートルの点		第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	宇和島市津島町下灘	別記2及び4のとおり
宇珠区第115号	愛南漁業協同組合	南宇和郡愛南町家串地先	Aア及びアBの2直線とAB間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町家串40番地(タンダ浜)東角の標識 点 B 南宇和郡愛南町家串小松鼻東標識 ア Aから170度200メートルの点		第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	南宇和郡愛南町網代、家串、柏、柏崎、須ノ川、魚神山、平磐及び油袋	別記2及び4のとおり
宇珠区第116号	愛南漁業協同組合	南宇和郡愛南町家串地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町家串小松鼻東標識 点 ア Aから128度70メートルの点 イ Aから98度210メートルの点 ウ Aから135度320メートルの点 エ Aから162度260メートルの点		第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	南宇和郡愛南町網代、家串、柏、柏崎、須ノ川、魚神山、平磐及び油袋	別記2及び4のとおり

宇珠区第117号	愛南漁業協同組合	南宇和郡愛南町家串地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町家串1123番地の標識 点 ア Aから282度60メートルの点 イ Aから282度120メートルの点 ウ Aから272度120メートルの点 エ Aから263度63メートルの点		第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	南宇和郡愛南町網代、家串、柏、柏崎、須ノ川、魚神山、平簀及び油袋	別記2及び4のとおり
宇珠区第118号	愛南漁業協同組合	南宇和郡愛南町家串地先	域 Bア、アイ及びイCの3直線とBC間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町家串1266番地の2（若宮神社前）埋立地北角の標識 B Aから護岸海岸線沿い北東へ24メートルの標識 C Aから護岸海岸線沿い南西へ28メートルの標識 点 ア Bから337度44メートルの点 イ Cから337度56メートルの点		第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	南宇和郡愛南町網代、家串、柏、柏崎、須ノ川、魚神山、平簀及び油袋	別記2及び4のとおり
宇珠区第119号	愛南漁業協同組合	南宇和郡愛南町平簀地先	域 Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町平簀外防波堤南側突端 B 南宇和郡愛南町平簀内防波堤北付根から北へ30メートルの標識 点 ア Aから90度60メートルの点 イ Bから90度150メートルの点		第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	南宇和郡愛南町網代、家串、柏、柏崎、須ノ川、魚神山、平簀及び油袋	別記2及び4のとおり
宇珠区第120号	愛南漁業協同組合	南宇和郡愛南町平簀地先	域 Aア、アイ、イウ及びウAの4直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町平簀668番地（立簀）の標識 点 ア Aから180度600メートルの点 イ アから90度450メートルの点 ウ Aから90度450メートルの点		第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	南宇和郡愛南町網代、家串、柏、柏崎、須ノ川、魚神山、平簀及び油袋	別記2及び4のとおり
宇魚区第1号	愛南漁業協同組合	南宇和郡愛南町御荘菊川地先	域 ABの直線と最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町御荘菊川2378番地北角 B 南宇和郡愛南町御荘菊川2426番地西角		第2種区画漁業	魚類養殖業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	南宇和郡愛南町御荘菊川、御荘平山、御荘長洲、御荘平城、	別記2のとおり
宇珠区第121号	愛南漁業協同組合	南宇和郡愛南町御荘菊川地先	域 Aア、アイ及びイGの3直線とAG間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域。ただし、BCの直線とBC間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域並びにDエ、エウ及びウFの3直線とDF間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。 基点 A 南宇和郡愛南町御荘平山1番地白洲中鼻 B 南宇和郡愛南町御荘菊川1797番地西角 C 南宇和郡愛南町御荘菊川2236番地3南角 D 南宇和郡愛南町御荘菊川2237番地3東端より海岸線沿い西へ100メートルの点 E 南宇和郡愛南町御荘菊川2238番地ドウシン鼻南西端 F 南宇和郡愛南町御荘菊川2238番地ドウシン北鼻突端 G 南宇和郡愛南町御荘菊川2376番地西角 点 ア Aから南宇和郡愛南町赤水宮ノ鼻見通し250メートルの点 イ Gから南宇和郡愛南町中浦町営住宅見通し300メートルの点 ウ Eから南宇和郡愛南町高畑猿越中崎見通し150メートルの点 エ Dから南宇和郡愛南町高畑猿越東側防波堤基部見通し160メートルの点		第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	南宇和郡愛南町御荘菊川、御荘平山、御荘長洲、御荘平城、御荘和口、御荘長月及び御荘深泥	別記2及び4のとおり
宇珠区第122号	愛南漁業協同組合	南宇和郡愛南町御荘菊川地先	域 Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町御荘菊川2236番地3地先1号標識 B 南宇和郡愛南町御荘菊川2236番地3地先2号標識 点 ア Aから116度30メートルの点 イ Bから116度30メートルの点		第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	南宇和郡愛南町御荘菊川、御荘平山、御荘長洲、御荘平城、御荘和口、御荘長月及び御荘深	別記2及び4のとおり

宇珠区第 123号	愛南漁業協 同組合	南宇和郡愛 南町御荘平 山地先	Aア、アイ、イウ、ウエ、エE、ED及びCBの7直線とAB及びCD間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域。ただし、Fオ、オカ及びカGの3直線とFG間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。 基点 A 南宇和郡愛南町御荘平山526番地平山防波堤突端 B 南宇和郡愛南町御荘平山262番地東角 C 南宇和郡愛南町御荘平山7番地二又東鼻 D 南宇和郡愛南町御荘平山5番地二又西鼻 E 南宇和郡愛南町御荘平山1番地白洲中鼻 F 南宇和郡愛南町御荘平山444番地1号標識 G 南宇和郡愛南町御荘平山444番地2号標識 点 ア Aから南宇和郡愛南町御荘平山大島北鼻見通し25メートルの点 イ アから南宇和郡愛南町防城成川中網東端見通し170メートルの点 ウ Bから南宇和郡愛南町赤水ヒンデン鼻見通し400メートルの点 エ Eから南宇和郡愛南町赤水宮ノ鼻見通し250メートルの点 オ Fから南宇和郡愛南町防城成川砂浜東端見通し50メートルの点 カ Gから南宇和郡愛南町防城成川砂浜西端見通し50メートルの点		第1種区画 漁業	真珠養殖 業	1月1日か ら12月31日 まで	令和6年4 月1日から 令和16年3 月31日まで	団体	南宇和郡愛南町 御荘菊川、御荘 平山、御荘長 洲、御荘平城、 御荘和口、御荘 長月及び御荘深 泥	別記2及び 4のとおり
宇珠区第 124号	愛南漁業協 同組合	南宇和郡愛 南町防城成 川地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から10メートルの線と によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町防城成川オトシ鼻 B 南宇和郡愛南町防城成川オトシ真谷の標識 点 ア Aから34度100メートルの点 イ Bから13度100メートルの点		第1種区画 漁業	真珠養殖 業	1月1日か ら12月31日 まで	令和6年4 月1日から 令和16年3 月31日まで	団体	南宇和郡愛南町 防城成川、赤 水、高畑、中浦 及び猿鳴	別記2及び 4のとおり
宇珠区第 125号	愛南漁業協 同組合	南宇和郡愛 南町赤水地 先	Aア、アイ、イウ、ウエ、エオ及びオCの6直線とAC間の最大低潮時海岸線か ら10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町防城成川オトシ真谷の標識から海岸沿い西へ27メー トルの標識 B 南宇和郡愛南町赤水高松鼻 C 南宇和郡愛南町赤水平岩 D 南宇和郡愛南町赤水広浦中鼻から海岸沿い南へ125メートルの標識 点 ア Aから11.5度110メートルの点 イ Bから300度300メートルの点 ウ Dから293度280メートルの点 エ Dから293度180メートルの点 オ Cから293度200メートルの点		第1種区画 漁業	真珠養殖 業	1月1日か ら12月31日 まで	令和6年4 月1日から 令和16年3 月31日まで	団体	南宇和郡愛南町 防城成川、赤 水、高畑、中浦 及び猿鳴	別記2及び 4のとおり
宇珠区第 126号	愛南漁業協 同組合	南宇和郡愛 南町赤水地 先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から5メートルの線と によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町赤水23番地第3北角の標識 B Aから海岸沿い南へ15メートルの標識 点 ア Aから280度50メートルの点 イ Bから280度60メートルの点		第1種区画 漁業	真珠養殖 業	1月1日か ら12月31日 まで	令和6年4 月1日から 令和16年3 月31日まで	団体	南宇和郡愛南町 防城成川、赤 水、高畑、中浦 及び猿鳴	別記2及び 4のとおり
宇珠区第 127号	愛南漁業協 同組合	南宇和郡愛 南町赤水地 先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から5メートルの線と によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町赤水52番地第2北角の標識 B 南宇和郡愛南町赤水53番地第1北角の標識 点 ア Aから280度30メートルの点 イ Bから280度30メートルの点		第1種区画 漁業	真珠養殖 業	1月1日か ら12月31日 まで	令和6年4 月1日から 令和16年3 月31日まで	団体	南宇和郡愛南町 防城成川、赤 水、高畑、中浦 及び猿鳴	別記2及び 4のとおり

宇珠区第128号	愛南漁業協同組合	南宇和郡愛南町赤水地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町赤水883番地北角の標識 B Aから海岸線沿い南へ23メートルの標識 点 ア Aから96度40メートルの点 イ Bから96度30メートルの点		第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	南宇和郡愛南町防城成川、赤水、高畑、中浦及び猿鳴	別記2及び4のとおり
宇珠区第129号	愛南漁業協同組合	南宇和郡愛南町赤水地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町赤水766番地護岸東角の標識 B 南宇和郡愛南町赤水578番地南角の標識 点 ア Aから40度150メートルの点 イ Aから40度260メートルの点 ウ Bから40度240メートルの点 エ Bから40度130メートルの点		第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	南宇和郡愛南町防城成川、赤水、高畑、中浦及び猿鳴	別記2及び4のとおり
宇珠区第130号	愛南漁業協同組合	南宇和郡愛南町赤水地先	Bア、アイ、イウ及びウCの4直線とB C間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町赤水971番地ドック内角から6.5メートルの標識 B 南宇和郡愛南町赤水宮ノ鼻 C 南宇和郡愛南町後越宮ノ鼻 点 ア Aから338度70メートルの点 イ Aから338度220メートルの点 ウ Cから337度150メートルの点		第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	南宇和郡愛南町防城成川、赤水、高畑、中浦及び猿鳴	別記2及び4のとおり
宇珠区第131号	愛南漁業協同組合	南宇和郡愛南町高畑地先	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ及びキアの7直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町後越宮ノ鼻 B 南宇和郡愛南町後越中鼻 C 南宇和郡愛南町高畑25番地北角の標識 点 ア Aから南宇和郡愛南町延命寺鼻見通し50メートルの点 イ Aから南宇和郡愛南町延命寺鼻見通し160メートルの点 ウ Bから南宇和郡愛南町マブネ鼻見通し230メートルの点 エ Cから296度210メートルの点 オ Cから296度60メートルの点 カ Bから南宇和郡愛南町マブネ鼻見通し70メートルの点 キ Bから南宇和郡愛南町マブネ鼻見通し110メートルの点		第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	南宇和郡愛南町防城成川、赤水、高畑、中浦及び猿鳴	別記2及び4のとおり
宇珠区第132号	愛南漁業協同組合	南宇和郡愛南町高畑地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から5メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町高畑1015番地第2北角の標識 B Aから海岸沿い南へ40メートルの標識 点 ア Aから90度40メートルの点 イ Bから90度40メートルの点		第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	南宇和郡愛南町防城成川、赤水、高畑、中浦及び猿鳴	別記2及び4のとおり
宇珠区第133号	愛南漁業協同組合	南宇和郡愛南町高畑地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町高畑ダキノ下鼻 B 南宇和郡愛南町高畑ダキノ下中鼻 点 ア Aから354度150メートルの点 イ Bから33度150メートルの点		第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	南宇和郡愛南町防城成川、赤水、高畑、中浦及び猿鳴	別記2及び4のとおり

宇珠区第134号	愛南漁業協同組合	南宇和郡愛南町中浦地先	Aア、アイ及びイCの3直線とAC間の最大低潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町中浦鉾ヶ崎鼻突端 B 南宇和郡愛南町中浦11番地北角の標識 C Bから海岸沿い北へ60メートルの標識 点 ア Aから302度150メートルの点 イ Bから296度223メートルの点		第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	南宇和郡愛南町防城成川、赤水、高畑、中浦及び猿鳴	別記2及び4のとおり
宇珠区第135号	愛南漁業協同組合	南宇和郡愛南町中浦地先	Bア、アイ、イウ及びウCの4直線とBC間の最大低潮時海岸線から5メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町中浦1678番地東角の標識 B Aから海岸沿い南へ15メートルの点 C Aから海岸沿い西北西へ30メートルの点 点 ア Bから90度30メートルの点 イ Aから50度35メートルの点 ウ Cから21度30メートルの点		第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	南宇和郡愛南町防城成川、赤水、高畑、中浦及び猿鳴	別記2及び4のとおり
宇珠区第136号	愛南漁業協同組合	南宇和郡愛南町中浦地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町中浦マブネ鼻 B 南宇和郡愛南町中浦二子落北端 点 ア Aから南宇和郡愛南町黒ダキ鼻見通し85メートルの点 イ Aから南宇和郡愛南町黒ダキ鼻見通し200メートルの点 ウ Bから南宇和郡愛南町段ノ網代西鼻見通し165メートルの点 エ Bから南宇和郡愛南町段ノ網代西鼻見通し50メートルの点		第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	南宇和郡愛南町防城成川、赤水、高畑、中浦及び猿鳴	別記2及び4のとおり
宇珠区第137号	愛南漁業協同組合	南宇和郡愛南町中浦地先	Bエ、エオ、オア、アイ、イウ及びウCの6直線とCB間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町中浦樫ノ浦戸ノ浦鼻 B 南宇和郡愛南町中浦樫ノ浦段ノ網代東鼻 C 南宇和郡愛南町中浦樫ノ浦延命寺南鼻 点 ア Aから110度430メートルの点 イ Aから110度840メートルの点 ウ Cから南宇和郡愛南町高畑猿越中崎鼻見通し100メートルの点 エ Bから170度245メートルの点 オ Aから90度450メートルの点		第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	南宇和郡愛南町防城成川、赤水、高畑、中浦及び猿鳴	別記2及び4のとおり
宇珠区第138号	愛南漁業協同組合	南宇和郡愛南町左右水地先	Aア、アイ、イウ、ウエ及びエCの5直線とAC間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町上すずれ東突端から海岸沿い西へ9メートルの標識 B 南宇和郡愛南町中浦左右水ひあん谷鼻 C 南宇和郡愛南町中浦左右水ガマノ谷鼻 D 南宇和郡愛南町中浦左右水下ノ谷鼻 点 ア Aから30度80メートルの点 イ Bから南宇和郡愛南町あこ木鼻見通し160メートルの点 ウ Dから南宇和郡愛南町深谷鼻見通し380メートルの点 エ Cから南宇和郡愛南町ヨウケ鼻見通し線とDから南宇和郡愛南町深谷鼻見通し線との交点		第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	南宇和郡愛南町防城成川、赤水、高畑、中浦及び猿鳴	別記2及び4のとおり
宇珠区第139号	愛南漁業協同組合	南宇和郡愛南町中浦左右水地先	Aア、アイ、イウ及びウBの4直線とAB間の最大低潮時海岸線から5メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町中浦左右水深谷鼻 B 南宇和郡愛南町中浦左右水長碕鼻 点 ア Aから173度65メートルの点 イ Aから115度175メートルの点 ウ Bから南宇和郡愛南町黒櫛突端見通し94メートルの点		第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	南宇和郡愛南町防城成川、赤水、高畑、中浦及び猿鳴	別記2及び4のとおり

宇珠区第 140号	愛南漁業協 同組合	南宇和郡愛 南町船越地 先	Aア、アイ、イウ、ウD及びBDの5直線とA B間の最大低潮時海岸線から20 メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町船越ウノクソ鼻 B 南宇和郡愛南町船越348番地の標識 C 南宇和郡愛南町船越8番地（旧吉田造船所）西端の標識 D 南宇和郡愛南町船越竹倉鼻の標識 点 ア Aから南宇和郡愛南町下久家風無鼻見通し150メートルの点 イ Aから南宇和郡愛南町小浦穴の鼻見通し線とCからア見通し線との 交点 ウ Aから南宇和郡愛南町小浦穴の鼻見通し線とDから南宇和郡愛南町 下久家集会所見通し線との交点		第1種区画 漁業	真珠養殖 業	1月1日か ら12月31日 まで	令和6年4 月1日から 令和16年3 月31日まで	団体	南宇和郡愛南町 越田、弓立、小 浦、檜月、船 越、久家、下久 家、樽見、外 泊、中泊及び内 泊	別記2及び 4のとおり
--------------	--------------	---------------------	--	--	-------------	-----------	------------------------	------------------------------------	----	---	----------------

- 別記
- 1

漁期終了後15日以内にすべての養殖施設を撤去しなければならない。
- 2

漁具の設置を示す標識を設置しなければならない。
- 3

操業にあたっては水底電線に支障をおよぼしてはならない。
- 4

漁場に設置するいかだの台数は別に定める知事の指示に従わなければならない。

愛媛県 区画漁業権に関する情報一覧

漁場の区域										
免許番号	漁業権者	漁場の位置	(漁場の区域を緯度経度表記とそれ以外に従前の基点等を併記した場合は、左に緯度経度、右にそれ以外の表記を記載すること。併記していない場合は左の欄に記載すること)	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
宇区第1号	愛媛県漁業協同組合	西宇和郡伊方町井野浦地先	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びカアの6直線によって囲まれた区域 基点 A 西宇和郡伊方町井野浦防波堤突端北端 B 西宇和郡伊方町佐田防波堤突端東端 C 西宇和郡伊方町大佐田防波堤突端西端 D 西宇和郡伊方町井野浦松ヶ鼻 点 ア Aから60度115メートルの点 イ Bから180度80メートルの点 ウ Cから312度110メートルの点 エ Cから293度120メートルの点 オ DからB見通し60メートルの点 カ DからA見通し50メートルの点	第1種区画漁業	あわび垂下式・ひおうぎ垂下式・わかめ・こんぶ養殖業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	団体	西宇和郡伊方町三崎地区	別記2のとお
宇区第2号	八幡浜漁業協同組合	西宇和郡伊方町川永田室の鼻地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から30メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 西宇和郡伊方町川永田室ノ鼻灯台から北東へ120メートルの祠 B 西宇和郡伊方町川永田防波堤の付根から海岸線沿い南東へ150メートルの水 路口 点 ア Aから西宇和郡伊方町仁田之浜波止東端見通し250メートルの点 イ Bから西宇和郡伊方町湊浦埋立地北西端見通し220メートルの点	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業（くろまぐろ小割式養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	団体	西宇和郡伊方町大浜、中之浜、仁田之浜、湊浦、小中浦、中浦、川永田、河内及び豊之浦	別記2のとお
宇区第3号	八幡浜漁業協同組合	八幡浜市保内町川之石大馬越地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 八幡浜市保内町川之石10番耕地56の2地先の突端 点 ア Aから八幡浜市保内町川之石龍潭寺東端見通し100メートルの点 イ Aから八幡浜市保内町川之石小学校体育館東端見通し180メートルの点 ウ Aから63度200メートルの点 エ Aから90度138メートルの点	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業（くろまぐろ小割式養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	団体	八幡浜市保内町川之石、喜木、須川及び宮内	別記2のとお
宇区第4号	八幡浜漁業協同組合	八幡浜市保内町川之石榎之木浦地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 八幡浜市保内町川之石10番耕地24の1地先の突端標識 点 ア Aから八幡浜市保内町川之石亀岩見通し50メートルの点 イ Aから八幡浜市保内町川之石亀岩見通し550メートルの点 ウ イから285度100メートルの点 エ アから285度100メートルの点	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業（くろまぐろ小割式養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	団体	八幡浜市保内町川之石、喜木、須川及び宮内	別記2のとお
宇区第5号	八幡浜漁業協同組合	八幡浜市向灘アラジロ地先	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ及びキアの7直線によって囲まれた区域 基点 A 八幡浜市田ノ浦鼻の標識 B 八幡浜市ハンガクボの標識 C 八幡浜市矢野崎鼻から護岸沿い東へ340メートルの標識 点 ア Aから172度345メートルの点 イ Bから210度350メートルの点 ウ Cから170度375メートルの点 エ Cから183度290メートルの点 オ Cから195度75メートルの点 カ Bから210度80メートルの点 キ Aから172度80メートルの点	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業（くろまぐろ小割式養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	団体	八幡浜市（同市保内町を除く）	別記2のとお

宇区第6号	八幡浜漁業協同組合	八幡浜市小根ヶ浦地先	A Bの直線とA B間の最大低潮時海岸線から40メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 八幡浜市大根ヶ浦東鼻 B 八幡浜市鯛引鼻		第1種区画漁業	魚類小割式養殖業（くろまぐろ小割）	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	団体	八幡浜市（同市保内町を除く）	別記2のとお
宇区第7号	八幡浜漁業協同組合	八幡浜市大根ヶ浦地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 八幡浜市小倉鼻 B 八幡浜市大根ヶ浦鼻 点 ア Aから346度60メートルの点 イ Aから346度151メートルの点 ウ Bから346度121メートルの点 エ Bから346度30メートルの点		第1種区画漁業	魚類小割式養殖業（くろまぐろ小割式養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	団体	八幡浜市（同市保内町を除く）	別記2のとお
宇区第8号	八幡浜漁業協同組合	八幡浜市大洲江地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から40メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 八幡浜市トウガウラ鼻 B 八幡浜市鯛引網干場東基部から護岸沿い東へ20メートルの標識 点 ア Aから169度210メートルの点 イ Bから170度260メートルの点		第1種区画漁業	魚類小割式養殖業（くろまぐろ小割式養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	団体	八幡浜市（同市保内町を除く）	別記2のとお
宇区第9号	八幡浜漁業協同組合	八幡浜市川上町白石地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 八幡浜市合田セノタキ大岩から護岸沿い西へ410メートルの標識 B 八幡浜市川上町白石火の見櫓跡西護岸から海岸線沿い南へ18.5メートルの標識 点 ア Aから249度90メートルの点 イ Aから249度180メートルの点 ウ Bから230度164メートルの点 エ Bから230度64メートルの点		第1種区画漁業	魚類小割式養殖業（くろまぐろ小割式養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	団体	八幡浜市（同市保内町を除く）	別記2のとお
宇区第10号	八幡浜漁業協同組合	八幡浜市川上町白石地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 八幡浜市川上町白石公民館南角から護岸沿い南へ15メートルの標識 B Aから護岸沿い南へ158メートルの標識 点 ア Aから263度80メートルの点 イ Aから263度190メートルの点 ウ Bから257度155メートルの点 エ Bから257度45メートルの点		第1種区画漁業	魚類小割式養殖業（くろまぐろ小割式養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	団体	八幡浜市（同市保内町を除く）	別記2のとお
宇区第11号	八幡浜漁業協同組合	八幡浜市川上町上泊地先	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びカアの6直線によって囲まれた区域 基点 A 八幡浜市川上町上泊田ノ浦川河口端西角 B 八幡浜市川上町上泊防波堤突端中央 点 ア Aから326度116メートルの点 イ Aから342度88メートルの点 ウ Aから19度94メートルの点 エ Bから107度258メートルの点 オ Bから65度166メートルの点 カ Bから203度59メートルの点		第1種区画漁業	魚類小割式養殖業（くろまぐろ小割式養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	団体	八幡浜市（同市保内町を除く）	別記2のとお
宇区第12号	八幡浜漁業協同組合	八幡浜市川上町上泊地先	アイ、イウ、ウエ、エオ及びオアの5直線によって囲まれた区域 基点 A 八幡浜市川上町上泊遍路鼻突端から護岸沿い南へ113メートルの標識 B 八幡浜市川上町上泊防波堤突端中央 点 ア Aから153度30メートルの点 イ Aから153度70メートルの点 ウ Bから65度55メートルの点 エ Bから65度100メートルの点 オ Aから67度130メートルの点		第1種区画漁業	魚類小割式養殖業（くろまぐろ小割式養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	団体	八幡浜市（同市保内町を除く）	別記2のとお

宇区第13号	八幡浜漁業協同組合	八幡浜市穴井地先	Aア及びアBの2直線とAB間の最大低潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 八幡浜市真網代穴小網代穴井立地西端 B 八幡浜市穴井漁港北防波堤西側基部 点 ア Aから165度260メートルの点		第1種区画漁業	魚類小割式養殖業（くろまぐろ小割式養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	団体	八幡浜市（同市保内町を除く）	別記2のとお
宇区第14号	八幡浜漁業協同組合	八幡浜市穴井地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 八幡浜市穴井保育所西端より護岸沿い南へ90メートルの標識 B 八幡浜市穴井保育所西端より護岸沿い南へ620メートルの標識 点 ア Aから348度200メートルの点 イ Aから348度350メートルの点 ウ Bから349度380メートルの点 エ Bから349度200メートルの点		第1種区画漁業	魚類小割式養殖業（くろまぐろ小割式養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	団体	八幡浜市（同市保内町を除く）	別記2のとお
宇区第15号	八幡浜漁業協同組合	西予市三瓶町伊崎地先	Aア、アイ、イウ及びウCの4直線とAC間の最大低潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 西予市三瓶町周木南海岸護岸北端 B 西予市三瓶町周木南海岸護岸南端 C 西予市三瓶町須崎中鼻 点 ア Aから294度60メートルの点 イ Bから310度100メートルの点 ウ Cから310度80メートルの点		第1種区画漁業	魚類小割式養殖業（くろまぐろ小割式養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	団体	西予市三瓶町	別記2のとお
宇区第16号	八幡浜漁業協同組合	西予市三瓶町須崎地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 西予市三瓶町長早4-136-1東端 B 西予市三瓶町須崎観音遊歩道東端 点 ア Aから西予市三瓶町皆江水樽鼻見通し50メートルの点 イ Aから西予市三瓶町皆江水樽鼻見通し300メートルの点 ウ Bから西予市三瓶町枯井崎西端標識見通し310メートルの点 エ Bから西予市三瓶町枯井崎西端標識見通し60メートルの点		第1種区画漁業	魚類小割式養殖業（くろまぐろ小割式養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	団体	西予市三瓶町	別記2のとお
宇区第17号	八幡浜漁業協同組合	西予市三瓶町長早地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 西予市三瓶町長早第一防波堤付根から突端沿い70メートルの標識 B 西予市三瓶町長早4-136-1東端 点 ア Aから西予市三瓶町皆江水樽鼻見通し30メートルの点 イ Aから西予市三瓶町皆江水樽鼻見通し250メートルの点 ウ Bから西予市三瓶町皆江鯨岩見通し300メートルの点 エ Bから西予市三瓶町皆江鯨岩見通し50メートルの点		第1種区画漁業	魚類小割式養殖業（くろまぐろ小割式養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	団体	西予市三瓶町	別記2のとお
宇区第18号	八幡浜漁業協同組合	西予市三瓶町長早地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 西予市三瓶町長早3-21-3東端から海岸沿い東へ80メートルの標識 B 西予市三瓶町長早3-722-8暗渠口 点 ア Aから西予市三瓶町二本松標識見通し50メートルの点 イ Aから西予市三瓶町二本松標識見通し270メートルの点 ウ Bから西予市三瓶町福島西端見通し250メートルの点 エ Bから西予市三瓶町福島西端見通し50メートルの点		第1種区画漁業	魚類小割式養殖業（くろまぐろ小割式養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	団体	西予市三瓶町	別記2のとお
宇区第19号	八幡浜漁業協同組合	西予市三瓶町赤崎地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 西予市三瓶町赤崎ふくろよせ岩から南西へ150メートルの標識 B 西予市三瓶町赤崎ふくろよせ岩から北東へ200メートルの標識 点 ア Aから西予市三瓶町福島北端見通し50メートルの点 イ Aから西予市三瓶町福島北端見通し250メートルの点 ウ Bから西予市三瓶町長早3-21-3東端見通し250メートルの点 エ Bから西予市三瓶町長早3-21-3東端見通し50メートルの点		第1種区画漁業	魚類小割式養殖業（くろまぐろ小割式養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	団体	西予市三瓶町	別記2のとお

宇区第20号	八幡浜漁業協同組合	西予市三瓶町赤崎地先	B A、Aア、アイ及びイ C の4直線とB C間の最大低潮時海岸線から30メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 西予市三瓶町赤崎鼻南端 B 西予市三瓶町福島北端から海岸沿い東へ45メートルの標識 C 西予市三瓶町福島南端 点 ア Aから170度320メートルの点 イ Cから西予市三瓶町皆江水樽鼻見通し150メートルの点		第1種区画漁業	魚類小割式養殖業（くろまぐろ小割式養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	団体	西予市三瓶町	別記2のとお
宇区第21号	八幡浜漁業協同組合	西予市三瓶町赤崎地先	アイ、イウ、ウエ、エオ及びオアの5直線によって囲まれた区域 基点 A 西予市三瓶町有太刀防波堤西側突端 B 西予市三瓶町有太刀中鼻突端 C 西予市三瓶町赤崎鼻から海岸沿い東へ80メートルの標識 点 ア Aから西予市三瓶町蔵貫浦1402-3 東端見通し20メートルの点 イ Aから西予市三瓶町蔵貫浦1402-3 東端見通し250メートルの点 ウ Bから168度300メートルの点 エ Cから170度300メートルの点 オ Cから170度20メートルの点		第1種区画漁業	魚類小割式養殖業（くろまぐろ小割式養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	団体	西予市三瓶町	別記2のとお
宇区第22号	八幡浜漁業協同組合	西予市三瓶町辰ヶ崎地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 西予市三瓶町蔵貫浦1543-1 西端角 B 西予市三瓶町辰ヶ崎突端より海岸沿い南西へ120メートルの標識 点 ア Aから西予市三瓶町有太刀中鼻突端見通し60メートルの点 イ Aから西予市三瓶町有太刀中鼻突端見通し260メートルの点 ウ Bから西予市三瓶町福島西端見通し380メートルの点 エ Bから西予市三瓶町福島西端見通し140メートルの点		第1種区画漁業	魚類小割式養殖業（くろまぐろ小割式養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	団体	西予市三瓶町	別記2のとお
宇区第23号	八幡浜漁業協同組合	西予市三瓶町枯井地先	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びカアの6直線によって囲まれた区域 基点 A 西予市三瓶町皆江128-5 西端 B 西予市三瓶町皆江85-1 前標識 C 西予市三瓶町皆江94-2 前護岸東端 点 ア Aから西予市三瓶町長早3-21-3 東端見通し40メートルの点 イ Aから西予市三瓶町長早3-21-3 東端見通し290メートルの点 ウ Bから西予市三瓶町長早3-21-3 東端見通し390メートルの点 エ Bから西予市三瓶町長早3-21-3 東端見通し20メートルの点 オ Cから西予市三瓶町長早3-722-7 東端見通し20メートルの点 カ Cから西予市三瓶町長早3-722-7 東端見通し130メートルの点		第1種区画漁業	魚類小割式養殖業（くろまぐろ小割式養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	団体	西予市三瓶町	別記2のとお
宇区第24号	八幡浜漁業協同組合	西予市三瓶町下泊地先	Aア、アイ及びイ B の3直線とA B間の最大低潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 西予市三瓶町下泊神子の浦防波堤突端 B 西予市三瓶町下泊神子の浦南鼻の標識 点 ア Aから西予市三瓶町下泊本浦防波堤突端見通し80メートルの点 イ Bから西予市三瓶町下泊泊崎東端見通し100メートルの点		第1種区画漁業	魚類小割式養殖業（くろまぐろ小割式養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	団体	西予市三瓶町	別記2のとお
宇区第25号	八幡浜漁業協同組合	西予市三瓶町高島地先	アイ、イウ、ウ C 及びCアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 西予市三瓶町高島防波堤付根 B 西予市三瓶町小高島第1消波堤東端 C 西予市三瓶町高島防波堤突端 点 ア Aから同防波堤沿い南へ150メートルの点 イ Bから西予市三瓶町神子の浦ドウノウシロ鼻見通し50メートルの点 ウ Bから西予市三瓶町神子の浦ドウノウシロ鼻見通し330メートルの点		第1種区画漁業	魚類小割式養殖業（くろまぐろ小割式養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	団体	西予市三瓶町	別記2のとお

宇区第26号	八幡浜漁業協同組合	西予市三瓶町ミツクリ島地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 西予市三瓶町小高島第2消波堤東端 点 ア Aから51度300メートルの点 イ Aから88度470メートルの点 ウ Aから153度350メートルの点 エ Aから202度160メートルの点		第1種区画漁業	魚類小割式養殖業（くろまぐろ小割式養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	団体	西予市三瓶町	別記2のとお
宇区第27号	愛媛県漁業協同組合	西予市明浜町田之浜地先	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びカアの6直線によって囲まれた区域 基点 A 西予市明浜町田之浜西成護岸西側標識 B Aから国道沿い南西へ150メートルの標識 C Aから護岸沿い北東へ150メートルの標識 点 ア Cから148度25メートルの点 イ Cから148度175メートルの点 ウ Bから148度200メートルの点 エ Bから148度100メートルの点 オ Aから148度80メートルの点 カ Aから148度30メートルの点		第1種区画漁業	魚類小割式養殖業（くろまぐろ小割式養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	団体	西予市明浜町	別記2のとお
宇区第28号	愛媛県漁業協同組合	西予市明浜町田之浜地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 西予市明浜町田之浜東防波堤付根 B 西予市明浜町田之浜中防波堤付根から海岸線沿い東へ30メートルの標識 点 ア Aから213度90メートルの点 イ Aから213度250メートルの点 ウ Bから190度330メートルの点 エ Bから190度170メートルの点		第1種区画漁業	魚類小割式養殖業（くろまぐろ小割式養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	団体	西予市明浜町	別記2のとお
宇区第29号	愛媛県漁業協同組合	西予市明浜町宮野浦地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 西予市明浜町宮野浦旧藤堂石灰前栈橋から護岸沿い北へ30メートルの標識 B 西予市明浜町宮野浦旧藤堂石灰前栈橋から護岸沿い南へ50メートルの標識 点 ア Aから89度50メートルの点 イ Aから89度240メートルの点 ウ Bから117度210メートルの点		第1種区画漁業	魚類小割式養殖業（くろまぐろ小割式養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	団体	西予市明浜町	別記2のとお
宇区第30号	愛媛県漁業協同組合	西予市明浜町宮野浦地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 西予市明浜町宮野浦1224番地護岸角標識 B Aから護岸沿い南西へ225メートルの標識 点 ア Aから130度50メートルの点 イ Aから130度190メートルの点 ウ Bから146度170メートルの点 エ Bから146度30メートルの点		第1種区画漁業	魚類小割式養殖業（くろまぐろ小割式養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	団体	西予市明浜町	別記2のとお
宇区第31号	愛媛県漁業協同組合	西予市明浜町高山地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 西予市明浜町高山小僧都栈橋付根 B Aから南へ60メートルの標識 点 ア Aから275度30メートルの点 イ Aから275度150メートルの点 ウ Bから275度145メートルの点 エ Bから275度25メートルの点		第1種区画漁業	わかめ養殖業	9月1日から翌4月30日まで	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	団体	西予市明浜町	別記1及び2のとお

宇区第32号	愛媛県漁業協同組合	西予市明浜町高山地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 西予市明浜町高山小僧都棧橋付根から南へ60メートルの標識 B Aから南へ60メートルの標識 点 ア Aから275度25メートルの点 イ Aから275度145メートルの点 ウ Bから275度150メートルの点 エ Bから275度30メートルの点		第1種区画漁業	ひじき養殖業	11月1日から翌6月30日まで	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	団体	西予市明浜町	別記1及び2のとおり
宇区第33号	愛媛県漁業協同組合	西予市明浜町高山地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 西予市明浜町狩浜窓いそ東側立岩標識 B 西予市明浜町高山乙12番地2東南角から110度140メートルの点（ナガレ西側立岩） 点 ア Aから175度30メートルの点 イ Aから175度160メートルの点 ウ Bから187度180メートルの点 エ Bから187度50メートルの点		第1種区画漁業	わかめ養殖業	9月1日から翌4月30日まで	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	団体	西予市明浜町	別記1及び2のとおり
宇区第34号	愛媛県漁業協同組合	西予市明浜町狩浜地先	Aア、アイ、イウ及びウBの4直線とAB間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 西予市明浜町狩浜すの崎防波堤北側付根から北へ50メートルの標識 B 西予市明浜町狩浜3の1469東角から護岸沿い東へ50メートルの標識 C 西予市明浜町すの崎防波堤北側付根から東へ150メートルの標識 D 西予市明浜町狩浜本浦川河口南角 点 ア Aから西予市明浜町狩浜うどの鼻西角見通し線とCから西予市明浜町狩浜不動崎東角見通し線との交点 イ Cから西予市明浜町狩浜不動崎東角見通し線とDから西予市明浜町狩浜島の元南端見通し線との交点 ウ Bから西予市明浜町狩浜門の脇集会所西端見通し線とDから西予市明浜		第1種区画漁業	魚類小割式養殖業（くろまぐろ小割式養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	団体	西予市明浜町	別記2のとおり
宇区第35号	愛媛県漁業協同組合	西予市明浜町渡江地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 西予市明浜町渡江だけの鼻東南角 B 西予市明浜町渡江うどの鼻北西角 点 ア Aから46度30メートルの点 イ Aから46度190メートルの点 ウ Bから53度230メートルの点 エ Bから53度70メートルの点		第1種区画漁業	魚類小割式養殖業（くろまぐろ小割式養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	団体	西予市明浜町	別記2のとおり
宇区第36号	愛媛県漁業協同組合	西予市明浜町渡江地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 西予市明浜町渡江間口北側臨海道路終点から北へ60メートルの標識 B 西予市明浜町渡江うどの鼻北西角 点 ア Aから24度30メートルの点 イ Aから24度205メートルの点 ウ Bから53度245メートルの点 エ Bから53度70メートルの点		第1種区画漁業	魚類小割式養殖業（くろまぐろ小割式養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	団体	西予市明浜町	別記2のとおり
宇区第37号	愛媛県漁業協同組合	宇和島市吉田町奥浦地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市吉田町奥浦乙779ちょうしが浮東側石段の標識 B 宇和島市吉田町奥浦大良良防波堤南側付根から北東へ110メートルの標識 点 ア Aから宇和島市九島鳥家ヶ森山頂中央見通し120メートルの点 イ Aから宇和島市九島鳥家ヶ森山頂中央見通し250メートルの点 ウ Bから宇和島市引出鼻灯台見通し245メートルの点 エ Bから宇和島市引出鼻灯台見通し115メートルの点		第1種区画漁業	魚類小割式養殖業（くろまぐろ小割式養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	団体	宇和島市吉田町	別記2のとおり

宇区第38号	愛媛県漁業協同組合	宇和島市吉田町奥浦地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市吉田町奥浦乙688-2 製造場前の標識 B 宇和島市吉田町奥浦乙646-2 畑南角から南へ15メートルの標識 点 ア Aから宇和島市九島鳥家ヶ森山頂中央見通し220メートルの点 イ Aから宇和島市九島鳥家ヶ森山頂中央見通し350メートルの点 ウ Bから宇和島市宇土の崎見通し380メートルの点 エ Bから宇和島市宇土の崎見通し250メートルの点		第1種区画漁業	魚類小割式養殖業（くろまぐろ小割式養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	団体	宇和島市吉田町	別記2のとおり
宇区第39号	愛媛県漁業協同組合	宇和島市吉田町奥浦地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市吉田町奥浦乙517パラペット西角から護岸沿い西へ150メートルの標識 B 宇和島市吉田町奥浦乙517パラペット東角から護岸沿い東へ120メートルの標識 点 ア Aから宇和島市九島鯖網代見通し130メートルの点 イ Aから宇和島市九島鯖網代見通し305メートルの点 ウ Bから宇和島市九島藤ヶ尻見通し150メートルの点 エ Bから宇和島市九島藤ヶ尻見通し100メートルの点		第1種区画漁業	くろまぐろ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	団体	宇和島市吉田町	1 別記2のとおり 2 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、以下の規模を超えてはならない。ただし、生け簀の総面積が1,257平方メートルを超えない範囲内で、生け簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。 形状：円形、規格：直径20メートル、台数：4台 3 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗のうち、1年当たりの天然種苗の活込み尾数は、1,180尾を超えてはならない。なお、移送による活込みは除く。

宇区第40号	愛媛県漁業協同組合	宇和島市吉田町奥浦地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市吉田町奥浦乙517パラベットの西角から護岸沿い西へ160メートルの標識 B 宇和島市吉田町奥浦乙517パラベットの東角から護岸沿い東へ120メートルの標識 点 ア Aから宇和島市九島鯖網代見通し420メートルの点 イ Aから宇和島市九島鯖網代見通し610メートルの点 ウ Bから宇和島市九島藤ヶ尻見通し470メートルの点		第1種区画漁業	魚類小割式養殖業（くろまぐろ小割式養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	団体	宇和島市吉田町	別記2のとお
宇区第41号	愛媛県漁業協同組合	宇和島市吉田町奥浦地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市吉田町奥浦乙480パラベットの東側の標識 B 宇和島市吉田町奥浦乙517パラベットの東角から護岸沿い東へ120メートルの標識 点 ア Aから宇和島市九島坪浦鼻見通し290メートルの点 イ Aから宇和島市九島坪浦鼻見通し480メートルの点 ウ Bから宇和島市九島藤ヶ尻見通し470メートルの点 エ Bから宇和島市九島藤ヶ尻見通し280メートルの点		第1種区画漁業	魚類小割式養殖業（くろまぐろ小割式養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	団体	宇和島市吉田町	別記2のとお
宇区第42号	愛媛県漁業協同組合	宇和島市吉田町奥浦地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市吉田町奥浦乙407-3石垣深浦西入口 B 宇和島市吉田町奥浦乙379-1楠が浦埋立地南東端（わらびながし） 点 ア Aから宇和島市吉田町奥浦甲211-4地先中浦船揚場見通し70メートルの点 イ Aから宇和島市吉田町奥浦甲211-4地先中浦船揚場見通し235メートルの点 ウ Bから宇和島市吉田町奥浦甲2806ブロック建本家中央見通し250メートルの点		第1種区画漁業	魚類小割式養殖業（くろまぐろ小割式養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	団体	宇和島市吉田町	別記2のとお
宇区第43号	愛媛県漁業協同組合	宇和島市吉田町奥浦地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市吉田町奥浦甲3466-1網干場の標識 B 宇和島市吉田町奥浦甲4352船間防波堤南側付根 点 ア Aから宇和島市引出鼻灯台見通し340メートルの点 イ Aから宇和島市引出鼻灯台見通し750メートルの点 ウ Bから宇和島市引出鼻灯台見通し740メートルの点 エ Bから宇和島市引出鼻灯台見通し340メートルの点		第1種区画漁業	魚類小割式養殖業（くろまぐろ小割式養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	団体	宇和島市吉田町	別記2のとお
宇区第44号	愛媛県漁業協同組合	宇和島市吉田町南君地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市吉田町南君75-1地先ズベリ西角の標識 B 宇和島市吉田町南君188-4旧選果場前パラベットの標識 点 ア Aから宇和島市吉田町南君野島山3094中央見通し220メートルの点 イ Aから宇和島市吉田町南君野島山3094中央見通し390メートルの点 ウ Bから宇和島市三浦権現山山頂見通し320メートルの点 エ Bから宇和島市三浦権現山山頂見通し150メートルの点		第1種区画漁業	魚類小割式養殖業（くろまぐろ小割式養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	団体	宇和島市吉田町	別記2のとお
宇区第45号	愛媛県漁業協同組合	宇和島市吉田町南君地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市吉田町南君馬の碇1329-4ツボイの標識 B 宇和島市吉田町南君馬の碇1349-2のパラベットの南側突端 点 ア Aから宇和島市小浜琵琶ヶ島西端見通し430メートルの点 イ Aから宇和島市小浜琵琶ヶ島西端見通し630メートルの点 ウ Bから宇和島市小浜琵琶ヶ島西端見通し450メートルの点 エ Bから宇和島市小浜琵琶ヶ島西端見通し250メートルの点		第1種区画漁業	魚類小割式養殖業（くろまぐろ小割式養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	団体	宇和島市吉田町	別記2のとお

宇区第46号	愛媛県漁業協同組合	宇和島市吉田町南君地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市吉田町南君馬の碇1399-1 穏肌の標識 B 宇和島市吉田町南君馬の碇1453-1 焼却場バラペットから護岸沿い西へ20メートルの標識 点 ア Aから宇和島市九島藤ヶ尻見通し190メートルの点 イ Aから宇和島市九島藤ヶ尻見通し390メートルの点 ウ Bから宇和島市九島宇土ノ崎見通し350メートルの点 エ Bから宇和島市九島宇土ノ崎見通し150メートルの点		第1種区画漁業	魚類小割式養殖業（くろまぐろ小割式養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	団体	宇和島市吉田町	別記2のとお
宇区第47号	愛媛県漁業協同組合	宇和島市吉田町南君地先	Cア、アイ、イウ及びウDの4直線とCD間の最大低潮時海岸線から60メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市吉田町南君馬の碇1454竜王鼻南東端 B 宇和島市吉田町南君牛川2903-3 渡川橋西端角 C 宇和島市吉田町南君牛川3112-58造船所西角の標識 D 宇和島市吉田町南君牛川3109-2 地先金蔵岩から西へ35メートルの標識 点 ア AからC見通し線とBから宇和島市只波鼻西端見通し線との交点 イ Bから宇和島市只波鼻西端見通し760メートルの点 ウ Dから宇和島市赤松久保ヶ尻むしうい鼻見通し250メートルの点		第1種区画漁業	魚類小割式養殖業（くろまぐろ小割式養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	団体	宇和島市吉田町	別記2のとお
宇区第48号	愛媛県漁業協同組合	宇和島市吉田町浅川地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市吉田町南君と同町浅川との最大高潮時海岸線における境界点 B 宇和島市吉田町浅川101浅川防波堤中央旧浅川防波堤突端部分 点 ア Aから宇和島市赤松久保ヶ尻むしうい鼻より東へ75メートルの点見通し90メートルの点 イ Aから宇和島市赤松久保ヶ尻むしうい鼻より東へ75メートルの点見通し240メートルの点 ウ Bから宇和島市大浦と同市吉田町との最大高潮時海岸線における境界見通し230メートルの点		第1種区画漁業	魚類小割式養殖業（くろまぐろ小割式養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	団体	宇和島市吉田町	別記2のとお
宇区第49号	愛媛県漁業協同組合	宇和島市吉田町知永地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市吉田町知永4-1259地先の標識 B 宇和島市吉田町知永丁1960地先の標識 点 ア Aから宇和島市吉田町南君と同町浅川との最大高潮時海岸線における境界見通し100メートルの点 イ Aから宇和島市吉田町南君と同町浅川との最大高潮時海岸線における境界見通し320メートルの点 ウ Bから宇和島市吉田町浅川836-4 車庫見通し320メートルの点		第1種区画漁業	魚類小割式養殖業（くろまぐろ小割式養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	団体	宇和島市吉田町	別記2のとお
宇区第50号	愛媛県漁業協同組合	宇和島市吉田町野島地先	Aア、アイ、イウ及びウCの4直線とAC間との最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市吉田町南君野島山3094（立岩）から東へ250メートルの標識 B 宇和島市吉田町南君野島山3094東端の標識 C 宇和島市吉田町南君野島山3094南側旧石採場の標識 点 ア Aから宇和島市只波鼻見通し120メートルの点 イ Bから宇和島市堂崎見通し120メートルの点 ウ Cから宇和島市高島西端見通し120メートルの点		第1種区画漁業	わかめ養殖業	9月1日から翌4月30日まで	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	団体	宇和島市吉田町	別記1及び2のとお

宇区第51号	愛媛県漁業協同組合	宇和島市大浦赤松只波地先	アイ、イカ、カキ、キク、クオ、オエ及びエアの7直線によって囲まれた区域。ただし、ウカ、カオ、オエ及びエウの4直線によって囲まれた区域を除く。 基点 A 宇和島市大浦赤松只波久保ヶ尻突端 点 ア Aから264度430メートルの点 イ Aから276度430メートルの点 ウ Aから297度320メートルの点 エ Aから264度280メートルの点 オ Aから297度170メートルの点 カ Aから320度285メートルの点 キ Aから38度30分420メートルの点 ク Aから57度365メートルの点		第1種区画漁業	魚類小割式養殖業（くろまぐろ小割式養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	団体	宇和島市（津島町、吉田町、同三浦及び旧宇和海村地区を除く）	別記2のとお
宇区第52号	愛媛県漁業協同組合	宇和島市大浦赤松地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域。 基点 A 宇和島市大浦甲2341番地3東角 点 B 宇和島市赤松赤松漁港4A防波堤南側付根 ア Aから宇和島市蛤願成寺中央見通し10メートルの点 イ Aから宇和島市蛤願成寺中央見通し140メートルの点 ウ Bから宇和島市蛤ナガサコ突端見通し150メートルの点 エ Bから宇和島市蛤ナガサコ突端見通し25メートルの点		第1種区画漁業	魚類小割式養殖業（くろまぐろ小割式養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	団体	宇和島市（津島町、吉田町、同三浦及び旧宇和海村地区を除く）	別記2のとお
宇区第53号	愛媛県漁業協同組合	宇和島市坂下津、白浜地先	アイ、イエ、エオ、オD、Fカ、カキ、キク、クケ及びケアの9直線とD F間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域。ただし、ウエ、エコ、コサ及びサウの4直線によって囲まれた区域を除く。 基点 A 宇和島市白浜漁港防波堤付根 B 宇和島市白浜漁港防波堤突端 C 宇和島市白浜184番地新田北角の標識 D 宇和島市白浦黒鼻西端 E 宇和島市坂下津外海老崎丙1番7新田東角 F 宇和島市坂下津甲18番地3地先前棧橋付根 G 宇和島市坂下津愛媛県水産研究センター魚類検査室前護岸標識 H 宇和島市坂下津戎山水底線陸揚室 I 宇和島市大浦甲2179番地19の西角 J 宇和島市百之浦西防波堤突端 K 宇和島市本九島東防波堤突端 L 宇和島市石応漁港東防波堤突端 点 ア AからK見通し線とHからL見通し線との交点 イ AからK見通し160メートルの点 ウ Bから6度30分160メートルの点 エ イからウの延長線とCからJ見通し線との交点 オ CからJ見通し50メートルの点 カ FからI見通し線とGからE見通し線との交点 キ GからE見通し350メートルの点 ク Gから297度30分460メートルの点 ケ HからL見通し470メートルの点 コ CからJ見通し線とHからL見通し線との交点 サ BからJ見通し線とHからL見通し線との交点		第1種区画漁業	魚類小割式養殖業（くろまぐろ小割式養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	団体	宇和島市（津島町、吉田町、同三浦及び旧宇和海村地区を除く）	別記2のとお
宇区第54号	愛媛県漁業協同組合	宇和島市小池地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市小池1679番地2新田前護岸西端 点 ア Aから289度77メートルの点 イ Aから289度132メートルの点 ウ Aから239度210メートルの点 エ Aから225度180メートルの点		第1種区画漁業	魚類小割式養殖業（くろまぐろ小割式養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	団体	宇和島市（津島町、吉田町、同三浦及び旧宇和海村地区を除く）	別記2のとお

宇区第55号	愛媛県漁業協同組合	宇和島市小池地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市小池琵琶ヶ島ドベラギ鼻西端 B 宇和島市小池島首島北端 点 ア Aから264度590メートルの点 イ Bから349度560メートルの点 ウ Bから92度365メートルの点 エ Aから191度645メートルの点		第1種区画漁業	魚類小割式養殖業（くろまぐろ小割式養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	団体	宇和島市（津島町、吉田町、同三浦及び旧宇和海村地区を除く）	別記2のとお
宇区第56号	愛媛県漁業協同組合	宇和島市九島裏地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域。ただし、オカ、カキ、キク及びクオの4直線で囲まれた区域を除く。 基点 A 宇和島市九島宇土ヶ鼻標識 B 宇和島市九島サワジロ標識 点 ア Bから300度200メートルの点 イ Bから300度800メートルの点 ウ Aから宇和島市吉田町大良鼻見通し780メートルの点 エ Aから宇和島市吉田町大良鼻見通し160メートルの点 オ Bから300度410メートルの点 カ Bから300度600メートルの点 キ Aから宇和島市吉田町大良鼻見通し580メートルの点 ク Aから宇和島市吉田町大良鼻見通し370メートルの点		第1種区画漁業	魚類小割式養殖業（くろまぐろ小割式養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	団体	宇和島市（津島町、吉田町、同三浦及び旧宇和海村地区を除く）	別記2のとお
宇区第57号	愛媛県漁業協同組合	宇和島市九島荒網代地先	アイ、イウ、ウエ、エオ及びオアの5直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市九島宇土ヶ鼻北端 B 宇和島市九島坪浦鼻北端 点 ア Aから340度120メートルの点 イ Aから348度150メートルの点 ウ Aから89度30分550メートルの点 エ Bから35度45メートルの点 オ Bから247度30分130メートルの点		第1種区画漁業	魚類小割式養殖業（くろまぐろ小割式養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	団体	宇和島市（津島町、吉田町、同三浦及び旧宇和海村地区を除く）	別記2のとお
宇区第58号	愛媛県漁業協同組合	宇和島市蛤和田地先	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びカアの6直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市蛤704番地1（長さこ）地先護岸標識 B 宇和島市蛤77番地2前護岸南角の標識 点 ア Aから336度430メートルの点 イ Aから351度495メートルの点 ウ Aから赤松漁港4A防波堤南側付根見通し265メートルの点 エ Bから51度225メートルの点 オ Bから73度95メートルの点 カ Aから赤松漁港4A防波堤南側付根見通し120メートルの点		第1種区画漁業	魚類小割式養殖業（くろまぐろ小割式養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	団体	宇和島市（津島町、吉田町、同三浦及び旧宇和海村地区を除く）	別記2のとお
宇区第59号	愛媛県漁業協同組合	宇和島市蛤地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市石応漁港西防波堤付根 B 宇和島市蛤九島漁港（蛤）西防波堤中央屈折地点南側 C 宇和島市蛤九島漁港（蛤）西防波堤突端 D 宇和島地区広域事務組合汚泥再生処理センター南角 E 宇和島市坂下津外海老崎丙1番7新田前護岸東角 点 ア BからE見通し83メートルの点 イ BからE見通し線とAからD見通し線との交点 ウ CからE見通し線とAからD見通し線との交点 エ CからE見通し82メートルの点		第1種区画漁業	魚類小割式養殖業（くろまぐろ小割式養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	団体	宇和島市（津島町、吉田町、同三浦及び旧宇和海村地区を除く）	別記2のとお

宇区第60号	愛媛県漁業協同組合	宇和島市百之浦地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市石応漁港西防波堤付根 B 宇和島市本九島1512番地前護岸標識 C 宇和島市百之浦九島漁港（百之浦）防波堤北側付根 D 宇和島市蛤新3番地4新田西角標識 E 九島大橋戎山側付根 F 宇和島地区広域事務組合汚泥再生処理センター南角 G 宇和島市坂下津外海老崎丙1番7新田前護岸東角 H 宇和島市白浦黒鼻 点 ア CからH見通し線とBからE見通し線との交点 イ CからH見通し線とAからF見通し線との交点 ウ DからG見通し線とAからF見通し線との交点 エ DからG見通し線とBからE見通し線との交点		第1種区画漁業	魚類小割式養殖業（くろまぐろ小割式養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	団体	宇和島市（津島町、吉田町、同三浦及び旧宇和海村地区を除く）	別記2のとお
宇区第61号	愛媛県漁業協同組合	宇和島市本九島地先	アイ、イウ、ウエ、エオ及びオアの5直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市石応漁港西防波堤付根 B 宇和島市本九島1873番地1前護岸標識 C 宇和島市本九島1861番地前護岸標識 D 宇和島市百之浦九島漁港（百之浦）防波堤南側付根 E 宇和島地区広域事務組合汚泥再生処理センター南角 F 宇和島市白浜184番地 G 宇和島市白浜557番地3地崎前防波堤（小島防波堤）突端 点 ア CからG見通し線とBからD見通し線との交点 イ CからG見通し線とAからE見通し線との交点 ウ DからF見通し線とAからE見通し線との交点 エ DからF見通し25メートルの点 オ DからB見通し120メートルの点		第1種区画漁業	魚類小割式養殖業（くろまぐろ小割式養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	団体	宇和島市（津島町、吉田町、同三浦及び旧宇和海村地区を除く）	別記2のとお
宇区第62号	愛媛県漁業協同組合	宇和島市本九島地先	Aア、アイ、イウ及びウCの4直線とAC間の最大低潮時海岸線から10メートルの線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市本九島1876番地1前護岸標識 B 宇和島市本九島1885番地前護岸標識 C 宇和島市本九島箱崎物揚場西角 点 ア Aから宇和島市石応滝鼻鉄塔見通し70メートルの点 イ Bから宇和島市石応1153番地4見通し60メートルの点 ウ Cから宇和島市石応漁港東防波堤中央屈折地点西側見通し100メートルの点		第1種区画漁業	魚類小割式養殖業（くろまぐろ小割式養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	団体	宇和島市（津島町、吉田町、同三浦及び旧宇和海村地区を除く）	別記2のとお
宇区第63号	愛媛県漁業協同組合	宇和島市本九島地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市九島小真坂鼻西端 点 ア Aから143度268メートルの点 イ Aから159度463メートルの点 ウ Aから186度345メートルの点 エ Aから194度137メートルの点		第1種区画漁業	魚類小割式養殖業（くろまぐろ小割式養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	団体	宇和島市（津島町、吉田町、同三浦及び旧宇和海村地区を除く）	別記2のとお
宇区第64号	愛媛県漁業協同組合	宇和島市小高島地先	Aア、アイ、イウ、ウエ及びエCの5直線とAC間の最大低潮時海岸線から10メートルの線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市小高島念仏岩南端 B 宇和島市小高島丸山南端 C 宇和島市小高島竜王島南端 D 宇和島市本九島箱崎西端海岸沿い北へ50メートルの標識 点 ア Aから宇和島市石応鍋島北端見通し70メートルの点 イ Bから宇和島市石応鍋島北東端見通し118メートルの点 ウ Cから宇和島市石応漁港東防波堤付根見通し110メートルの点 エ CからD見通し50メートルの点		第1種区画漁業	魚類小割式養殖業（くろまぐろ小割式養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	団体	宇和島市（津島町、吉田町、同三浦及び旧宇和海村地区を除く）	別記2のとお

宇区第65号	愛媛県漁業協同組合	宇和島市平浦地先	Ａア、アイ及びイＢの３直線とＡＢ間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 Ａ 宇和島市小池島首島引出鼻 Ｂ 宇和島市平浦はかり岩 点 ア Ａから263度30分200メートルの点 イ Ｂから宇和島市遊子ニワトリ小島見通し110メートルの点		第１種区画漁業	わかめ養殖業	9月1日から翌4月30日まで	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	団体	宇和島市（津島町、吉田町、同三浦及び旧宇和海村地区を除く）	別記１及び２のとおり
宇区第66号	愛媛県漁業協同組合	宇和島市石応水谷地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの４直線によって囲まれた区域 基点 Ａ 宇和島市石応水谷排水口 Ｂ 宇和島市石応黒岩の埋立地と県道の接点から護岸沿い南へ92メートルの標識 点 ア Ａから宇和島市遊子高島西の丸見通し50メートルの点 イ Ａから宇和島市遊子高島西の丸見通し200メートルの点 ウ Ｂから宇和島市吉田町野島中央丸見通し50メートルの点 エ Ｂから宇和島市吉田町野島中央丸見通し175メートルの点		第１種区画漁業	ひじき養殖業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	団体	宇和島市（津島町、吉田町、同三浦及び旧宇和海村地区を除く）	別記２のとおり
宇区第67号	愛媛県漁業協同組合	宇和島市三浦大内、安米地先	Ａア、アイ及びイＢの３直線とＡＢ間の最大低潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域 基点 Ａ 宇和島市三浦西新10番地前護岸標識 Ｂ 宇和島市三浦西440番地東端の標識 点 ア ＡからＢ見通し210メートルの点 イ Ｂから宇和島市三浦名切崎見通し225メートルの点		第１種区画漁業	真珠貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	団体	宇和島市三浦	別記２のとおり
宇区第68号	愛媛県漁業協同組合	宇和島市下波地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの４直線によって囲まれた区域 基点 Ａ 宇和島市下波4790番地島津竜王防波堤先端の岩場に設置された金属鈺 点 ア Ａから86度10分42秒456メートルの点 イ Ａから321度33分44秒886メートルの点 ウ Ａから333度04分58秒966メートルの点 エ Ａから71度05分03秒610メートルの点		第１種区画漁業	魚類小割式養殖業（くろまぐろ小割式養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	団体	宇和島市下波	別記２のとおり
宇区第69号	愛媛県漁業協同組合	宇和島市下波地先	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク、クケ、ケコ及びコアの10直線によって囲まれた区域 基点 Ａ 宇和島市下波5516番地愛媛県水産研究センター前の護岸の北東端角に設置された金属鈺 点 ア Ａから89度40分22秒248メートルの点 イ Ａから329度58分42秒471メートルの点 ウ Ａから350度30分14秒544メートルの点 エ Ａから340度04分53秒718メートルの点 オ Ａから6度45分970メートルの点 カ Ａから16度30分875メートルの点 キ Ａから21度30分1,030メートルの点 ク Ａから29度18分47秒990メートルの点 ケ Ａから31度19分35秒1,125メートルの点 コ Ａから48度10分08秒1,145メートルの点		第１種区画漁業	真珠貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	団体	宇和島市下波	別記２のとおり
宇区第70号	愛媛県漁業協同組合	宇和島市下波地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの４直線によって囲まれた区域 基点 Ａ 宇和島市下波5516番地愛媛県水産研究センター前の護岸の北東端角に設置された金属鈺 点 ア Ａから100度57分47秒331メートルの点 イ Ａから89度40分22秒248メートルの点 ウ Ａから65度39分18秒411メートルの点 エ Ａから76度53分15秒464メートルの点		第１種区画漁業	ひおうぎ垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	団体	宇和島市下波	別記２のとおり

宇区第71号	愛媛県漁業協同組合	宇和島市下波蜂の巣鼻地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市下波5516番地愛媛県水産研究センター前の護岸の北東端角に設 置 された金属鉋 点 ア Aから314度00分44秒1, 169メートルの点 イ Aから309度43分45秒1, 835メートルの点 ウ Aから331度43分31秒2, 089メートルの点 エ Aから344度11分04秒1, 537メートルの点		第1種区画漁業	魚類小割式養殖業（くろまぐろ小割式養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	団体	宇和島市下波及び蔦淵地区	別記2のとお
宇区第72号	愛媛県漁業協同組合	宇和島市遊子地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市遊子雨宿島東端 点 ア Aから123度375メートルの点 イ Aから110度450メートルの点 ウ Aから121度570メートルの点 エ Aから132度520メートルの点		第1種区画漁業	わかめ養殖業	9月1日から翌4月30日まで	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	団体	宇和島市遊子	別記1及び2のとお
宇区第73号	愛媛県漁業協同組合	宇和島市遊子地先	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びカアの6直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市遊子魚泊鼻北東端 B 宇和島市遊子番匠鼻東南端 点 ア Aから120度135メートルの点 イ Aから91度630メートルの点 ウ Aから91度1, 080メートルの点 エ Bから83度1, 265メートルの点 オ Bから83度615メートルの点 カ Bから69度200メートルの点		第1種区画漁業	魚類小割式養殖業（くろまぐろ小割式養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	団体	宇和島市遊子	別記2のとお
宇区第74号	愛媛県漁業協同組合	宇和島市遊子地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市遊子水荷浦防波堤北側突端 B 宇和島市遊子魚泊鼻北東端 点 ア Aから79度240メートルの点 イ Aから84度335メートルの点 ウ Bから11度210メートルの点 エ Bから343度230メートルの点		第1種区画漁業	魚類小割式養殖業（くろまぐろ小割式養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	団体	宇和島市遊子	別記2のとお
宇区第75号	愛媛県漁業協同組合	宇和島市遊子地先	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ及びキアの7直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市遊子水荷浦鼻北東端 B 宇和島市遊子魚泊鼻北東端 点 ア Aから138度175メートルの点 イ Aから120度275メートルの点 ウ Aから99度250メートルの点 エ Aから97度400メートルの点 オ Aから123度1, 030メートルの点 カ Bから87度1, 000メートルの点 キ Bから66度225メートルの点		第1種区画漁業	魚類小割式養殖業（くろまぐろ小割式養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	団体	宇和島市遊子	別記2のとお
宇区第76号	愛媛県漁業協同組合	宇和島市遊子高島地先	アイ、イウ、ウエ、エオ及びオアの5直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市遊子高島西端 B 宇和島市遊子高島小網代鼻南端 C 宇和島市遊子高島家の前鼻南端 点 ア Aから110度135メートルの点 イ Bから181度100メートルの点 ウ Cから248度120メートルの点 エ Cから190度360メートルの点 オ Aから138度400メートルの点		第1種区画漁業	魚類小割式養殖業（くろまぐろ小割式養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	団体	宇和島市遊子	別記2のとお

宇区第77号	愛媛県漁業協同組合	宇和島市遊子高島地先	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ及びキアの7直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市遊子高島家の前鼻南端 点 B 宇和島市遊子高島家島鼻東端 ア Aから225度100メートルの点 イ Bから200度210メートルの点 ウ Bから91度125メートルの点 エ Bから123度400メートルの点 オ Bから152度410メートルの点 カ Bから183度490メートルの点 キ Aから183度370メートルの点		第1種区画漁業	魚類小割式養殖業（くろまぐろ小割式養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	団体	宇和島市遊子	別記2のとお
宇区第78号	愛媛県漁業協同組合	宇和島市遊子地先	アB、BC、CI、イウ、ウエ及びエアの6直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市遊子押前鼻消波堤西側突端 B 宇和島市遊子美地島地島の標識 C 宇和島市遊子美地島消波堤東側突端 D 宇和島市遊子越ヶ鼻北西端 E 宇和島市遊子平落鼻北西端 点 ア AからB見通し線50メートルの点 イ Dから12度580メートルの点 ウ Dから330度330メートルの点 エ Eから327度60メートルの点		第1種区画漁業	魚類小割式養殖業（くろまぐろ小割式養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	団体	宇和島市遊子	別記2のとお
宇区第79号	愛媛県漁業協同組合	宇和島市蔦淵地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市蔦淵2593番地西角防波堤付根より南西へ60メートルの標識 点 ア Aから160度15メートルの点 イ Aから160度145メートルの点 ウ Aから93度340メートルの点 エ Aから71度320メートルの点		第1種区画漁業	真珠貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	団体	宇和島市蔦淵	別記2のとお
宇区第80号	愛媛県漁業協同組合	宇和島市蔦淵地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から5メートルの線とによって囲まれた区域。ただし、宇珠区第63号及び宇珠区第64号の区域を除く。 基点 A 宇和島市蔦淵2044番地弁財天鼻突端 B 宇和島市蔦淵1407番地前護岸突端 点 ア Aから宇和島市蔦淵1001-1番地男崎鼻見通し180メートルの点 イ Bから宇和島市蔦淵378番地崩の浦鼻見通し150メートルの点		第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	団体	宇和島市蔦淵	別記2のとお
宇区第81号	愛媛県漁業協同組合	宇和島市蔦淵地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から5メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市蔦淵979番地作業場西角前護岸の標識 B 宇和島市蔦淵981番地西鼻突端 点 ア Aから宇和島市蔦淵515-7番地天神鼻埋立護岸西角から東へ32メートルの標識見通し30メートルの点 イ Bから宇和島市蔦淵515-7番地天神鼻埋立護岸東角見通し30メートルの点		第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	団体	宇和島市蔦淵	別記2のとお
宇区第82号	愛媛県漁業協同組合	宇和島市蔦淵地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市蔦淵378番地崩の浦鼻突端 B 宇和島市蔦淵295番地刈又護岸北東端 点 ア Aから宇和島市下波竜王鼻見通し200メートルの点 イ Bから125度150メートルの点		第1種区画漁業	真珠貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	団体	宇和島市蔦淵	別記2のとお

宇区第83号	愛媛県漁業協同組合	宇和島市蔦淵地先	Aア、アイ、イC及びDEの4直線とAD及びEC間の最大低潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市蔦淵295番地刈又護岸北東端 B 宇和島市蔦淵189番地石原鼻標識 C Bから海岸線沿い東へ550メートルの標識 D 宇和島市蔦淵275番地千碁の標識 E 宇和島市蔦淵215番地小池東鼻の碇頂点 点 ア Bから宇和島市蔦淵2091番地先落の鼻灯台見通し150メートルの点 イ Cから宇和島市蔦淵裸島中碇見通し250メートルの点		第1種区画漁業	真珠貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	団体	宇和島市蔦淵	別記2のとお
宇区第84号	愛媛県漁業協同組合	宇和島市蔦淵地先	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びカアの6直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市蔦淵3787番地契島中鼻の碇標識 点 ア Aから8度140メートルの点 イ Aから8度80メートルの点 ウ Aから62度200メートルの点 エ Aから56度220メートルの点 オ Aから62度300メートルの点 カ Aから59度320メートルの点		第1種区画漁業	魚類小割式養殖業（くろまぐろ小割式養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	団体	宇和島市蔦淵	別記2のとお
宇区第85号	愛媛県漁業協同組合	宇和島市蔦淵地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市蔦淵沖鶴留止島東端 点 ア Aから13度540メートルの点 イ Aから13度1,140メートルの点 ウ Aから6度1,140メートルの点 エ Aから358度540メートルの点		第1種区画漁業	魚類小割式養殖業（くろまぐろ小割式養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	団体	宇和島市蔦淵	別記2のとお
宇区第86号	愛媛県漁業協同組合	宇和島市蔦淵地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市蔦淵452番地細木運河護岸の西端から海岸線沿い東へ410メートルの標識 点 B 宇和島市蔦淵378番地崩の浦鼻突端 ア Aから170度180メートルの点 イ Aから170度300メートルの点 ウ Bから167度300メートルの点 エ Bから167度180メートルの点		第1種区画漁業	魚類小割式養殖業（くろまぐろ小割式養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	団体	宇和島市蔦淵	別記2のとお
宇区第87号	愛媛県漁業協同組合	宇和島市嘉島地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市嘉島ざおん鼻突端 B 宇和島市嘉島丸碇丘の標識 点 ア Aから宇和島市戸島中の島西端見通し80メートルの点 イ Bから宇和島市蔦淵赤崎見通し80メートルの点		第1種区画漁業	魚類小割式養殖業（くろまぐろ小割式養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	団体	宇和島市戸島	別記2のとお
宇区第88号	愛媛県漁業協同組合	宇和島市嘉島地先	アイ、イエ、エウ及びウアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市嘉島中の島八の間西端 B 宇和島市嘉島中の島八の間鉄塔 点 ア Aから宇和島市嘉島丸碇見通し170メートルの点 イ Aから宇和島市嘉島丸碇見通し90メートルの点 ウ Bから西予市明浜町田之浜大崎鼻見通し120メートルの点 エ Bから西予市明浜町田之浜大崎鼻見通し50メートルの点		第1種区画漁業	魚類小割式養殖業（くろまぐろ小割式養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	団体	宇和島市戸島	別記2のとお

宇区第89号	愛媛県漁業協同組合	宇和島市嘉島地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域。ただし、オカ、カキ、キク及びクオの4直線によって囲まれた区域を除く。 基点 A 宇和島市嘉島中の島東南端標識 B 宇和島市嘉島中港標識 点 ア Aから200度50メートルの点 イ Aから200度570メートルの点 ウ Bから200度450メートルの点 エ Bから200度40メートルの点 オ Aから200度320メートルの点 カ Bから200度200メートルの点 キ Bから200度300メートルの点 ク Aから200度420メートルの点		第1種区画漁業	魚類小割式養殖業（くろまぐろ小割式養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	団体	宇和島市戸島	別記2のとお
宇区第90号	愛媛県漁業協同組合	宇和島市戸島地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市戸島郡の標識 B 宇和島市戸島郡丸石の標識 点 ア Aから300度120メートルの点 イ Aから300度320メートルの点 ウ Bから300度320メートルの点 エ Bから300度120メートルの点		第1種区画漁業	魚類小割式養殖業（くろまぐろ小割式養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	団体	宇和島市戸島	別記2のとお
宇区第91号	愛媛県漁業協同組合	宇和島市戸島地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市戸島貝崎1号標識 B 宇和島市戸島貝崎2号標識 点 ア Aから宇和島市戸島平根岩見通し80メートルの点 イ Aから宇和島市戸島平根岩見通し280メートルの点 ウ Bから宇和島市戸島十郎護岸北端見通し260メートルの点 エ Bから宇和島市戸島十郎護岸北端見通し60メートルの点		第1種区画漁業	魚類小割式養殖業（くろまぐろ小割式養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	団体	宇和島市戸島	別記2のとお
宇区第92号	愛媛県漁業協同組合	宇和島市戸島地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域。ただし、オカ、カキ、キク及びクオの4直線、ケコ、コサ、サシ及びシケの4直線及びスセ、セソ、ソタ及びタスの4直線によって囲まれた区域を除く。 基点 A 宇和島市戸島赤崎の標識 B 宇和島市戸島大内浦の標識 点 ア Aから145度300メートルの点 イ Aから145度500メートルの点 ウ Bから145度650メートルの点 エ Bから145度450メートルの点 オ アエ間のアから150メートルの点 カ イウ間のイから150メートルの点 キ イウ間のイから250メートルの点 ク アエ間のアから250メートルの点 ケ アエ間のアから350メートルの点 コ イウ間のイから350メートルの点 サ イウ間のイから550メートルの点 シ アエ間のアから550メートルの点 ス アエ間のアから750メートルの点 セ イウ間のイから750メートルの点 ソ イウ間のイから800メートルの点 タ アエ間のアから800メートルの点		第1種区画漁業	魚類小割式養殖業（くろまぐろ小割式養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	団体	宇和島市戸島	別記2のとお

宇区第93号	愛媛県漁業協同組合	宇和島市戸島地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域。ただし、オカ、カキ、キク及びクオの4直線及びケコ、コサ、サシ及びシケの4直線によって囲まれた区域を除く。 基点 A 宇和島市戸島赤崎の標識 B 宇和島市戸島丸山の標識 点 ア Aから145度650メートルの点 イ Aから145度800メートルの点 ウ Bから145度850メートルの点 エ Bから145度700メートルの点 オ アエ間のアから150メートルの点 カ イウ間のイから150メートルの点 キ イウ間のイから300メートルの点 ク アエ間のアから300メートルの点 ケ アエ間のアから450メートルの点 コ イウ間のイから450メートルの点 サ イウ間のイから600メートルの点 シ アエ間のアから600メートルの点		第1種区画漁業	魚類小割式養殖業（くろまぐろ小割式養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	団体	宇和島市戸島	別記2のとおり
宇区第94号	愛媛県漁業協同組合	宇和島市戸島地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域。ただし、オカ、カキ、キク及びクオの4直線によって囲まれた区域を除く。 基点 A 宇和島市戸島美砂子浜の1号標識 B 宇和島市戸島立渚の標識 点 ア Aから41度220メートルの点 イ Aから41度550メートルの点 ウ Bから41度550メートルの点 エ Bから41度200メートルの点 オ Aから41度350メートルの点 カ Aから41度400メートルの点 キ Bから41度400メートルの点 ク Bから41度350メートルの点		第1種区画漁業	魚類小割式養殖業（くろまぐろ小割式養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	団体	宇和島市戸島	別記2のとおり
宇区第95号	愛媛県漁業協同組合	宇和島市戸島地先	アイ、イウ、ウエ、エオ及びオアの5直線によって囲まれた区域。ただし、カキ、キク、クケ及びケカの4直線及びコサ、サシ、シイ及びイコの4直線によって囲まれた区域を除く。 基点 A 宇和島市戸島遠戸島横渚の標識 B 宇和島市戸島遠戸島竹の浦標識 点 ア Aから27度250メートルの点 イ Aから27度600メートルの点 ウ イから69度の線とエから295度の線との交点 エ Bから27度880メートルの点 オ Bから27度330メートルの点 カ アオ間のアから400メートルの点 キ エウ間のエから300メートルの点 ク エウ間のエから400メートルの点 ケ アオ間のアから300メートルの点 コ Aから27度500メートルの点 サ Bから27度580メートルの点 シ Bから27度680メートルの点		第1種区画漁業	魚類小割式養殖業（くろまぐろ小割式養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	団体	宇和島市戸島	別記2のとおり
宇区第96号	愛媛県漁業協同組合	宇和島市戸島地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市戸島赤崎の標識 B 宇和島市戸島大内浦の標識 点 ア Aから205度750メートルの点 イ Aから182度1,115メートルの点 ウ Bから149度1,110メートルの点 エ Bから151度659メートルの点		第1種区画漁業	くろまぐろ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	団体	宇和島市戸島	1 別記2のとおり 2 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供す

宇区第97号	愛媛県漁業協同組合	宇和島市嘉島地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市戸島赤崎の標識 点 ア Aから81度430メートルの点 イ Aから125度740メートルの点 ウ Aから163度600メートルの点 エ Aから181度90メートルの点		第1種区画漁業	くろまぐろ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	団体	宇和島市戸島	1 別記2のとおり 2 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖
宇区第98号	愛媛県漁業協同組合	宇和島市嘉島地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市戸島郡の標識 B 宇和島市戸島郡北の標識 点 ア Aから10度410メートルの点 イ Aから8度790メートルの点 ウ Bから300度355メートルの点 エ Bから239度395メートルの点		第1種区画漁業	くろまぐろ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	団体	宇和島市戸島	1 別記2のとおり 2 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供す
宇区第99号	愛媛県漁業協同組合	宇和島市戸島地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市戸島郡の標識 B 宇和島市嘉島中の島消波堤南西端 点 ア Aから332度210メートルの点 イ Bから105度490メートルの点 ウ Bから106度709メートルの点 エ Aから40度163メートルの点		第1種区画漁業	くろまぐろ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	団体	宇和島市戸島	1 別記2のとおり 2 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗は、人工種
宇区第100号	愛媛県漁業協同組合	宇和島市嘉島地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市戸島郡の標識 B 宇和島市嘉島中の島消波堤南西端 点 ア Aから308度260メートルの点 イ Aから290度699メートルの点 ウ Bから198度338メートルの点 エ Bから139度532メートルの点		第1種区画漁業	くろまぐろ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	団体	宇和島市戸島	1 別記2のとおり 2 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供す
宇区第101号	愛媛県漁業協同組合	宇和島市戸島地先	Aア及びアBの2直線とA B間の最大低潮時海岸線から50メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市戸島丸山東端の標識 B 宇和島市戸島2218番地（愛媛県漁業協同組合うわみ支所戸島事業所事務所）北角標識 点 ア Aから145度150メートルの点		第1種区画漁業	真珠貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	団体	宇和島市戸島	別記2のとおり
宇区第102号	愛媛県漁業協同組合	宇和島市戸島地先	Aア、アB及びBCの3直線とAC間の最大低潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市戸島まもと鼻 B 宇和島市戸島みたら碇頂 C 宇和島市戸島双子碇東角端 点 ア Aから宇和島市戸島大小島北端見通し50メートルの点		第1種区画漁業	真珠貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	団体	宇和島市戸島	別記2のとおり
宇区第103号	愛媛県漁業協同組合	宇和島市日振島地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から30メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市日振島落網代の標識 B 宇和島市日振島メキガ浦大岩中央点 点 ア Aから宇和島市日振島島頭突端見通し150メートルの点 イ Bから宇和島市日振島681の2南側角標識見通し130メートルの点		第1種区画漁業	真珠貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	団体	宇和島市日振島	別記2のとおり

宇区第 104号	愛媛県漁業 協同組合	宇和島市日 振島地先	Aア、アイ、イB及びBAの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市日振島島頭大岩の標識 B 宇和島市日振島一ツ簀中央の標識 点 ア Aから宇和島市日振島才蔵鼻見通し200メートルの点 イ Bから宇和島市日振島ウドの口見通し200メートルの点		第1種区画 漁業	真珠貝垂 下式養殖 業	1月1日か ら12月31日 まで	令和6年4 月1日から 令和11年3 月31日まで	団体	宇和島市日振島	別記2のと おり
宇区第 105号	愛媛県漁業 協同組合	宇和島市日 振島地先	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク及びクアの8直線によって囲まれた 区域。ただし、ウエ、エキ、キク及びクウの4直線によって囲まれた区域を除く。 基点 A 宇和島市日振島竹ヶ島ナガハエ頂点 B 宇和島市日振島竹ヶ島サザエ頂点 点 ア Aから244度100メートルの点 イ Aから244度210メートルの点 ウ Aから206度265メートルの点 エ Bから178度200メートルの点 オ Bから138度265メートルの点 カ Bから114度190メートルの点 キ Bから178度80メートルの点 ク Aから185度190メートルの点		第1種区画 漁業	魚類小割 式養殖業 （くろま ぐろ小割 式養殖業 を除く）	1月1日か ら12月31日 まで	令和6年4 月1日から 令和11年3 月31日まで	団体	宇和島市日振島	別記2のと おり
宇区第 106号	愛媛県漁業 協同組合	宇和島市日 振島地先	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク、クケ、ケコ、コサ、サシ及びシア の12直線によって囲まれた区域。ただし、イウ、ウコ、コサ及びサイの4直線及び エオ、オク、クケ及びケエの4直線に囲まれた区域を除く。 基点 A 宇和島市日振島クロサキ南角 B 丸バエ先端 C 一ツ簀中央 点 ア Aから106度250メートルの点 イ Aから126度355メートルの点 ウ Bから93度230メートルの点 エ Bから114度265メートルの点 オ Cから351度335メートルの点 カ Cから347度235メートルの点 キ Cから317度315メートルの点 ク Cから327度385メートルの点 ケ Bから148度150メートルの点 コ Bから114度75メートルの点 サ Aから153度285メートルの点 シ Aから145度155メートルの点		第1種区画 漁業	魚類小割 式養殖業 （くろま ぐろ小割 式養殖業 を除く）	1月1日か ら12月31日 まで	令和6年4 月1日から 令和11年3 月31日まで	団体	宇和島市日振島	別記2のと おり
宇区第 107号	愛媛県漁業 協同組合	宇和島市日 振島地先	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク及びクアの8直線によって囲まれた 区域。ただし、イウ、ウカ、カキ及びキイの4直線によって囲まれた区域を除く。 基点 A 宮の鼻防波堤先端 点 ア Aから151度165メートルの点 イ Aから168度235メートルの点 ウ Aから175度300メートルの点 エ Aから179度350メートルの点 オ Aから200度325メートルの点 カ Aから200度275メートルの点 キ Aから200度200メートルの点 ク Aから200度110メートルの点		第1種区画 漁業	魚類小割 式養殖業 （くろま ぐろ小割 式養殖業 を除く）	1月1日か ら12月31日 まで	令和6年4 月1日から 令和11年3 月31日まで	団体	宇和島市日振島	別記2のと おり

宇区第 108号	愛媛県漁業 協同組合	宇和島市日 振島地先	アイ、イス、スセ、セソ、ソタ、タヌ、ヌネ及びネアの8直線によって囲まれた区域。ただし、アノ、ノウ、ウエ、エハ、ハヒ、ヒオ、オカ、カフ、フヘ、ヘキ、キク、クホ、ホマ、マケ、ケコ、コミ、ミム、ムサ、サシ、シメ、メセ、セソ、ソモ、モチ、チツ、ツヤ、ヤユ、ユテ、テト、トヨ、ヨラ、ラナ、ナニ、ニリ、リネ及びネアの36直線によって囲まれた区域を除く。 基点 A 宮の鼻防波堤先端 B 長尾東端 C 小浜沖の瀬 D 大畑北端 点 ア Aから185度360メートルの点 イ Bから5度1,160メートルの点 ウ Bから5度1,090メートルの点 エ Bから5度1,020メートルの点 オ Bから5度970メートルの点 カ Bから5度930メートルの点 キ Bから5度850メートルの点 ク Bから5度810メートルの点 ケ Bから5度740メートルの点 コ Bから5度710メートルの点 サ Bから5度660メートルの点 シ Bから5度610メートルの点 ス Bから5度530メートルの点 セ Aから185度990メートルの点 ソ Cから5度340メートルの点 タ Dから5度240メートルの点 チ Dから5度280メートルの点 ツ Dから5度330メートルの点 テ Dから5度470メートルの点 ト Dから5度580メートルの点 ナ Dから5度650メートルの点 ニ Dから5度770メートルの点 ヌ Dから5度820メートルの点 ネ Cから5度920メートルの点 ノ Aから185度430メートルの点 ハ Aから185度500メートルの点 ヒ Aから185度550メートルの点 フ Aから185度590メートルの点		第1種区画 漁業	魚類小割 式養殖業 (くろま ぐろ小割 式養殖業 を除く)	1月1日か ら12月31日 まで	令和6年4 月1日から 令和11年3 月31日まで	団体	宇和島市日振島	別記2のと おり
宇区第 109号	愛媛県漁業 協同組合	宇和島市日 振島地先	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク及びクアの8直線によって囲まれた区域。ただし、ウエ、エキ、キク及びクウの4直線によって囲まれた区域を除く。 基点 A 松ヶ鼻中央 B ブラリオケ中央 点 ア Aから120度30メートルの点 イ Aから120度130メートルの点 ウ Aから155度150メートルの点 エ Aから162度225メートルの点 オ Bから130度360メートルの点 カ Bから149度145メートルの点 キ Aから232度170メートルの点 ク Aから193度95メートルの点		第1種区画 漁業	魚類小割 式養殖業 (くろま ぐろ小割 式養殖業 を除く)	1月1日か ら12月31日 まで	令和6年4 月1日から 令和11年3 月31日まで	団体	宇和島市日振島	別記2のと おり

宇区第 110号	愛媛県漁業 協同組合	宇和島市日 振島地先	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク及びクアの8直線によって囲まれた区域。ただし、イウ、ウカ、カキ及びキイの4直線によって囲まれた区域を除く。 基点 A サザエ渚中央 B ヨケノ鼻北端 点 ア Aから130度225メートルの点 イ Aから149度305メートルの点 ウ Bから57度305メートルの点 エ Bから99度165メートルの点 オ Bから332度110メートルの点 カ Bから13度315メートルの点 キ Aから180度175メートルの点 ク Aから149度105メートルの点		第1種区画 漁業	魚類小割 式養殖業 (くろま ぐろ小割 式養殖業 を除く)	1月1日か ら12月31日 まで	令和6年4 月1日から 令和11年3 月31日まで	団体	宇和島市日振島	別記2のと おり
宇区第 111号	愛媛県漁業 協同組合	宇和島市日 振島地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A サザエ渚中央 点 ア Aから97度430メートルの点 イ Aから99度475メートルの点 ウ Aから119度445メートルの点 エ Aから119度395メートルの点		第1種区画 漁業	魚類小割 式養殖業 (くろま ぐろ小割 式養殖業 を除く)	1月1日か ら12月31日 まで	令和6年4 月1日から 令和11年3 月31日まで	団体	宇和島市日振島	別記2のと おり
宇区第 112号	愛媛県漁業 協同組合	宇和島市日 振島地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 喜路給油所前防波堤先端 B ヨケノ鼻北端 点 ア Bから72度590メートルの点 イ Aから26度550メートルの点 ウ Aから8度585メートルの点 エ Bから56度495メートルの点		第1種区画 漁業	魚類小割 式養殖業 (くろま ぐろ小割 式養殖業 を除く)	1月1日か ら12月31日 まで	令和6年4 月1日から 令和11年3 月31日まで	団体	宇和島市日振島	別記2のと おり
宇区第 113号	愛媛県漁業 協同組合	宇和島市日 振島地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 喜路給油所前防波堤先端 B ヨケノ鼻北端 点 ア Bから87度470メートルの点 イ Bから126度400メートルの点 ウ Aから346度325メートルの点 エ Aから7度575メートルの点		第1種区画 漁業	魚類小割 式養殖業 (くろま ぐろ小割 式養殖業 を除く)	1月1日か ら12月31日 まで	令和6年4 月1日から 令和11年3 月31日まで	団体	宇和島市日振島	別記2のと おり
宇区第 114号	愛媛県漁業 協同組合	宇和島市日 振島地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域。ただし、オカ、カ キ、キク及びクオの4直線及びケコ、コサ、サシ及びシケの4直線によって囲まれ た区域を除く。 基点 A 喜路防波堤東端 点 ア Aから11度480メートルの点 イ Aから343度220メートルの点 ウ Aから330度305メートルの点 エ Aから1度520メートルの点 オ ウイ間のウから80メートルの点 カ ウイ間のウから60メートルの点 キ エア間のエから60メートルの点 ク エア間のエから80メートルの点 ケ ウイ間のウから40メートルの点 コ ウイ間のウから20メートルの点 サ エア間のエから20メートルの点 シ エア間のエから40メートルの点		第1種区画 漁業	魚類小割 式養殖業 (くろま ぐろ小割 式養殖業 を除く)	1月1日か ら12月31日 まで	令和6年4 月1日から 令和11年3 月31日まで	団体	宇和島市日振島	別記2のと おり

宇区第 115号	愛媛県漁業 協同組合	宇和島市日 振島地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市日振島コオラ鼻北端 点 ア Aから199度100メートルの点 イ Aから246度30分420メートルの点 ウ Aから288度30分470メートルの点 エ Aから336度240メートルの点		第1種区画 漁業	くろまぐ ろ小割式 養殖業	1月1日か ら12月31日 まで	令和6年4 月1日から 令和11年3 月31日まで	団体	宇和島市日振島	1 別記2 のとおり 2 当該漁 業権に係る 漁場の区域 において設 置する養殖
宇区第 116号	愛媛県漁業 協同組合	宇和島市日 振島地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市日振島コオラ鼻北端 点 ア Aから339度30分490メートルの点 イ Aから347度30分930メートルの点 ウ Aから25度30分1,060メートルの点 エ Aから44度705メートルの点		第1種区画 漁業	くろまぐ ろ小割式 養殖業	1月1日か ら12月31日 まで	令和6年4 月1日から 令和11年3 月31日まで	団体	宇和島市日振島	1 別記2 のとおり 2 当該漁 業権に係る 漁場の区域 において設 置する養殖
宇区第 117号	愛媛県漁業 協同組合	宇和島市日 振島地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市日振島コオラ鼻北端 点 ア Aから286度100メートルの点 イ Aから351度45分650メートルの点 ウ Aから47度940メートルの点 エ Aから87度45分680メートルの点		第1種区画 漁業	くろまぐ ろ小割式 養殖業	1月1日か ら12月31日 まで	令和6年4 月1日から 令和11年3 月31日まで	団体	宇和島市日振島	1 別記2 のとおり 2 当該漁 業権に係る 漁場の区域 において設 置する養殖
宇区第 118号	愛媛県漁業 協同組合	宇和島市津 島町北灘福 浦地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町北灘福浦峰ノ鼻鼻突端 点 ア Aから164度300メートルの点 イ Aから153度180メートルの点 ウ Aから220度200メートルの点 エ Aから204度310メートルの点		第1種区画 漁業	魚類小割 式養殖業 (くろま ぐろ小割 式養殖業 を除く)	1月1日か ら12月31日 まで	令和6年4 月1日から 令和11年3 月31日まで	団体	宇和島市津島町 北灘	別記2のと おり
宇区第 119号	愛媛県漁業 協同組合	宇和島市津 島町北灘福 浦地先	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びカアの6直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町北灘福浦中水谷の標識 点 ア Aから270度310メートルの点 イ Aから270度200メートルの点 ウ Aから304度250メートルの点 エ Aから322度180メートルの点 オ Aから342度590メートルの点 カ Aから322度600メートルの点		第1種区画 漁業	真珠貝垂 下式養殖 業	1月1日か ら12月31日 まで	令和6年4 月1日から 令和11年3 月31日まで	団体	宇和島市津島町 北灘	別記2のと おり
宇区第 120号	愛媛県漁業 協同組合	宇和島市津 島町北灘地 先	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ及びキアの7直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町北灘北福浦漁港北防波堤付根西側 B 宇和島市津島町北灘北福浦漁港鋼製浮消波堤 I 堤南東角 C 宇和島市津島町北灘北福浦漁港鋼製浮消波堤 I 堤北東角 点 ア Aから281度525メートルの点 イ Aから245度285メートルの点 ウ Bから113度995メートルの点 エ Bから113度130メートルの点 オ Cから100度210メートルの点 カ Cから14度50メートルの点 キ Aから289度1,410メートルの点		第1種区画 漁業	魚類小割 式養殖業 (くろま ぐろ小割 式養殖業 を除く)	1月1日か ら12月31日 まで	令和6年4 月1日から 令和11年3 月31日まで	団体	宇和島市津島町 北灘	別記2のと おり
宇区第 121号	愛媛県漁業 協同組合	宇和島市津 島町北灘地 先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町北灘北福浦漁港南防波堤南西角 点 ア Aから206度150メートルの点 イ Aから206度520メートルの点 ウ Aから233度600メートルの点 エ Aから315度255メートルの点		第1種区画 漁業	魚類小割 式養殖業 (くろま ぐろ小割 式養殖業 を除く)	1月1日か ら12月31日 まで	令和6年4 月1日から 令和11年3 月31日まで	団体	宇和島市津島町 北灘	別記2のと おり

宇区第 122号	愛媛県漁業 協同組合	宇和島市津 島町北灘地 先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町北灘スズレ鼻南端 点 ア Aから280度80メートルの点 イ Aから234度240メートルの点 ウ Aから149度575メートルの点 エ Aから130度530メートルの点		第1種区画 漁業	魚類小割 式養殖業 (くろま ぐろ小割 式養殖業 を除く)	1月1日か ら12月31日 まで	令和6年4 月1日から 令和11年3 月31日まで	団体	宇和島市津島町 北灘	別記2のと おり
宇区第 123号	愛媛県漁業 協同組合	宇和島市津 島町北灘地 先	アイ、イウ、ウエ、エオ及びオアの5直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町北灘乙1150番地の1作業舎西角 B 宇和島市津島町北灘掛網代防波堤南側付根 C 宇和島市津島町北灘掛網代船揚場北西角 点 ア Aから宇和島市津島町北灘渚の元護岸東端見通し300メートルの点 イ Bから宇和島市津島町北灘渚の元護岸東端見通し250メートルの点 ウ Cから宇和島市津島町北灘ゾレの谷見通し180メートルの点 エ Cから宇和島市津島町北灘ゾレの谷見通し250メートルの点 オ Aから宇和島市津島町北灘渚の元護岸東端見通し400メートルの点		第1種区画 漁業	魚類小割 式養殖業 (くろま ぐろ小割 式養殖業 を除く)	1月1日か ら12月31日 まで	令和6年4 月1日から 令和11年3 月31日まで	団体	宇和島市津島町 北灘	別記2のと おり
宇区第 124号	愛媛県漁業 協同組合	宇和島市津 島町北灘地 先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町北灘乙1150番地の1作業舎西角 B 宇和島市津島町北灘掛網代船揚場北西角 点 ア Aから宇和島市津島町北灘渚の元護岸東端見通し470メートルの点 イ Bから宇和島市津島町北灘ゾレの谷見通し320メートルの点 ウ Bから宇和島市津島町北灘ゾレの谷見通し370メートルの点 エ Aから宇和島市津島町北灘渚の元護岸東端見通し520メートルの点		第1種区画 漁業	魚類小割 式養殖業 (くろま ぐろ小割 式養殖業 を除く)	1月1日か ら12月31日 まで	令和6年4 月1日から 令和11年3 月31日まで	団体	宇和島市津島町 北灘	別記2のと おり
宇区第 125号	愛媛県漁業 協同組合	宇和島市津 島町北灘地 先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域。ただし、オカ、カ キ、キク及びクオの4直線によって囲まれた区域を除く。 基点 A 宇和島市津島町北灘木浦松鼻南東端 B 宇和島市津島町北灘牛の浦鼻南東端 点 ア Aから宇和島市津島町北灘丁1445番地の8作業舎西端見通し60メートル の点 イ Bから宇和島市津島町北灘真鳥護岸西端見通し60メートルの点 ウ Bから宇和島市津島町北灘真鳥護岸西端見通し380メートルの点 エ Aから宇和島市津島町北灘丁1445番地の8作業舎西端見通し430メート ルの点 点 オ Aから宇和島市津島町北灘丁1445番地の8作業舎西端見通し160メート ルの点 点 カ Bから宇和島市津島町北灘真鳥護岸西端見通し165メートルの点 キ Bから宇和島市津島町北灘真鳥護岸西端見通し270メートルの点		第1種区画 漁業	魚類小割 式養殖業 (くろま ぐろ小割 式養殖業 を除く)	1月1日か ら12月31日 まで	令和6年4 月1日から 令和11年3 月31日まで	団体	宇和島市津島町 北灘	別記2のと おり

宇区第 126号	愛媛県漁業 協同組合	宇和島市津 島町北灘地 先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域。ただし、オカ、カ キ、キク及びクオの4直線によって囲まれた区域を除く。 基点 A 宇和島市津島町北灘乙412番地宅地西角 B 宇和島市津島町北灘乙147番地住宅西角 点 ア Aから宇和島市津島町北灘丁1445番地の8地先地下海水吸水溝見通し 225メートルの点 イ Aから宇和島市津島町北灘丁1445番地の8地先地下海水吸水溝見通し 535メートルの点 ウ Bから宇和島市津島町北灘小日提第11号120番97真珠作業舎中央見通し 830メートルの点 エ Bから宇和島市津島町北灘小日提第11号120番97真珠作業舎中央見通し 380メートルの点 オ Aから宇和島市津島町北灘丁1445番地の8地先地下海水吸水溝見通し 320メートルの点 カ Aから宇和島市津島町北灘丁1445番地の8地先地下海水吸水溝見通し 425メートルの点 キ Bから宇和島市津島町北灘小日提第11号120番97真珠作業舎中央見通し 590メートルの点 ク Bから宇和島市津島町北灘小日提第11号120番97真珠作業舎中央見通し 495メートルの点		第1種区画 漁業	魚類小割 式養殖業 (くろま ぐろ小割 式養殖業 を除く)	1月1日か ら12月31日 まで	令和6年4 月1日から 令和11年3 月31日まで	団体	宇和島市津島町 北灘	別記2のと おり
宇区第 127号	愛媛県漁業 協同組合	宇和島市津 島町北灘地 先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町北灘乙412番地宅地西角 B 宇和島市津島町北灘乙147番地住宅西角 点 ア Aから宇和島市津島町北灘丁1445番地の8地先地下海水吸水溝見通し 590メートルの点 イ Aから宇和島市津島町北灘丁1445番地の8地先地下海水吸水溝見通し 660メートルの点 ウ Bから宇和島市津島町北灘小日提第11号120番97真珠作業舎中央見通し 945メートルの点 エ Bから宇和島市津島町北灘小日提第11号120番97真珠作業舎中央見通し 880メートルの点		第1種区画 漁業	魚類小割 式養殖業 (くろま ぐろ小割 式養殖業 を除く)	1月1日か ら12月31日 まで	令和6年4 月1日から 令和11年3 月31日まで	団体	宇和島市津島町 北灘	別記2のと おり

宇区第128号	愛媛県漁業協同組合	宇和島市津島町北灘地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域。ただし、オカ、カキ、キク及びクオの4直線によって囲まれた区域を除く。 基点 A 宇和島市津島町北灘国永防波堤南角付根 B 宇和島市津島町北灘国延東側外ヶ浦鼻から海岸沿い西へ50メートルの標識 点 ア Aから宇和島市津島町北灘小日提第11号120の4（愛媛県漁業協同組合支所南部事務所）東角から護岸沿い東へ20メートルの標識見通し320メートルの点 北灘 イ Aから宇和島市津島町北灘小日提第11号120の4（愛媛県漁業協同組合支所南部事務所）東角から護岸沿い東へ20メートルの標識見通し795メートルの点 点 ウ Bから宇和島市津島町北灘大日提トビガス鼻中央から東へ直線で20メートルの標識見通し580メートルの点 北灘 エ Bから宇和島市津島町北灘大日提トビガス鼻中央から東へ直線で20メートルの標識見通し85メートルの点 点 オ Aから宇和島市津島町北灘小日提第11号120の4（愛媛県漁業協同組合支所南部事務所）東角から護岸沿い東へ20メートルの標識見通し520メートル		第1種区画漁業	魚類小割式養殖業（くろまぐろ小割式養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	団体	宇和島市津島町北灘	別記2のとお
宇区第129号	愛媛県漁業協同組合	宇和島市津島町北灘地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域。ただし、オカ、カキ、キク及びクオの4直線によって囲まれた区域及び宇和島市津島町北灘鵜之浜防波堤突端から同町北灘金比羅鼻から海岸沿い北へ200メートルの標識見通し線から西側航路幅100メートルの区域を除く。 基点 A 宇和島市津島町北灘国延東側外ヶ浦鼻の標識 B 宇和島市津島町北灘鵜之浜田ノ谷鼻の標識 C 宇和島市津島町岩松港鵜刺防波堤灯台付け根から北へ海岸沿い90メートルの標識 点 ア Aから宇和島市津島町北灘大日提トビガス鼻東端見通し90メートルの点 点 イ Aから宇和島市津島町北灘大日提トビガス鼻東端見通し580メートルの点 点 ウ Cから宇和島市津島町北灘掛網代天満神社見通し395メートルの点 エ Bからア見通し300メートルの点 点 オ Aから宇和島市津島町北灘大日提トビガス鼻東端見通し300メートルの点 点 カ Aから宇和島市津島町北灘大日提トビガス鼻東端見通し400メートルの点		第1種区画漁業	魚類小割式養殖業（くろまぐろ小割式養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	団体	宇和島市津島町北灘	別記2のとお
宇区第130号	愛媛県漁業協同組合	宇和島市津島町北灘地先	Aア、アイ、イウ、ウエ及びエBの5直線とAB間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町北灘大森ドハの鼻突端 B 宇和島市津島町北灘大瀬鼻突端 点 ア Aから宇和島市津島町下灘須下崎灯台見通し300メートルの点 イ Bから193度965メートルの点 ウ Bから135度385メートルの点 エ Bから宇和島市津島町前島島頂見通し60メートルの点		第1種区画漁業	真珠貝垂下式・とさかのり養殖業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	団体	宇和島市津島町北灘	別記2のとお

宇区第 131号	愛媛県漁業 協同組合	宇和島市津 島町岩松地 先	Aア、アイ、イウ、ウC及びDEの5直線とAE及びCD間の最大高潮時海岸線 とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町玉ヶ月水門 B 宇和島市津島町玉ヶ月タンボ鼻北端 C 宇和島市津島町岩松干拓地護岸西南角 D 宇和島市津島町岩松川右岸堤防標識1号 E 宇和島市津島町巽橋西詰北角 F 宇和島市津島町岩松港防波堤東側突端 点 ア AからC見通し30メートルの点 イ BからF見通し30メートルの点 ウ BからF見通し180メートルの点		第1種区画 漁業	のり養殖 業	9月1日か ら翌4月30 日まで	令和6年4 月1日から 令和11年3 月31日まで	団体	宇和島市津島町 岩松	別記1及び 2のとおり
宇区第 132号	愛媛県漁業 協同組合	宇和島市津 島町田之浜 地先	Aア、アイ、イウ、ウエ、エオ及びオBの6直線とAB間の最大低潮時海岸線か ら50メートルの線とによって囲まれた区域。ただし、宇珠区第85号の区域を除く。 基点 A 宇和島市津島町田之浜ハガマの鼻南西端 B 宇和島市津島町田之浜漁港防波堤西側付根から防波堤沿い南東へ100 メートルの標識 C 宇和島市津島町田之浜中瀬の標識 D 宇和島市津島町曾根ウドの鼻西端 点 ア Aから250度570メートルの点 イ Dから278度30分1,280メートルの点 ウ Dから278度30分700メートルの点 エ Cから301度30分750メートルの点 オ Cから301度30分150メートルの点		第1種区画 漁業	真珠貝垂 下式養殖 業	1月1日か ら12月31日 まで	令和6年4 月1日から 令和11年3 月31日まで	団体	宇和島市津島町 下灘	別記2のと おり
宇区第 133号	愛媛県漁業 協同組合	宇和島市津 島町曾根地 先	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク及びクアの8直線によって囲まれた 区域 基点 A 宇和島市津島町曾根大迫の鼻突端 B 宇和島市津島町曾根平エ門ダケ地先突端 点 ア Aから278度30分100メートルの点 イ Aから278度30分490メートルの点 ウ Aから229度480メートルの点 エ Bから226度400メートルの点 オ Aから152度430メートルの点 カ Aから152度250メートルの点 キ Bから226度100メートルの点 ク Aから229度100メートルの点		第1種区画 漁業	真珠貝垂 下式養殖 業	1月1日か ら12月31日 まで	令和6年4 月1日から 令和11年3 月31日まで	団体	宇和島市津島町 下灘	別記2のと おり
宇区第 134号	愛媛県漁業 協同組合	宇和島市津 島町脇地先	Bオ、オカ、カキ、キア、アイ、イウ、ウエ及びエCの8直線とBC間の最大低 潮時海岸線から50メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町脇こいの浦の鼻北西端 B 宇和島市津島町田風中瀬の標識 C 宇和島市津島町田風広浦コンクリート護岸東端 D 宇和島市津島町田風広浦の鼻北西端 点 ア Aから305度30分20メートルの点 イ Aから305度30分200メートルの点 ウ Bから311度270メートルの点 エ Cから305度30分280メートルの点 オ Bから311度110メートルの点 カ Dから356度58分110メートルの点 キ Dから50度125メートルの点		第1種区画 漁業	真珠貝垂 下式養殖 業	1月1日か ら12月31日 まで	令和6年4 月1日から 令和11年3 月31日まで	団体	宇和島市津島町 下灘	別記2のと おり

宇区第 135号	愛媛県漁業 協同組合	宇和島市津 島町田畠地 先	Aア、アイ、イウ及びウBの4直線とAB間の最大低潮時海岸線から20メートル の線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町田畠大明崎突端 B 宇和島市津島町田畠荒網代中鼻 C 宇和島市津島町田畠荒網代南隅の標識 点 ア Cから282度200メートルの点 イ Cから282度40メートルの点 ウ Bから280度20メートルの点		第1種区画 漁業	真珠貝垂 下式養殖 業	1月1日か ら12月31日 まで	令和6年4 月1日から 令和11年3 月31日まで	団体	宇和島市津島町 下灘	別記2のと おり
宇区第 136号	愛媛県漁業 協同組合	宇和島市津 島町泥目水 地先	アイ、イウ、ウエ、エオ及びオアの5直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町泥目水ウバハエ B Aから海岸沿い東へ100メートルの標識 C 宇和島市津島町泥目水丸山の頂点 D 宇和島市津島町泥目水黒滝の頂点 点 ア Aから338度30メートルの点 イ Aから338度270メートルの点 ウ Dから259度30分80メートルの点 エ Cから300度80メートルの点 オ Bから322度30メートルの点		第1種区画 漁業	真珠貝垂 下式養殖 業	1月1日か ら12月31日 まで	令和6年4 月1日から 令和11年3 月31日まで	団体	宇和島市津島町 下灘	別記2のと おり
宇区第 137号	愛媛県漁業 協同組合	宇和島市津 島町坪井地 先	Aア、アイ、イウ、ウエ、エオ及びオEの6直線とAB間の最大低潮時海岸線か ら50メートルの線及びDE間の最大低潮時海岸線から50メートルの線とによって囲 まれた区域。ただし、Bク、クキ、キカ及びカDの4直線とDBに囲まれた区域を 除く。 基点 A 宇和島市津島町坪井下溝中央標識 B 宇和島市津島町坪井曾根崎西角 C 宇和島市津島町坪井曾根崎東角（北緯33.07469、東経132.46456） D 宇和島市津島町坪井黒鼻突端 E 宇和島市津島町坪井山崎鼻突端 点 ア Aから224度30分510メートルの点 イ Bから206度30分500メートルの点 ウ Cから176度30分540メートルの点 エ Dから176度30分730メートルの点 オ Eから185度30分150メートルの点 カ Dから176度30分530メートルの点 キ Cから176度30分340メートルの点 ク Bから206度30分300メートルの点		第1種区画 漁業	真珠貝垂 下式養殖 業	1月1日か ら12月31日 まで	令和6年4 月1日から 令和11年3 月31日まで	団体	宇和島市津島町 下灘	別記2のと おり
宇区第 138号	愛媛県漁業 協同組合	宇和島市津 島町坪井地 先	Aア及びアBの2直線とAB間の最大低潮時海岸線から50メートルの線とによっ て囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町坪井二又西護岸中央標識 B 宇和島市津島町坪井曾根崎東角（北緯33.07469、東経132.46456） 点 ア Aから180度の線とBから89度の線との交点		第1種区画 漁業	ひじき養 殖業	1月1日か ら12月31日 まで	令和6年4 月1日から 令和11年3 月31日まで	団体	宇和島市津島町 下灘	別記2のと おり
宇区第 139号	愛媛県漁業 協同組合	宇和島市津 島町坪井地 先	Aア、アイ、イウ及びウCの4直線とAC間の最大低潮時海岸線から30メートル の線とによって囲まれた区域。ただし、Dエ及びエBの2直線とBD間の最大低潮 時海岸線から30メートルの線とによって囲まれた区域を除く。 基点 A 宇和島市津島町坪井マサカリ鼻東端 B 宇和島市津島町坪井下刈谷鼻東端 C 宇和島市津島町坪井下刈谷福島鼻東端 D 宇和島市津島町坪井下刈谷引揚上ノ道標識 点 ア Aから113度30分70メートルの点 イ Bから107度45分100メートルの点 ウ Cから87度240メートルの点 エ Dから91度30分の線とBから3度15分の線との交点		第1種区画 漁業	真珠貝垂 下式養殖 業	1月1日か ら12月31日 まで	令和6年4 月1日から 令和11年3 月31日まで	団体	宇和島市津島町 下灘	別記2のと おり

宇区第 140号	愛媛県漁業 協同組合	宇和島市津 島町坪井地 先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から10メートルの線と によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町坪井中鼻先端 B 宇和島市津島町坪井竜王鼻先端 点 ア Aから91度200メートルの点 イ Bから96度30分40メートルの点		第1種区画 漁業	真珠貝垂 下式養殖 業	1月1日か ら12月31日 まで	令和6年4 月1日から 令和11年3 月31日まで	団体	宇和島市津島町 下灘	別記2のと おり
宇区第 141号	愛媛県漁業 協同組合	宇和島市津 島町横浦地 先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から10メートルの線と によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町横浦346番地前護岸標識 B 宇和島市津島町横浦天崎345番地倉庫東角 点 ア Aから266度30分110メートルの点 イ Bから265度30分115メートルの点		第1種区画 漁業	真珠貝垂 下式養殖 業	1月1日か ら12月31日 まで	令和6年4 月1日から 令和11年3 月31日まで	団体	宇和島市津島町 下灘	別記2のと おり
宇区第 142号	愛媛県漁業 協同組合	宇和島市津 島町横浦地 先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から10メートルの線と によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町横浦天崎345番地倉庫東角 B 宇和島市津島町横浦小の浦峰46番地南端の標識 点 ア Aから265度30分115メートルの点 イ Bから263度80メートルの点		第1種区画 漁業	魚類小割 式養殖業 (くろま ぐろ小割 式養殖業 を除く)	1月1日か ら12月31日 まで	令和6年4 月1日から 令和11年3 月31日まで	団体	宇和島市津島町 下灘	別記2のと おり
宇区第 143号	愛媛県漁業 協同組合	宇和島市津 島町横浦地 先	Aア、アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カC及びキクの8直線とA B間の最大低 潮時海岸線から10メートルの線及びB C間の最大低潮時海岸線から30メートルの線 とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町横浦小の浦峰46番地南端の標識 B 宇和島市津島町横浦9番地の10南西角 C 宇和島市津島町嵐小島の谷中央標識 D 宇和島市津島町嵐小島突端 点 ア Aから263度80メートルの点 イ Bから276度120メートルの点 ウ Cから268度300メートルの点 エ Dから262度30分270メートルの点 オ Dから262度30分170メートルの点 カ Cから268度200メートルの点 キ Bから276度の見通し線上における最大低潮時海岸線から10メートルの 点 ク Bから276度の見通し線上における最大低潮時海岸線から30メートルの		第1種区画 漁業	真珠貝垂 下式養殖 業	1月1日か ら12月31日 まで	令和6年4 月1日から 令和11年3 月31日まで	団体	宇和島市津島町 下灘	別記2のと おり
宇区第 144号	愛媛県漁業 協同組合	宇和島市津 島町嵐地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から10メートルの線と によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町嵐慶ヶ浦676番地の1 愛媛県漁業協同組合下灘支所作業 場西角 B 宇和島市津島町嵐慶ヶ浦270番地西角前護岸標識 点 ア Aから165度50メートルの点 イ Bから157度30分50メートルの点		第1種区画 漁業	真珠貝垂 下式養殖 業	1月1日か ら12月31日 まで	令和6年4 月1日から 令和11年3 月31日まで	団体	宇和島市津島町 下灘	別記2のと おり
宇区第 145号	愛媛県漁業 協同組合	宇和島市津 島町嵐地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から30メートルの線と によって囲まれた区域。ただし、Cウ、ウエ及びエDの3直線とC D間の最大低潮 時海岸線から30メートルの線とによって囲まれた区域を除く。 基点 A 宇和島市津島町嵐宮の鼻棧橋北東角 B 宇和島市津島町嵐ハゲノ鼻北東角 C 宇和島市津島町嵐番外21番地1 倉庫西角護岸標識 D 宇和島市津島町嵐番外70番地2 西角の標識 点 ア Aから337度50メートルの点 イ Bから342度30分110メートルの点 ウ Cから316度100メートルの点 エ Dから345度140メートルの点		第1種区画 漁業	真珠貝垂 下式養殖 業	1月1日か ら12月31日 まで	令和6年4 月1日から 令和11年3 月31日まで	団体	宇和島市津島町 下灘	別記2のと おり

宇区第 146号	愛媛県漁業 協同組合	宇和島市津 島町嵐地先	Aア、アイ、イウ、ウエ及びエDの5直線とAD間の最大低潮時海岸線から30メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町嵐番外乙1番地前護岸の標識 B 宇和島市津島町嵐サネモリ岩 C 宇和島市津島町嵐大場の鼻北端の標識 D 宇和島市津島町嵐大場の鼻南端の標識 点 ア Aから338度30分160メートルの点 イ Bから327度160メートルの点 ウ Cから260度150メートルの点 エ Dから239度180メートルの点		第1種区画 漁業	真珠貝垂 下式養殖 業	1月1日か ら12月31日 まで	令和6年4 月1日から 令和11年3 月31日まで	団体	宇和島市津島町 下灘	別記2のと おり
宇区第 147号	愛媛県漁業 協同組合	宇和島市津 島町針木地 先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町針木大波の浜259番地1地先大波の浜埋立地北端から護岸沿 い南へ12メートルの標識 B Aから護岸沿い南へ85メートルの標識 点 ア Aから240度30分220メートルの点 イ Bから232度30分210メートルの点		第1種区画 漁業	真珠貝垂 下式養殖 業	1月1日か ら12月31日 まで	令和6年4 月1日から 令和11年3 月31日まで	団体	宇和島市津島町 下灘	別記2のと おり
宇区第 148号	愛媛県漁業 協同組合	宇和島市津 島町針木地 先	Aア、アイ、イウ及びウCの4直線とAC間の最大低潮時海岸線から50メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町針木高立黒岩の標識 B 宇和島市津島町針木宮の鼻南西端 C 宇和島市津島町針木111番地の1作業場前護岸の標識 点 ア Aから222度270メートルの点 イ Bから233度200メートルの点 ウ Cから200度160メートルの点		第1種区画 漁業	真珠貝垂 下式養殖 業	1月1日か ら12月31日 まで	令和6年4 月1日から 令和11年3 月31日まで	団体	宇和島市津島町 下灘	別記2のと おり
宇区第 149号	愛媛県漁業 協同組合	宇和島市津 島町浦知地 先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町浦知宮の鼻北端標識 B 宇和島市津島町浦知防波堤西側付根 点 ア Aから254度80メートルの点 イ Bから260度80メートルの点		第1種区画 漁業	真珠貝垂 下式養殖 業	1月1日か ら12月31日 まで	令和6年4 月1日から 令和11年3 月31日まで	団体	宇和島市津島町 下灘	別記2のと おり
宇区第 150号	愛媛県漁業 協同組合	宇和島市津 島町柿の浦 地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町柿の浦770番地の2住宅前護岸標識 B 宇和島市津島町柿の浦久保浦758番地西南端前護岸標識 点 ア Aから239度140メートルの点 イ Bから261度30分120メートルの点		第1種区画 漁業	真珠貝垂 下式養殖 業	1月1日か ら12月31日 まで	令和6年4 月1日から 令和11年3 月31日まで	団体	宇和島市津島町 下灘	別記2のと おり
宇区第 151号	愛媛県漁業 協同組合	宇和島市津 島町柿の浦 地先	アイ、イウ、ウエ、エオ及びオアの5直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町柿の浦永ヶ平乙78番地7護岸東角 B 宇和島市津島町柿の浦永ヶ平護岸中央標識 C 宇和島市津島町柿の浦743番地の1作業場南角標識 点 ア Aから358度の線とCから261度30分の線との交点 イ Cから261度30分70メートルの点 ウ Bから17度150メートルの点 エ Bから17度70メートルの点 オ Aから358度50メートルの点		第1種区画 漁業	真珠貝垂 下式養殖 業	1月1日か ら12月31日 まで	令和6年4 月1日から 令和11年3 月31日まで	団体	宇和島市津島町 下灘	別記2のと おり

宇区第152号	愛媛県漁業協同組合	宇和島市津島町柿の浦地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域。ただし、宇区第153号の区域を除く。 基点 A 宇和島市津島町柿の浦中鼻東端 B 宇和島市津島町柿の浦落網代護岸南角 点 ア Aから108度100メートルの点 イ Bから105度130メートルの点		第1種区画漁業	真珠貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	団体	宇和島市津島町下灘	別記2のとお
宇区第153号	愛媛県漁業協同組合	宇和島市津島町柿の浦地先	Bア、アイ及びイCの3直線とC B間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町柿の浦中鼻北東端 B Aから海岸沿い南へ34メートルの標識 C Aから海岸沿い北へ116メートルの標識 点 ア Bから90度55メートルの点 イ Cから87度80メートルの点		第1種区画漁業	ひおうぎ垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	団体	宇和島市津島町下灘	別記2のとお
宇区第154号	愛媛県漁業協同組合	宇和島市津島町曲島地先	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びカアの6直線によって囲まれた区域。ただし、宇区第155号の区域を除く。 基点 A 宇和島市津島町大浦ウスバエの標識から海岸沿い東へ60メートルの標識 B 宇和島市津島町大浦浜の中央標識 C 宇和島市津島町大浦ウスバエの標識 点 ア Aから329度30分30メートルの点 イ Aから329度30分250メートルの点 ウ Cから319度250メートルの点 エ Cから319度500メートルの点 オ Bから347度630メートルの点 カ Bから347度30メートルの点		第1種区画漁業	真珠貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	団体	宇和島市津島町下灘	別記2のとお
宇区第155号	愛媛県漁業協同組合	宇和島市津島町曲島地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町大浦ウスバエの標識 B Aから海岸線沿い南へ60メートルの標識 C Aから海岸線沿い南へ98メートルの標識 点 ア Bから318度30分270メートルの点 イ Bから318度30分420メートルの点 ウ Cから319度440メートルの点 エ Cから319度300メートルの点		第1種区画漁業	あわび垂下式・わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	団体	宇和島市津島町下灘	別記2のとお
宇区第156号	愛媛県漁業協同組合	宇和島市津島町平井地先	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク、クケ及びケアの9直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町平井長瀨の鼻北西端 B 宇和島市津島町平井336番地（旧宇和島市立由良小学校平井分校）東側 水 路から東へ12メートルの護岸標識 護 C 宇和島市津島町平井336番地（旧宇和島市立由良小学校平井分校）西端 岸標識 D 宇和島市津島町平井森ヶ鼻北端 点 ア Aから333度45分240メートルの点 イ Aから333度45分600メートルの点 ウ Dから357度460メートルの点 エ Dから357度200メートルの点 オ Cから316度30分225メートルの点 カ Cから331度30分275メートルの点 キ Cから331度30分240メートルの点 ク Bから331度30分240メートルの点		第1種区画漁業	真珠貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	団体	宇和島市津島町下灘	別記2のとお

宇区第 157号	愛媛県漁業 協同組合	宇和島市津 島町漁家地 先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から20メートルの線と によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町漁家仏崎突端 B 宇和島市津島町漁家オヤマの鼻突端 点 ア Aから272度170メートルの点 イ Bから285度230メートルの点		第1種区画 漁業	真珠貝垂 下式養殖 業	1月1日か ら12月31日 まで	令和6年4 月1日から 令和11年3 月31日まで	団体	宇和島市津島町 下灘	別記2のと おり
宇区第 158号	愛媛県漁業 協同組合	宇和島市津 島町漁家地 先	Cア、アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ及びキDの8直線とC D間の最大低 潮時海岸線から30メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町漁家西ヶ谷川尻護岸標識 B Aから西へ75メートルの標識 C 宇和島市津島町成赤崎東鼻北端 D 宇和島市津島町成赤崎鼻ンモリ箸頂点 点 ア Cから349度15分30メートルの点 イ Aから331度40メートルの点 ウ Aから331度175メートルの点 エ Bから333度200メートルの点 オ Bから333度330メートルの点 カ Cから349度15分295メートルの点 キ Dから350度250メートルの点		第1種区画 漁業	真珠貝垂 下式養殖 業	1月1日か ら12月31日 まで	令和6年4 月1日から 令和11年3 月31日まで	団体	宇和島市津島町 下灘	別記2のと おり
宇区第 159号	愛媛県漁業 協同組合	宇和島市津 島町須下地 先	Aア、アイ、イウ及びウCの4直線とA C間の最大低潮時海岸線から30メートル の線とによって囲まれた区域。ただし、宇珠区第110号、宇珠区第111号及び宇区第 160号の区域を除く。 基点 A 宇和島市津島町須下寺崎と同町須下長畑境界線の寺崎側道路2番目排水 口 B 宇和島市津島町須下長畑護岸中央標識 C 宇和島市津島町須下651番地の1作業場南角前護岸 点 ア Aから344度30分270メートルの点 イ Bから331度30分300メートルの点 ウ Cから350度150メートルの点		第1種区画 漁業	真珠貝垂 下式・と さかのり 養殖業	1月1日か ら12月31日 まで	令和6年4 月1日から 令和11年3 月31日まで	団体	宇和島市津島町 下灘	別記2のと おり
宇区第 160号	愛媛県漁業 協同組合	宇和島市津 島町須下地 先	Aア及びアBの2直線とA B間の最大低潮時海岸線から25メートルの線とによっ て囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町須下64番地の8小屋北角前護岸標識 B 宇和島市津島町須下148番地の3住宅西角前護岸沿い東へ95メートルの 標識 点 ア Aから273度の線とBから355度15分の線との交点		第1種区画 漁業	魚類小割 式養殖業 （くろま ぐる小割 式養殖業 を除く）	1月1日か ら12月31日 まで	令和6年4 月1日から 令和11年3 月31日まで	団体	宇和島市津島町 下灘	別記2のと おり
宇区第 161号	愛媛県漁業 協同組合	宇和島市津 島町須下地 先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から15メートルの線と によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町須下188番地の1住宅北角護岸の標識 B 宇和島市津島町須下198番地住宅南角護岸の標識 点 ア Aから322度30分80メートルの点 イ Bから311度45分80メートルの点		第1種区画 漁業	魚類小割 式養殖業 （くろま ぐる小割 式養殖業 を除く）	1月1日か ら12月31日 まで	令和6年4 月1日から 令和11年3 月31日まで	団体	宇和島市津島町 下灘	別記2のと おり
宇区第 162号	愛媛県漁業 協同組合	宇和島市津 島町須下地 先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から10メートルの線と によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町須下457番地冷蔵庫南角護岸の標識 B 宇和島市津島町須下449番地の2住宅南角前護岸標識 点 ア Aから106度30分70メートルの点 イ Bから138度80メートルの点		第1種区画 漁業	魚類小割 式養殖業 （くろま ぐる小割 式養殖業 を除く）	1月1日か ら12月31日 まで	令和6年4 月1日から 令和11年3 月31日まで	団体	宇和島市津島町 下灘	別記2のと おり

宇区第163号	愛媛県漁業協同組合	宇和島市津島町須下地先	Ａア、アイ及びイＢの３直線とＡＢ間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 Ａ 宇和島市津島町須下463番地住宅護岸標識 Ｂ 宇和島市津島町須下711番地１作業場前護岸東角 点 ア Ａから69度150メートルの点 イ Ｂから149度30分122メートルの点		第１種区画漁業	魚類小割式養殖業（くろまぐろ小割式養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	団体	宇和島市津島町下灘	別記2のとお
宇区第164号	愛媛県漁業協同組合	宇和島市津島町須下地先	Ａア、アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びカＢの７直線とＡＢ間の最大低潮時海岸線から30メートルの線とによって囲まれた区域。ただし、宇珠区第112号及び宇区第163号の区域を除く。 基点 Ａ 宇和島市津島町須下雲泊の護岸南東角の標識 Ｂ 宇和島市津島町須下725番地由良神社参門北角から北へ５メートルの測量杭 Ｃ Ｂから護岸沿い北東へ56メートルの標識 Ｄ 須下崎から海岸線沿い南へ65メートルの標識 点 ア Ａから106度30分110メートルの点 イ Ｄから121度410メートルの点 ウ Ｄから121度335メートルの点 エ Ｃから122度30分335メートルの点 オ Ｃから122度30分170メートルの点 カ Ｂから130度165メートルの点		第１種区画漁業	真珠貝垂下式・とさかのり養殖業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	団体	宇和島市津島町下灘	別記2のとお
宇区第165号	愛媛県漁業協同組合	宇和島市津島町須下地先	Ａア、アイ及びイＢの３直線とＡＢ間の最大低潮時海岸線から30メートルの線とによって囲まれた区域 基点 Ａ 宇和島市津島町須下725番地由良神社参門北角から北へ5メートルの測量杭 Ｂ 宇和島市津島町須下762番地の２作業場南角 点 ア Ａから130度165メートルの点 イ Ｂから124度30分145メートルの点		第１種区画漁業	あわび垂下式・わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	団体	宇和島市津島町下灘	別記2のとお
宇区第166号	愛媛県漁業協同組合	宇和島市津島町竹ヶ島地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの４直線によって囲まれた区域 基点 Ａ 宇和島市津島町竹ヶ島道越海底ケーブル敷設指示標 Ｂ 宇和島市津島町竹ヶ島道越の鼻東端 点 ア Ａから152度30分134メートルの点 イ Ａから152度30分285メートルの点 ウ Ｂから157度340メートルの点 エ Ｂから157度170メートルの点		第１種区画漁業	あわび垂下式・わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	団体	宇和島市津島町下灘	別記2のとお
宇区第167号	愛媛県漁業協同組合	宇和島市津島町竹ヶ島地先	アイ、イウ、ウエ、エオ及びオアの５直線によって囲まれた区域 基点 Ａ 宇和島市津島町竹ヶ島道越の鼻東端 Ｂ 宇和島市津島町竹ヶ島モチ岩 Ｃ 宇和島市津島町竹ヶ島弁天島２番岩中央 点 ア Ａから157度170メートルの点 イ Ａから157度340メートルの点 ウ Ｃから158度45分400メートルの点 エ Ｃから158度45分200メートルの点 オ Ｂから148度30分180メートルの点		第１種区画漁業	ひおうぎ垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	団体	宇和島市津島町下灘	別記2のとお
宇区第168号	愛媛県漁業協同組合	宇和島市津島町竹ヶ島地先	Ａア、アイ及びイＢの３直線とＡＢ間の最大低潮時海岸線から50メートルの線とによって囲まれた区域 基点 Ａ 宇和島市津島町竹ヶ島水トリノ鼻突端 Ｂ 宇和島市津島町竹ヶ島オンデノ鼻突端 点 ア Ａから150度30分150メートルの点 イ Ｂから133度180メートルの点		第１種区画漁業	真珠貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	団体	宇和島市津島町下灘	別記2のとお

宇区第169号	愛媛県漁業協同組合	宇和島市津島町鯉網代地先	A Bの直線とA B間の最大低潮時海岸線から70メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町鯉網代黒崎突端 B 宇和島市津島町鯉網代ウノクソ鼻突端		第1種区画漁業	真珠貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	団体	宇和島市津島町下灘	別記2のとお
宇区第170号	愛南漁業協同組合	南宇和郡愛南町網代地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町由良岬三ツ碇の標識 点 ア Aから90度100メートルの点 イ Aから90度400メートルの点 ウ Aから135度570メートルの点 エ Aから165度410メートルの点		第1種区画漁業	真珠貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	団体	南宇和郡愛南町網代、家串、柏、柏崎、須ノ川、魚神山、平碇及び油袋	別記2のとお
宇区第171号	愛南漁業協同組合	南宇和郡愛南町網代地先	Bア、アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びカDの7直線とB D間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町雨崎東端 B 南宇和郡愛南町網代外防波堤東側突端 C 南宇和郡愛南町網代網代鼻東端 D 南宇和郡愛南町荒樫荒樫鼻東端 点 ア AからB見通し400メートルの点 イ AからC見通し300メートルの点 ウ AからC見通し500メートルの点 エ Cから90度500メートルの点 オ Cから90度150メートルの点 カ Dから90度250メートルの点		第1種区画漁業	真珠貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	団体	南宇和郡愛南町網代、家串、柏、柏崎、須ノ川、魚神山、平碇及び油袋	別記2のとお
宇区第172号	愛南漁業協同組合	南宇和郡愛南町網代地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町網代網代鼻東端 B 南宇和郡愛南町荒樫荒樫鼻東端 点 ア Aから90度150メートルの点 イ Aから90度500メートルの点 ウ Bから90度500メートルの点 エ Bから90度250メートルの点		第1種区画漁業	ひおうぎ垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	団体	南宇和郡愛南町網代、家串、柏、柏崎、須ノ川、魚神山、平碇及び油袋	別記2のとお
宇区第173号	愛南漁業協同組合	南宇和郡愛南町魚神山地先	Aア及びアBの2直線とA B間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町荒樫荒樫鼻東端 B 南宇和郡愛南町魚神山179-3番地南端角の標識 点 ア Aから0度500メートルの点		第1種区画漁業	ひおうぎ垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	団体	南宇和郡愛南町網代、家串、柏、柏崎、須ノ川、魚神山、平碇及び油袋	別記2のとお
宇区第174号	愛南漁業協同組合	南宇和郡愛南町魚神山地先	Bカ、カA、Aア、アイ、イエ、エオ、オD及びDCの8直線とC B間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、宇区第175号の区域を除く。 基点 A 南宇和郡愛南町荒樫荒樫鼻東端 B 南宇和郡愛南町魚神山179-3番地南端の標識 C 南宇和郡愛南町魚神山中防波堤北側突端 D 南宇和郡愛南町魚神山ナガヅエ鼻南端 E 南宇和郡愛南町魚神山1351番地（クロサイ浜東端）の標識 F 南宇和郡愛南町魚神山甚五郎碇の標識 点 ア Aから90度500メートルの点 イ Dから170度600メートルの点 ウ Fから180度400メートルの点 エ イからウ見通し150メートルの点 オ DからE見通し150メートルの点 カ Aから0度500メートルの点		第1種区画漁業	真珠貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	団体	南宇和郡愛南町網代、家串、柏、柏崎、須ノ川、魚神山、平碇及び油袋	別記2のとお

宇区第 175号	愛南漁業協 同組合	南宇和郡愛 南町魚神山 地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町魚神山中防波堤北側突端 点 ア Aから89度100メートルの点 イ Aから83度250メートルの点 ウ Aから114度290メートルの点 エ Aから139度180メートルの点		第1種区画 漁業	ひおうぎ 垂下式養 殖業	1月1日か ら12月31日 まで	令和6年4 月1日から 令和11年3 月31日まで	団体	南宇和郡愛南町 網代、家串、 柏、柏崎、須ノ 川、魚神山、平 簀及び油袋	別記2のと おり
宇区第 176号	愛南漁業協 同組合	南宇和郡愛 南町魚神山 地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町魚神山やなごさこツ澁の標識 B 南宇和郡愛南町魚神山甚五郎澁の標識 C 南宇和郡愛南町観音崎西突端の標識 点 ア Cから南宇和郡愛南町荒樫荒樫鼻見通し100メートルの点 イ Cから南宇和郡愛南町荒樫荒樫鼻見通し600メートルの点 ウ イからB見通し500メートルの点 エ アからA見通し500メートルの点		第1種区画 漁業	真珠貝垂 下式養殖 業	1月1日か ら12月31日 まで	令和6年4 月1日から 令和11年3 月31日まで	団体	南宇和郡愛南町 網代、家串、 柏、柏崎、須ノ 川、魚神山、平 簀及び油袋	別記2のと おり
宇区第 177号	愛南漁業協 同組合	南宇和郡愛 南町魚神山 船越地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町魚神山船越運河防波堤南側突端 点 ア Aから180度150メートルの点 イ Aから180度450メートルの点 ウ イから270度80メートルの点 エ アから270度80メートルの点		第1種区画 漁業	真珠貝垂 下式養殖 業	1月1日か ら12月31日 まで	令和6年4 月1日から 令和11年3 月31日まで	団体	南宇和郡愛南町 網代、家串、 柏、柏崎、須ノ 川、魚神山、平 簀及び油袋	別記2のと おり
宇区第 178号	愛南漁業協 同組合	南宇和郡愛 南町塩子島 地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町油袋216番地東端の標識 点 ア Aから120度250メートルの点 イ Aから146度390メートルの点 ウ Aから180度325メートルの点 エ Aから180度125メートルの点		第1種区画 漁業	魚類小割 式養殖業 (くろま ぐろ小割 式養殖業 を除く)	1月1日か ら12月31日 まで	令和6年4 月1日から 令和11年3 月31日まで	団体	南宇和郡愛南町 網代、家串、 柏、柏崎、須ノ 川、魚神山、平 簀及び油袋	別記2のと おり
宇区第 179号	愛南漁業協 同組合	南宇和郡愛 南町油袋地 先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町油袋242番地南東端の標識 点 ア Aから90度200メートルの点 イ Aから90度500メートルの点 ウ イから180度800メートルの点 エ アから180度800メートルの点		第1種区画 漁業	真珠貝垂 下式・ひ じき養殖 業	1月1日か ら12月31日 まで	令和6年4 月1日から 令和11年3 月31日まで	団体	南宇和郡愛南町 網代、家串、 柏、柏崎、須ノ 川、魚神山、平 簀及び油袋	別記2のと おり
宇区第 180号	愛南漁業協 同組合	南宇和郡愛 南町油袋地 先	Aア、アB、イD及びCイの4直線とB C間及びD A間の最大低潮時海岸線とに よって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町油袋250番地(豆曾)の標識 B 南宇和郡愛南町油袋276番地(上ノ谷)東角の標識 C 南宇和郡愛南町油袋262番地防波堤東側標識 D 南宇和郡愛南町油袋257番地の標識 点 ア Aから5度300メートルの点 イ Cから93度125メートルの点		第1種区画 漁業	魚類小割 式養殖業 (くろま ぐろ小割 式養殖業 を除く)	1月1日か ら12月31日 まで	令和6年4 月1日から 令和11年3 月31日まで	団体	南宇和郡愛南町 網代、家串、 柏、柏崎、須ノ 川、魚神山、平 簀及び油袋	別記2のと おり
宇区第 181号	愛南漁業協 同組合	南宇和郡愛 南町油袋地 先	Aア及びアBの2直線とA B間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町油袋262番地中防波堤東側標識 B 南宇和郡愛南町油袋257番地の標識 点 ア Aから93度125メートルの点		第1種区画 漁業	真珠貝垂 下式養殖 業	1月1日か ら12月31日 まで	令和6年4 月1日から 令和11年3 月31日まで	団体	南宇和郡愛南町 網代、家串、 柏、柏崎、須ノ 川、魚神山、平 簀及び油袋	別記2のと おり

宇区第 182号	愛南漁業協 同組合	南宇和郡愛 南町油袋地 先	Aア、アB、Cイ、イD、Eウ、ウエ及びエAの7直線とBC間及びDE間の最 大低潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町家串小松鼻南端 B 南宇和郡愛南町油袋530-1番地南角の標識 C 南宇和郡愛南町油袋276番地（上ノ谷）東角の標識 D 南宇和郡愛南町油袋250番地（豆曽）の標識 E 南宇和郡愛南町油袋242番地東端南角の標識 点 ア Aから275度410メートルの点 イ Dから5度300メートルの点 ウ Eから90度500メートルの点 エ Aから南宇和郡愛南町柏崎小松鼻見通し500メートルの点		第1種区画 漁業	真珠貝垂 下式・ひ じき養殖 業	1月1日か ら12月31日 まで	令和6年4 月1日から 令和11年3 月31日まで	団体	南宇和郡愛南町 網代、家串、 柏、柏崎、須ノ 川、魚神山、平 簔及び油袋	別記2のと おり
宇区第 183号	愛南漁業協 同組合	南宇和郡愛 南町油袋地 先	Aア及びアBの2直線とAB間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町家串1-1番地小松鼻南端 B 南宇和郡愛南町油袋530-1番地の標識 点 ア Aから275度410メートルの点		第1種区画 漁業	ひおうぎ 垂下式養 殖業	1月1日か ら12月31日 まで	令和6年4 月1日から 令和11年3 月31日まで	団体	南宇和郡愛南町 網代、家串、 柏、柏崎、須ノ 川、魚神山、平 簔及び油袋	別記2のと おり
宇区第 184号	愛南漁業協 同組合	南宇和郡愛 南町家串地 先	Aア、アイ、イウ、ウH、HG、Eエ、エオ及びオBの8直線とAB間及びEG 間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、宇珠区第116号、宇珠区 第118号及び宇区第186号の区域を除く。 基点 A 南宇和郡愛南町家串小松鼻南端 B 南宇和郡愛南町家串小松鼻東の標識 C 南宇和郡愛南町家串40番地（タンダ浜）東角の標識 D 南宇和郡愛南町家串龍王鼻南端 E 南宇和郡愛南町家串1266番地の2（若宮神社）前埋立地北側突端 F 南宇和郡愛南町家串1333番地（波切）の標識 G 南宇和郡愛南町家串恵美須崎の標識 H 南宇和郡愛南町家串恵美須簔の標識 点 ア Aから南宇和郡愛南町柏崎小松鼻見通し500メートルの点 イ Fから南宇和郡愛南町塩子島北端見通し600メートルの点 ウ Hから南宇和郡愛南町黒簔見通し580メートルの点 エ DからE見通し230メートルの点 オ Cから170度200メートルの点		第1種区画 漁業	真珠貝垂 下式・ひ じき養殖 業	1月1日か ら12月31日 まで	令和6年4 月1日から 令和11年3 月31日まで	団体	南宇和郡愛南町 網代、家串、 柏、柏崎、須ノ 川、魚神山、平 簔及び油袋	別記2のと おり
宇区第 185号	愛南漁業協 同組合	南宇和郡愛 南町家串地 先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区 域 基点 A 南宇和郡愛南町家串40番地（タンダ浜）東角の標識 B 南宇和郡愛南町家串龍王鼻南端 C 南宇和郡愛南町家串神社前防波堤北側突端 点 ア Aから170度200メートルの点 イ BからC見通し230メートルの点		第1種区画 漁業	ひおうぎ 垂下式養 殖業	1月1日か ら12月31日 まで	令和6年4 月1日から 令和11年3 月31日まで	団体	南宇和郡愛南町 網代、家串、 柏、柏崎、須ノ 川、魚神山、平 簔及び油袋	別記2のと おり
宇区第 186号	愛南漁業協 同組合	南宇和郡愛 南町家串地 先	アイ、イウ、ウエ及びエAの4直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町家串（若宮神社）防波堤の標識 点 ア Aから280度84メートルの点 イ Aから278度200メートルの点 ウ Aから352度232メートルの点 エ Aから2度114メートルの点		第1種区画 漁業	魚類小割 式養殖業 （くろま ぐろ小割 式養殖業 を除く）	1月1日か ら12月31日 まで	令和6年4 月1日から 令和11年3 月31日まで	団体	南宇和郡愛南町 網代、家串、 柏、柏崎、須ノ 川、魚神山、平 簔及び油袋	別記2のと おり
宇区第 187号	愛南漁業協 同組合	南宇和郡愛 南町平簔地 先	Aア、アイ、イウ、ウエ及びエAの5直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町家串恵美須簔の標識 B 南宇和郡愛南町平簔外防波堤南側突端 点 ア Aから151度540メートルの点 イ Aから119度550メートルの点 ウ エから水門口見通し150メートルの点 エ Bから90度60メートルの点		第1種区画 漁業	真珠貝垂 下式・ひ じき養殖 業	1月1日か ら12月31日 まで	令和6年4 月1日から 令和11年3 月31日まで	団体	南宇和郡愛南町 網代、家串、 柏、柏崎、須ノ 川、魚神山、平 簔及び油袋	別記2のと おり

宇区第 188号	愛南漁業協 同組合	南宇和郡愛 南町須ノ川 地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町須ノ川水門口の標識 B 南宇和郡愛南町平碁668番地（立碁）の標識 C Aより海岸線沿い北へ140メートルの点 D 南宇和郡愛南町恵美須碁の標識 点 ア CからD見通し630メートルの点 イ Bから180度600メートルの点 ウ イから90度450メートルの点 エ CからD見通し30メートルの点		第1種区画 漁業	真珠貝垂 下式・ひ じき養殖 業	1月1日か ら12月31日 まで	令和6年4 月1日から 令和11年3 月31日まで	団体	南宇和郡愛南町 網代、家串、 柏、柏崎、須ノ 川、魚神山、平 碁及び油袋	別記2のと おり
宇区第 189号	愛南漁業協 同組合	南宇和郡愛 南町須ノ川 地先	アイ、イウ、ウA及びAアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町須ノ川水門口の標識 B Aより海岸線沿い北へ140メートルの点 C 南宇和郡愛南町恵美須碁の標識 点 ア BからC見通し30メートルの点 イ BからC見通し630メートルの点 ウ Aから南宇和郡愛南町塩子島南端見通し600メートルの点		第1種区画 漁業	ひおうぎ 垂下式養 殖業	1月1日か ら12月31日 まで	令和6年4 月1日から 令和11年3 月31日まで	団体	南宇和郡愛南町 網代、家串、 柏、柏崎、須ノ 川、魚神山、平 碁及び油袋	別記2のと おり
宇区第 190号	愛南漁業協 同組合	南宇和郡愛 南町柏崎地 先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町柏崎269番地南端の標識 点 ア Aから240度150メートルの点 イ Aから212度240メートルの点 ウ Aから180度200メートルの点 エ Aから180度70メートルの点		第1種区画 漁業	ひおうぎ 垂下式養 殖業	1月1日か ら12月31日 まで	令和6年4 月1日から 令和11年3 月31日まで	団体	南宇和郡愛南町 網代、家串、 柏、柏崎、須ノ 川、魚神山、平 碁及び油袋	別記2のと おり
宇区第 191号	愛南漁業協 同組合	南宇和郡愛 南町柏崎地 先	Aア、アイ、イド及びBCの4直線とAB間及びCD間の最大低潮時海岸線とに よって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町柏崎269番地南端の標識 B 南宇和郡愛南町柏崎防波堤北側突端 C 南宇和郡愛南町柏2051番地埋立地南角の標識 D 南宇和郡愛南町柏と同町御荘菊川との最大高潮時海岸線における境界 点 ア Aから180度500メートルの点 イ Dから南宇和郡愛南町角島島頂見通し600メートルの点		第1種区画 漁業	真珠貝垂 下式・ひ じき養殖 業	1月1日か ら12月31日 まで	令和6年4 月1日から 令和11年3 月31日まで	団体	南宇和郡愛南町 網代、家串、 柏、柏崎、須ノ 川、魚神山、平 碁及び油袋	別記2のと おり
宇区第 192号	愛南漁業協 同組合	南宇和郡愛 南町柏崎地 先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町柏崎535番地の標識 点 ア Aから168度180メートルの点 イ Aから152度210メートルの点 ウ Aから123度130メートルの点 エ Aから141度80メートルの点		第1種区画 漁業	真珠貝垂 下式養殖 業	1月1日か ら12月31日 まで	令和6年4 月1日から 令和11年3 月31日まで	団体	南宇和郡愛南町 網代、家串、 柏、柏崎、須ノ 川、魚神山、平 碁及び油袋	別記2のと おり
宇区第 193号	愛南漁業協 同組合	南宇和郡愛 南町御荘菊 川地先	Bア、アイ、イウ、ウエ及びエCの5直線とBC間の最大低潮時海岸線から10 メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町御荘菊川3555番地五ヶ浜大岩標識 B 南宇和郡愛南町御荘菊川3956番地大岩標識 C 南宇和郡愛南町御荘菊川と同町柏との最大高潮時海岸線における境界 点 ア Bから230度180メートルの点 イ Aから270度200メートルの点 ウ Aから270度450メートルの点 エ Cから南宇和郡愛南町角島島頂見通し500メートルの点		第1種区画 漁業	真珠貝垂 下式養殖 業	1月1日か ら12月31日 まで	令和6年4 月1日から 令和11年3 月31日まで	団体	南宇和郡愛南町 御荘菊川、御荘 平山、御荘長 洲、御荘平城、 御荘和口、御荘 長月及び御荘深 泥	別記2のと おり

宇区第 194号	愛南漁業協 同組合	南宇和郡愛 南町御莊菊 川地先	Ａア、アイ及びイＢの３直線とＡＢ間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 Ａ 南宇和郡愛南町御莊菊川3956番地大岩標識 Ｂ 南宇和郡愛南町御莊菊川3954番地標識 Ｃ 南宇和郡愛南町御莊菊川3572番地標識 点 ア Ａから230度180メートルの点 イ ＢからＣ見通し280メートルの点		第１種区画 漁業	ひおうぎ 垂下式・ ひじき養 殖業	1月1日か ら12月31日 まで	令和6年4 月1日から 令和11年3 月31日まで	団体	南宇和郡愛南町 御莊菊川、御莊 平山、御莊長 洲、御莊平城、 御莊和口、御莊 長月及び御莊深 泥	別記2のと おり
宇区第 195号	愛南漁業協 同組合	南宇和郡愛 南町御莊菊 川地先	Ｂア、アイ、イウ及びウＤの４直線とＢＤ間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 Ａ 南宇和郡愛南町御莊菊川3956番地大岩標識 Ｂ 南宇和郡愛南町御莊菊川3954番地標識 Ｃ 南宇和郡愛南町御莊菊川3572番地標識 Ｄ 南宇和郡愛南町御莊菊川3555番地五ヶ浜大岩標識 点 ア ＢからＣ見通し280メートルの点 イ Ａから230度180メートルの点 ウ Ｄから270度200メートルの点		第１種区画 漁業	とさかの り養殖業	1月1日か ら12月31日 まで	令和6年4 月1日から 令和11年3 月31日まで	団体	南宇和郡愛南町 御莊菊川、御莊 平山、御莊長 洲、御莊平城、 御莊和口、御莊 長月及び御莊深 泥	別記2のと おり
宇区第 196号	愛南漁業協 同組合	南宇和郡愛 南町御莊菊 川地先	Ａア、アイ及びイＢの３直線とＡＢ間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 Ａ 南宇和郡愛南町御莊菊川2631番地の標識 Ｂ 南宇和郡愛南町御莊菊川2956番地２アコギ西鼻南西端 点 ア Ａから241度150メートルの点 イ Ｂから271度150メートルの点		第１種区画 漁業	真珠貝垂 下式養殖 業	1月1日か ら12月31日 まで	令和6年4 月1日から 令和11年3 月31日まで	団体	南宇和郡愛南町 御莊菊川、御莊 平山、御莊長 洲、御莊平城、 御莊和口、御莊 長月及び御莊深 泥	別記2のと おり
宇区第 197号	愛南漁業協 同組合	南宇和郡愛 南町御莊菊 川地先	Ａア、アイ及びイＢの３直線とＡＢ間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 Ａ 南宇和郡愛南町御莊菊川2617番地１号標識 Ｂ 南宇和郡愛南町御莊菊川2617番地２号標識 点 ア Ａから南宇和郡愛南町中浦延命寺南鼻見通し200メートルの点 イ Ｂから南宇和郡愛南町中浦テレビ塔見通し200メートルの点		第１種区画 漁業	真珠貝垂 下式養殖 業	1月1日か ら12月31日 まで	令和6年4 月1日から 令和11年3 月31日まで	団体	南宇和郡愛南町 御莊菊川、御莊 平山、御莊長 洲、御莊平城、 御莊和口、御莊 長月及び御莊深 泥	別記2のと おり
宇区第 198号	愛南漁業協 同組合	南宇和郡愛 南町御莊菊 川地先	ＡＢ及びＣＤの２直線とＡＤ及びＢＣ間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 Ａ 南宇和郡愛南町御莊菊川2617番地黒櫛東鼻南東端 Ｂ 南宇和郡愛南町御莊菊川2376番地西角 Ｃ 南宇和郡愛南町御莊菊川2378番地北角 Ｄ 南宇和郡愛南町御莊菊川2426番地西角		第１種区画 漁業	真珠貝垂 下式養殖 業	1月1日か ら12月31日 まで	令和6年4 月1日から 令和11年3 月31日まで	団体	南宇和郡愛南町 御莊菊川、御莊 平山、御莊長 洲、御莊平城、 御莊和口、御莊 長月及び御莊深 泥	別記2のと おり
宇区第 199号	愛南漁業協 同組合	南宇和郡愛 南町御莊菊 川地先	Ａア、アイ、イウ、ウエ、エオ及びオＡの６直線によって囲まれた区域 基点 Ａ 南宇和郡愛南町御莊菊川2238番地ドウシン鼻南西端 Ｂ 南宇和郡愛南町御莊菊川2237番地３東端より海岸線沿い西へ100メー ルの点 点 ア Ａから南宇和郡愛南町御莊菊川2366番地標識見通し50メートルの点 イ Ａから南宇和郡愛南町高畑猿越中崎見通し150メートルの点 ウ Ｂから南宇和郡愛南町高畑猿越東側防波堤基部見通し160メートルの点 エ Ｂから南宇和郡愛南町高畑猿越東側防波堤基部見通し105メートルの点 オ Ａから南宇和郡愛南町高畑猿越中崎見通し95メートルの点		第１種区画 漁業	魚類小割 式養殖業 （くろま ぐろ小割 式養殖業 を除く）	1月1日か ら12月31日 まで	令和6年4 月1日から 令和11年3 月31日まで	団体	南宇和郡愛南町 御莊菊川、御莊 平山、御莊長 洲、御莊平城、 御莊和口、御莊 長月及び御莊深 泥	別記2のと おり

宇区第200号	愛南漁業協同組合	南宇和郡愛南町御莊菊川地先	ＡＢ及びＥＦの２直線とＢＥ及びＡＦ間の最大低潮時海岸線から１０メートルの線とによって囲まれた区域。ただし、Ｃア、アイ及びイＤの３直線によって囲まれた区域を除く。 基点 Ａ 南宇和郡愛南町御莊菊川１７９７番地西角 Ｂ 南宇和郡愛南町御莊菊川２２３６番地３南角 Ｃ 南宇和郡愛南町御莊菊川２２３６番地３地先１号標識 Ｄ 南宇和郡愛南町御莊菊川２２３６番地３地先２号標識 Ｅ 南宇和郡愛南町御莊菊川２２３５番地北角 Ｆ 南宇和郡愛南町御莊菊川１７９５番地西角 点 ア Ｃから１１６度３０メートルの点 イ Ｄから１１６度３０メートルの点		第１種区画漁業	かき垂下式養殖業	１月１日から１２月３１日まで	令和６年４月１日から令和１１年３月３１日まで	団体	南宇和郡愛南町御莊菊川、御莊平山、御莊長洲、御莊平城、御莊和口、御莊長月及び御莊深泥	別記２のとお
宇区第201号	愛南漁業協同組合	南宇和郡愛南町御莊平山地先	ＡＢ及びＣＤの２直線とＢＣ及びＡＤ間の最大低潮時海岸線から１０メートルの線とによって囲まれた区域 基点 Ａ 南宇和郡愛南町御莊平山２６２番地東角 Ｂ 南宇和郡愛南町御莊平山７番地標識 Ｃ 南宇和郡愛南町御莊平山９番地前町道標識 Ｄ 南宇和郡愛南町御莊平山６４番地前町道標識		第１種区画漁業	かき垂下式養殖業	１月１日から１２月３１日まで	令和６年４月１日から令和１１年３月３１日まで	団体	南宇和郡愛南町御莊菊川、御莊平山、御莊長洲、御莊平城、御莊和口、御莊長月及び御莊深泥	別記２のとお
宇区第202号	愛南漁業協同組合	南宇和郡愛南町御莊平山地先	Ａア、アＢ、ＢＣ及びＤＥの４直線とＡＥ及びＣＤ間の最大低潮時海岸線から１０メートルの線とによって囲まれた区域 基点 Ａ 南宇和郡愛南町御莊平山５２６番地平山防波堤突端 Ｂ 南宇和郡愛南町御莊平城３番地棧橋東側付根 Ｃ 南宇和郡愛南町御莊長洲１３５０番地長洲埋立地南角 Ｄ 南宇和郡愛南町御莊平山１７８０番地東角 Ｅ 南宇和郡愛南町御莊平山７７６番地の標識 点 ア Ａから南宇和郡愛南町御莊大島北端見通し２００メートルの点		第１種区画漁業	かき垂下式養殖業	１月１日から１２月３１日まで	令和６年４月１日から令和１１年３月３１日まで	団体	南宇和郡愛南町御莊菊川、御莊平山、御莊長洲、御莊平城、御莊和口、御莊長月及び御莊深泥	別記２のとお
宇区第203号	愛南漁業協同組合	南宇和郡愛南町御莊平山地先	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びカアの６直線によって囲まれた区域 基点 Ａ 南宇和郡愛南町御莊平山大島北端 Ｂ 南宇和郡愛南町御莊平山大島西北端の標識 Ｃ 南宇和郡愛南町御莊平山大島西端 点 ア Ａから南宇和郡愛南町御莊長洲１３５０番地（長洲埋立地）南角見通し４０メートルの点 イ Ａから南宇和郡愛南町御莊長洲１３５０番地（長洲埋立地）南角見通し１００メートルの点 ウ Ｂから南宇和郡愛南町御莊平山５２６番地平山防波堤突端見通し１１０メートルの点 エ Ｃから南宇和郡愛南町中浦１８６０番地南角見通し２００メートルの点		第１種区画漁業	かき垂下式養殖業	１月１日から１２月３１日まで	令和６年４月１日から令和１１年３月３１日まで	団体	南宇和郡愛南町御莊菊川、御莊平山、御莊長洲、御莊平城、御莊和口、御莊長月及び御莊深泥	別記２のとお
宇区第204号	愛南漁業協同組合	南宇和郡愛南町御莊平山地先	Ａア、アＤ及びＣＢの３直線とＡＢ及びＣＤ間の最大低潮時海岸線から１０メートルの線とによって囲まれた区域 基点 Ａ 南宇和郡愛南町防城成川と町御莊深泥との最大高潮時海岸線における境界 Ｂ 南宇和郡愛南町御莊深泥１９番地北角 Ｃ 南宇和郡愛南町御莊平城７００番地南角標識 Ｄ 南宇和郡愛南町御莊平城長崎水門南端から海岸線沿い東へ４０メートルの標識		第１種区画漁業	かき垂下式養殖業	１月１日から１２月３１日まで	令和６年４月１日から令和１１年３月３１日まで	団体	南宇和郡愛南町御莊菊川、御莊平山、御莊長洲、御莊平城、御莊和口、御莊長月及び御莊深泥	別記２のとお

宇区第 205号	愛南漁業協 同組合	南宇和郡愛 南町防城成 川地先	Ａア、アイ及びイＢの３直線とＡＢ間の最大低潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域 基点 Ａ 南宇和郡愛南町成川防波堤西側突端 Ｂ 南宇和郡愛南町防城メイロ鼻突端 点 ア Ａから356度190メートルの点 イ Ｂから31度150メートルの点		第１種区画 漁業	かき垂下 式養殖業	1月1日か ら12月31日 まで	令和6年4 月1日から 令和11年3 月31日まで	団体	南宇和郡愛南町 防城成川、赤 水、高畑、中浦 及び猿鳴	別記2のと おり
宇区第 206号	愛南漁業協 同組合	南宇和郡愛 南町赤水地 先	Ａア、アイ、イウ、ウエ及びエＣの５直線とＡＣ間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 Ａ 南宇和郡愛南町赤水平岩突端 Ｂ 南宇和郡愛南町赤水広浦中鼻から海岸沿い南へ125メートルの標識 Ｃ 南宇和郡愛南町赤水22番地２北角の標識 点 ア Ａから293度200メートルの点 イ Ｂから293度180メートルの点 ウ Ｂから293度280メートルの点 エ Ｃから293度320メートルの点		第１種区画 漁業	真珠貝垂 下式養殖 業	1月1日か ら12月31日 まで	令和6年4 月1日から 令和11年3 月31日まで	団体	南宇和郡愛南町 防城成川、赤 水、高畑、中浦 及び猿鳴	別記2のと おり
宇区第 207号	愛南漁業協 同組合	南宇和郡愛 南町赤水地 先	Ａア、アイ及びイＢの３直線とＡＢ間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 Ａ 南宇和郡愛南町赤水971番地東角の標識 Ｂ Ａから海岸沿い北東へ38メートルの標識 点 ア Ａから122度45メートルの点 イ Ｂから110度45メートルの点		第１種区画 漁業	魚類小割 式養殖業 （くろま ぐろ小割 式養殖業 を除く）	4月1日か ら8月31日 まで	令和6年4 月1日から 令和11年3 月31日まで	団体	南宇和郡愛南町 防城成川、赤 水、高畑、中浦 及び猿鳴	別記1及び 2のとおり
宇区第 208号	愛南漁業協 同組合	南宇和郡愛 南町高畑地 先	Ａア、アイ、イウ、ウエ及びエＣの５直線とＡＣ間の最大低潮時海岸線から25メートルの線とによって囲まれた区域 基点 Ａ 南宇和郡愛南町高畑後越宮ノ鼻突端 Ｂ 南宇和郡愛南町高畑後越中鼻突端 Ｃ 南宇和郡愛南町高畑25番地北角の標識 点 ア Ａから南宇和郡愛南町延命寺供養塔見通し50メートルの点 イ Ｂから南宇和郡愛南町マブネ鼻見通し110メートルの点 ウ Ｂから南宇和郡愛南町マブネ鼻見通し70メートルの点 エ Ｃから南宇和郡愛南町柏崎鼻見通し60メートルの点		第１種区画 漁業	真珠貝垂 下式養殖 業	1月1日か ら12月31日 まで	令和6年4 月1日から 令和11年3 月31日まで	団体	南宇和郡愛南町 防城成川、赤 水、高畑、中浦 及び猿鳴	別記2のと おり
宇区第 209号	愛南漁業協 同組合	南宇和郡愛 南町中浦地 先	Ａア、アイ及びイＢの３直線とＡＢ間の最大低潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域 基点 Ａ 基点Ｂから海岸沿い北へ60メートルの標識 Ｂ 南宇和郡愛南町中浦11番地北角の標識 点 ア Ｂから296度223メートルの点 イ Ｂから280度250メートルの点		第１種区画 漁業	真珠貝垂 下式養殖 業	1月1日か ら12月31日 まで	令和6年4 月1日から 令和11年3 月31日まで	団体	南宇和郡愛南町 防城成川、赤 水、高畑、中浦 及び猿鳴	別記2のと おり
宇区第 210号	愛南漁業協 同組合	南宇和郡愛 南町中浦地 先	ＡＢの直線とＡＢ間の最大低潮時海岸線から25メートルの線とによって囲まれた区域。ただし、Ｄア、アイ、イウ及びウエの４直線とＤＥ間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。 基点 Ａ 南宇和郡愛南町中浦1676番地北角の標識 Ｂ 南宇和郡愛南町中浦マブネ鼻突端 Ｃ 南宇和郡愛南町中浦1678番地東角の標識 Ｄ Ｃから海岸沿い南へ15メートルの点 Ｅ Ｃから海岸沿い西北西へ30メートルの点 点 ア Ｄから90度30メートルの点 イ Ｃから50度35メートルの点 ウ Ｅから21度30メートルの点		第１種区画 漁業	真珠貝・ かき垂下 式養殖業	1月1日か ら12月31日 まで	令和6年4 月1日から 令和11年3 月31日まで	団体	南宇和郡愛南町 防城成川、赤 水、高畑、中浦 及び猿鳴	別記2のと おり

宇区第211号	愛南漁業協同組合	南宇和郡愛南町中浦地先	Aア、アイ、イウ、ウE、Dエ及びエBの6直線とAB及びDE間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町中浦マブネ鼻先端 B 南宇和郡愛南町中浦二子落北端 C 南宇和郡愛南町中浦信田東鼻先端 D 南宇和郡愛南町中浦樫ノ浦鼻先端 E 南宇和郡愛南町中浦1867番地北角の標識 点 ア Aから南宇和郡愛南町黒ダキ鼻見通し85メートルの点 イ Bから南宇和郡愛南町段ノ網代西鼻見通し50メートルの点 ウ Bから南宇和郡愛南町段ノ網代西鼻見通し165メートルの点 エ Cから南宇和郡愛南町中浦火道真谷見通し65メートルの点		第1種区画漁業	真珠貝垂下式・ひじき養殖業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	団体	南宇和郡愛南町防城成川、赤水、高畑、中浦及び猿鳴	別記2のとお
宇区第212号	愛南漁業協同組合	南宇和郡愛南町中浦地先	Aア及びアBの2直線とAB間の最大低潮時海岸線から5メートルの線とによって囲まれた区域。ただし、CI、イウ及びウDの3直線とCD間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。 基点 A 南宇和郡愛南町中浦二子落西端 B 南宇和郡愛南町中浦樫ノ浦鼻先端 C Aから海岸沿い南西へ40メートルの標識 D Aから海岸沿い南へ60メートルの標識 点 ア 南宇和郡愛南町中浦信田東鼻先端から同町中浦火道真谷見通し65メートルの点 イ Cから南宇和郡愛南町中浦信田東鼻先端見通し25メートルの点 ウ Dから南宇和郡愛南町中浦信田東鼻先端から南へ40メートルの標識見通し		第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	団体	南宇和郡愛南町防城成川、赤水、高畑、中浦及び猿鳴	別記2のとお
宇区第213号	愛南漁業協同組合	南宇和郡愛南町中浦地先	Aア及びアBの2直線とAB間の最大低潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域。ただし、BI、イウ及びウCの3直線とBC間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。 基点 A 南宇和郡愛南町中浦戸ノ浦鼻先端 B 南宇和郡愛南町中浦ほうの木鼻先端 C Bから海岸沿い西へ45メートルの標識 点 ア Aから南宇和郡愛南町大島南端見通し線とBから同町二子落見通し線との交点 イ Bから南宇和郡愛南町中浦信田東鼻見通し32メートルの点 ウ Cから南宇和郡愛南町中浦信田西鼻見通し32メートルの点		第1種区画漁業	真珠貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	団体	南宇和郡愛南町防城成川、赤水、高畑、中浦及び猿鳴	別記2のとお
宇区第214号	愛南漁業協同組合	南宇和郡愛南町中浦地先	Aア、アイ及びイCの3直線とAC間の最大低潮時海岸線から25メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町中浦地藏ヶ落東端 B 南宇和郡愛南町中浦段ノ網代標識 C 南宇和郡愛南町中浦段ノ網代東鼻先端 点 ア Bから191度118メートルの点 イ Cから170度156メートルの点		第1種区画漁業	真珠貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	団体	南宇和郡愛南町防城成川、赤水、高畑、中浦及び猿鳴	別記2のとお
宇区第215号	愛南漁業協同組合	南宇和郡愛南町猿鳴地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町猿鳴ヒョウクロ鼻西端の標識 B 南宇和郡愛南町猿鳴ネガセ穴の口鼻北端 点 ア Aから328度150メートルの点 イ Bから南宇和郡愛南町柏崎小松鼻見通し250メートルの点		第1種区画漁業	魚類小割式養殖業（くろまぐろ小割式養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	団体	南宇和郡愛南町防城成川、赤水、高畑、中浦及び猿鳴	別記2のとお

宇区第 216号	愛南漁業協 同組合	南宇和郡愛 南町猿鳴地 先	Dア、アイ及びイCの3直線とC D間の最大低潮時海岸線から10メートルの線と によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町猿鳴ヒョウクロ鼻西端の標識 B 南宇和郡愛南町猿鳴ネガセ穴の口鼻北端 C Bから94度210メートルの点 D Aから183度40メートルの点 点 ア Aから320度347メートルの点 イ Bから346度432メートルの点		第1種区画 漁業	くろまぐ ろ小割式 養殖業	1月1日か ら12月31日 まで	令和6年4 月1日から 令和11年3 月31日まで	団体	南宇和郡愛南町 防城成川、赤 水、高畑、中浦 及び猿鳴	1 別記2 のとお り 2 当該漁 業権に係る 漁場の区域 において設 置する養殖 の用に供す る施設は、
宇区第 217号	愛南漁業協 同組合	南宇和郡愛 南町猿鳴地 先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町三ツ畑田島上島北端 B 南宇和郡愛南町三ツ畑田島下島南端 点 ア Aから南宇和郡愛南町猿鳴ヒョウクロ鼻見通し40メートルの点 イ Aから南宇和郡愛南町猿鳴ヒョウクロ鼻見通し290メートルの点 ウ Bから103度305メートルの点 エ Bから77度65メートルの点		第1種区画 漁業	魚類小割 式養殖業 (くろま ぐろ小割 式養殖業 を除く)	1月1日か ら12月31日 まで	令和6年4 月1日から 令和11年3 月31日まで	団体	南宇和郡愛南町 防城成川、赤 水、高畑、中浦 及び猿鳴	別記2のと おり
宇区第 218号	愛南漁業協 同組合	南宇和郡愛 南町猿鳴地 先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町三ツ畑田島下島南端 点 ア Aから60度70メートルの点 イ Aから102度490メートルの点 ウ Aから130度555メートルの点 エ Aから177度215メートルの点		第1種区画 漁業	くろまぐ ろ小割式 養殖業	1月1日か ら12月31日 まで	令和6年4 月1日から 令和11年3 月31日まで	団体	南宇和郡愛南町 防城成川、赤 水、高畑、中浦 及び猿鳴	1 別記2 のとお り 2 当該漁 業権に係る 漁場の区域 において設 置する養殖
宇区第 219号	愛南漁業協 同組合	南宇和郡愛 南町船越地 先	A Bの直線とA B間の最大低潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた 区域 基点 A 南宇和郡愛南町船越磯崎より海岸線沿い東へ200メートルの標識 B 南宇和郡愛南町船越コケ岬先端		第1種区画 漁業	ひおうぎ 垂下式養 殖業	1月1日か ら12月31日 まで	令和6年4 月1日から 令和11年3 月31日まで	団体	南宇和郡愛南町 越田、弓立、小 浦、樫月、船 越、久家、下久 家、樽見、外 泊、中泊及び内	別記2のと おり
宇区第 220号	愛南漁業協 同組合	南宇和郡愛 南町船越地 先	Aア、アイ及びイCの3直線とC A間の最大低潮時海岸線から20メートルの線と によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町船越1869番地(一軒家)東端の標識 B 南宇和郡愛南町船越黒鼻より海岸線沿い西へ60メートルの標識 C 南宇和郡愛南町船越1753番地南角の標識 点 ア Aから南宇和郡愛南町中泊女呂岬見通し170メートルの点 イ Bから南宇和郡愛南町内泊平床鼻見通し200メートルの点		第1種区画 漁業	真珠貝垂 下式養殖 業	1月1日か ら12月31日 まで	令和6年4 月1日から 令和11年3 月31日まで	団体	南宇和郡愛南町 越田、弓立、小 浦、樫月、船 越、久家、下久 家、樽見、外 泊、中泊及び内 泊	別記2のと おり
宇区第 221号	愛南漁業協 同組合	南宇和郡愛 南町内泊地 先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町内泊554番地3北東の角 B 南宇和郡愛南町内泊東防波堤東側付根 点 ア Aから346度500メートルの点 イ Aから346度120メートルの点 ウ Bから346度200メートルの点 エ Bから346度580メートルの点		第1種区画 漁業	魚類小割 式養殖業 (くろま ぐろ小割 式養殖業 を除く)	1月1日か ら12月31日 まで	令和6年4 月1日から 令和11年3 月31日まで	団体	南宇和郡愛南町 越田、弓立、小 浦、樫月、船 越、久家、下久 家、樽見、外 泊、中泊及び内 泊	別記2のと おり
宇区第 222号	愛南漁業協 同組合	南宇和郡愛 南町内泊地 先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から20メートルの線と によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町内泊カマサの標識 B 南宇和郡愛南町内泊25番地1(旧西浦小学校)護岸の標識 点 ア Aから80度200メートルの点 イ Bから80度170メートルの点		第1種区画 漁業	魚類小割 式養殖業 (くろま ぐろ小割 式養殖業 を除く)	1月1日か ら12月31日 まで	令和6年4 月1日から 令和11年3 月31日まで	団体	南宇和郡愛南町 越田、弓立、小 浦、樫月、船 越、久家、下久 家、樽見、外 泊、中泊及び内 泊	別記2のと おり

宇区第 230号	愛南漁業協 同組合	南宇和郡愛 南町福浦地 先	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びカアの6直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町福浦1263番地作業場西側付根 B 南宇和郡愛南町明神鼻中鼻北端 C 南宇和郡愛南町笠ハズシ鼻から西へ200メートルの標識 点 ア Aから南宇和郡愛南町小成川388番地2標識見通し160メートルの点 イ Aから南宇和郡愛南町小成川388番地2標識見通し415メートルの点 ウ Bから南宇和郡愛南町名切鼻見通し300メートルの点 エ Cから南宇和郡愛南町札立防波堤突端見通し400メートルの点 オ Cから南宇和郡愛南町札立防波堤突端見通し145メートルの点 カ Bから南宇和郡愛南町名切鼻見通し95メートルの点		第1種区画 漁業	魚類小割 式養殖業 (くろま ぐろ小割 式養殖業 を除く)	1月1日か ら12月31日 まで	令和6年4 月1日から 令和11年3 月31日まで	団体	南宇和郡愛南町 樽見、大成川、 小成川、福浦、 麦ケ浦及び武者 泊	別記2のと おり
宇区第 231号	愛南漁業協 同組合	南宇和郡愛 南町大成川 地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町大成川防波堤東側付根から東へ10メートルの標識 B 南宇和郡愛南町樽見705番地西側付根から西へ35メートルの標識 点 ア Aから南宇和郡愛南町明神鼻見通し100メートルの点 イ Aから南宇和郡愛南町明神鼻見通し300メートルの点 ウ Bから南宇和郡愛南町麦ケ浦450番地地先碇標識見通し280メートルの点 エ Bから南宇和郡愛南町麦ケ浦450番地地先碇標識見通し80メートルの点		第1種区画 漁業	魚類小割 式養殖業 (くろま ぐろ小割 式養殖業 を除く)	1月1日か ら12月31日 まで	令和6年4 月1日から 令和11年3 月31日まで	団体	南宇和郡愛南町 樽見、大成川、 小成川、福浦、 麦ケ浦及び武者 泊	別記2のと おり
宇区第 232号	愛南漁業協 同組合	南宇和郡愛 南町柿ノ浦 地先	Aア、アイ、イウ、ウエ及びエBの5直線とA B間の最大低潮時海岸線から20 メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町柿ノ浦オドシ谷南鼻の標識 B 南宇和郡愛南町柿ノ浦八郎瀨南端 C 南宇和郡愛南町水谷鼻南端 点 ア Aから南宇和郡愛南町久良御台場北鼻標識見通し225メートルの点 イ Bから南宇和郡愛南町久良天巖東端見通し200メートルの点 ウ Cから高知県宿毛市鶴来島西端見通し230メートルの点 エ Cから高知県宿毛市鶴来島西端見通し60メートルの点		第1種区画 漁業	魚類小割 式養殖業 (くろま ぐろ小割 式養殖業 を除く)	1月1日か ら12月31日 まで	令和6年4 月1日から 令和11年3 月31日まで	団体	南宇和郡愛南町 脇本、中玉、大 浜、柿ノ浦、敦 盛、岩水、垣 内、深浦、鮪 越、古月、久 良、蓮乗寺、僧 都、緑丙、緑 乙、緑甲、城辺 甲及び城辺乙	別記2のと おり
宇区第 233号	愛南漁業協 同組合	南宇和郡愛 南町水谷地 先	アイ、イウ、ウB、BC及びCアの5直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町水谷鼻南端 B 南宇和郡愛南町大浜西コガネ崎鼻先端 C Bより北へ海岸沿い180メートルの点 点 ア Aから高知県宿毛市鶴来島西端見通し60メートルの点 イ Aから高知県宿毛市鶴来島西端見通し230メートルの点 ウ Bから南宇和郡愛南町当木島東端見通し200メートルの点		第1種区画 漁業	魚類小割 式養殖業 (くろま ぐろ小割 式養殖業 を除く)	1月1日か ら12月31日 まで	令和6年4 月1日から 令和11年3 月31日まで	団体	南宇和郡愛南町 脇本、中玉、大 浜、柿ノ浦、敦 盛、岩水、垣 内、深浦、鮪 越、古月、久 良、蓮乗寺、僧 都、緑丙、緑	別記2のと おり
宇区第 234号	愛南漁業協 同組合	南宇和郡愛 南町中玉地 先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町中玉荒谷大ズエ鼻先端 B 南宇和郡愛南町中玉荒谷観音瀨南端 点 ア Aから180度300メートルの点 イ Aから180度500メートルの点 ウ Bから180度500メートルの点 エ Bから180度300メートルの点		第1種区画 漁業	魚類小割 式養殖業 (くろま ぐろ小割 式養殖業 を除く)	1月1日か ら12月31日 まで	令和6年4 月1日から 令和11年3 月31日まで	団体	南宇和郡愛南町 脇本、中玉、大 浜、柿ノ浦、敦 盛、岩水、垣 内、深浦、鮪 越、古月、久 良、蓮乗寺、僧 都、緑丙、緑	別記2のと おり
宇区第 235号	愛南漁業協 同組合	南宇和郡愛 南町古月地 先	Aイ、イア及びアBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から10メートルの線と によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町鮪越島原南突端 B 南宇和郡愛南町古月テシノ鼻先端 点 ア Bから南宇和郡愛南町日土鼻見通し70メートルの点 イ Aから南宇和郡愛南町御台場北鼻見通し300メートルの点		第1種区画 漁業	魚類小割 式養殖業 (くろま ぐろ小割 式養殖業 を除く)	1月1日か ら12月31日 まで	令和6年4 月1日から 令和11年3 月31日まで	団体	南宇和郡愛南町 脇本、中玉、大 浜、柿ノ浦、敦 盛、岩水、垣 内、深浦、鮪 越、古月、久 良、蓮乗寺、僧	別記2のと おり

宇区第 236号	愛南漁業協 同組合	南宇和郡愛 南町深浦地 先	Ａア、アイ及びイＢの３直線とＡＢ間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 Ａ 南宇和郡愛南町西敦盛鼻先端 Ｂ 南宇和郡愛南町敦盛523番地向山愛南漁業協同組合漁具倉庫東端 点 ア Ａから南宇和郡愛南町深浦241番地住宅西角標識見通し100メートルの点 イ Ｂから南宇和郡愛南町深浦1841番地旧深浦漁業協同組合西角標識見通し100メートルの点		第１種区画 漁業	魚類小割 式養殖業 （くろま ぐろ小割 式養殖業 を除く）	1月1日か ら12月31日 まで	令和6年4 月1日から 令和11年3 月31日まで	団体	南宇和郡愛南町 脇本、中玉、大 浜、柿ノ浦、敦 盛、岩水、垣 内、深浦、鮪 越、古月、久 良、蓮乗寺、僧 都、緑丙、緑	別記2のと おり
宇区第 237号	愛南漁業協 同組合	南宇和郡愛 南町深浦地 先	Ａア、アイ及びイＢの３直線とＡＢ間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 Ａ 南宇和郡愛南町敦盛523番地向山愛南漁業協同組合漁具倉庫東端 Ｂ 南宇和郡愛南町深浦二本松沖ニナエ渚中央 点 ア Ａから南宇和郡愛南町深浦1841番地旧深浦漁業協同組合西角標識見通し100メートルの点 イ Ｂから南宇和郡愛南町深浦オカニナエ渚見通し100メートルの点		第１種区画 漁業	魚類小割 式養殖業 （くろま ぐろ小割 式養殖業 を除く）	1月1日か ら12月31日 まで	令和6年4 月1日から 令和11年3 月31日まで	団体	南宇和郡愛南町 脇本、中玉、大 浜、柿ノ浦、敦 盛、岩水、垣 内、深浦、鮪 越、古月、久 良、蓮乗寺、僧 都、緑丙、緑	別記2のと おり
宇区第 238号	愛南漁業協 同組合	南宇和郡愛 南町柿ノ浦 地先	Ａア、アイ及びイＢの３直線とＡＢ間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 Ａ 南宇和郡愛南町柿ノ浦オトシ谷南鼻標識 Ｂ 南宇和郡愛南町柿ノ浦灯台 点 ア Ａから南宇和郡愛南町久良御台場北鼻標識見通し225メートルの点 イ Ｂから南宇和郡愛南町鮪越丸渚北鼻見通し100メートルの点		第１種区画 漁業	魚類小割 式養殖業 （くろま ぐろ小割 式養殖業 を除く）	1月1日か ら12月31日 まで	令和6年4 月1日から 令和11年3 月31日まで	団体	南宇和郡愛南町 脇本、中玉、大 浜、柿ノ浦、敦 盛、岩水、垣 内、深浦、鮪 越、古月、久 良、蓮乗寺、僧 都、緑丙、緑	別記2のと おり
宇区第 239号	愛南漁業協 同組合	南宇和郡愛 南町大浜地 先	Ａア、アイ、イウ及びイウＢの４直線とＡＢ間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 Ａ 南宇和郡愛南町大浜西コガネ崎鼻先端 Ｂ 南宇和郡愛南町大浜東コガネ崎鼻先端 Ｃ 南宇和郡愛南町大浜タデノ崎鼻先端 点 ア Ａから南宇和郡愛南町当木島南端見通し200メートルの点 イ Ｃから204度645メートルの点 ウ Ｃから204度225メートルの点		第１種区画 漁業	魚類小割 式養殖業 （くろま ぐろ小割 式養殖業 を除く）	1月1日か ら12月31日 まで	令和6年4 月1日から 令和11年3 月31日まで	団体	南宇和郡愛南町 脇本、中玉、大 浜、柿ノ浦、敦 盛、岩水、垣 内、深浦、鮪 越、古月、久 良、蓮乗寺、僧 都、緑丙、緑 乙、緑甲、城辺	別記2のと おり
宇区第 240号	愛南漁業協 同組合	南宇和郡愛 南町大浜地 先	Ａイ、イア及びアＢの３直線とＡＢ間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 Ａ 南宇和郡愛南町黒崎鼻先端 Ｂ 南宇和郡愛南町大浜小島鼻先端 Ｃ 南宇和郡愛南町大浜タデノ崎鼻先端 点 ア Ｃから204度225メートルの点 イ Ｃから204度645メートルの点		第１種区画 漁業	魚類小割 式養殖業 （くろま ぐろ小割 式養殖業 を除く）	1月1日か ら12月31日 まで	令和6年4 月1日から 令和11年3 月31日まで	団体	南宇和郡愛南町 脇本、中玉、大 浜、柿ノ浦、敦 盛、岩水、垣 内、深浦、鮪 越、古月、久 良、蓮乗寺、僧 都、緑丙、緑	別記2のと おり
宇区第 241号	愛南漁業協 同組合	南宇和郡愛 南町敦盛地 先	Ａア、アイ、イＢの３直線とＡＢ間の最大低潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域 基点 Ａ 南宇和郡愛南町敦盛東敦盛鼻先端 Ｂ 南宇和郡愛南町敦盛西敦盛鼻先端 点 ア Ａから南宇和郡愛南町垣内837番地西角標識見通し50メートルの点 イ Ｂから南宇和郡愛南町深浦241番地住宅西角標識見通し100メートルの点		第１種区画 漁業	魚類小割 式養殖業 （くろま ぐろ小割 式養殖業 を除く）	1月1日か ら12月31日 まで	令和6年4 月1日から 令和11年3 月31日まで	団体	南宇和郡愛南町 脇本、中玉、大 浜、柿ノ浦、敦 盛、岩水及び垣 内	別記2のと おり

宇区第 242号	愛南漁業協 同組合	南宇和郡愛 南町中玉地 先	アイ、イカ、カオ及びオアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町中玉二子渚南端 B 南宇和郡愛南町脇本大付東鼻南端 点 ア Aから180度250メートルの点 イ Aから180度550メートルの点 ウ Bから180度650メートルの点 エ Bから180度250メートルの点 オ アからエ見通し1,104メートルの点 カ イからウ見通し1,100メートルの点		第1種区画 漁業	魚類小割 式養殖業 (くろま ぐろ小割 式養殖業 を除く)	1月1日か ら12月31日 まで	令和6年4 月1日から 令和11年3 月31日まで	団体	南宇和郡愛南町 脇本、中玉、大 浜、柿ノ浦、敦 盛、岩水及び垣 内	別記2のと おり
宇区第 243号	愛南漁業協 同組合	南宇和郡愛 南町中玉地 先	オカ、カウ、ウエ及びエオの4直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町中玉二子渚南端 B 南宇和郡愛南町脇本大付東鼻南端 点 ア Aから180度250メートルの点 イ Aから180度550メートルの点 ウ Bから180度650メートルの点 エ Bから180度250メートルの点 オ エからア見通し1,246メートルの点 カ ウからイ見通し1,241メートルの点		第1種区画 漁業	魚類小割 式養殖業 (くろま ぐろ小割 式養殖業 を除く)	1月1日か ら12月31日 まで	令和6年4 月1日から 令和11年3 月31日まで	団体	南宇和郡愛南町 脇本、中玉、大 浜、柿ノ浦、敦 盛、岩水及び垣 内	別記2のと おり
宇区第 244号	久良漁業協 同組合	南宇和郡愛 南町久良地 先	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びカアの6直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町久良瀬ノ浜滝の下標識 B 南宇和郡愛南町久良中天巖標識 C 南宇和郡愛南町久良天巖鼻灯台下の大岩標識 点 ア Cから241度750メートルの点 イ Cから南宇和郡愛南町武者泊笠ハズシ鼻北端見通し590メートルの点 ウ Bから南宇和郡愛南町樽見鼻見通し170メートルの点 エ Bから南宇和郡愛南町野地北端見通し360メートルの点 オ Bから南宇和郡愛南町武者泊笠ハズシ鼻北端見通し620メートルの点 カ Aから南宇和郡愛南町当木島西端見通し810メートルの点		第1種区画 漁業	くろまぐ ろ小割式 養殖業	1月1日か ら12月31日 まで	令和6年4 月1日から 令和11年3 月31日まで	団体	南宇和郡愛南町 久良	1 別記2 のとお り 2 当該漁 業権に係 る漁場の 区域にお いて設置 する養殖 の用に供 する施設 は、以下 の規模を 超えては
宇区第 245号	久良漁業協 同組合	南宇和郡愛 南町久良地 先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町久良天巖鼻灯台下の大岩標識 点 ア Aから南宇和郡愛南町黒落見通し560メートルの点 イ Aから南宇和郡愛南町烏帽子落見通し240メートルの点 ウ Aから南宇和郡愛南町武者泊笠ハズシ鼻北端見通し590メートルの点 エ Aから241度750メートルの点		第1種区画 漁業	くろまぐ ろ小割式 養殖業	1月1日か ら12月31日 まで	令和6年4 月1日から 令和11年3 月31日まで	団体	南宇和郡愛南町 久良	1 別記2 のとお り 2 当該漁 業権に係 る区画漁 業で用い られる養 殖用種苗
宇区第 246号	久良漁業協 同組合	南宇和郡愛 南町久良地 先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町久良天巖鼻灯台下の大岩標識 点 ア Aから南宇和郡愛南町烏帽子落見通し240メートルの点 イ Aから南宇和郡愛南町黒落見通し560メートルの点 ウ Aから南宇和郡愛南町当木島西端見通し550メートルの点 エ Aから南宇和郡愛南町当木島西端見通し225メートルの点		第1種区画 漁業	魚類小割 式養殖業 (くろま ぐろ小割 式養殖業 を除く)	1月1日か ら12月31日 まで	令和6年4 月1日から 令和11年3 月31日まで	団体	南宇和郡愛南町 久良	別記2のと おり
宇区第 247号	久良漁業協 同組合	南宇和郡愛 南町久良地 先	カア、アイ、イウ、ウエ、エオ及びオカの6直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町久良3661番地西端の標識 B 南宇和郡愛南町久良ボラアジロ鼻の標識 C 南宇和郡愛南町久良天巖内小鼻の標識 点 ア Aから南宇和郡愛南町久良小屋の浦鼻標識見通し200メートルの点 イ Bから南宇和郡愛南町久良鵜の渚標識見通し300メートルの点 ウ Cから南宇和郡愛南町深浦八郎渚標識見通し400メートルの点 エ Cから南宇和郡愛南町深浦八郎渚標識見通し250メートルの点 オ Bから南宇和郡愛南町久良鵜の渚標識見通し100メートルの点 カ Aから南宇和郡愛南町久良小屋の浦鼻標識見通し100メートルの点		第1種区画 漁業	魚類小割 式養殖業 (くろま ぐろ小割 式養殖業 を除く)	1月1日か ら12月31日 まで	令和6年4 月1日から 令和11年3 月31日まで	団体	南宇和郡愛南町 久良	別記2のと おり

宇区第 248号	久良漁業協 同組合	南宇和郡愛 南町久良地 先	Aア、アイ、イウ、ウエ、エB及びB Aの6直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町久良小屋の浦鼻標識 B 南宇和郡愛南町久良日土鼻標識 点 ア Aから南宇和郡愛南町久良3661番地西端の標識見通し200メートルの点 イ Bから南宇和郡愛南町久良ボラアジロ鼻の標識見通し370メートルの点 ウ Bから南宇和郡愛南町黒崎鼻南端見通し450メートルの点 エ Bから75度120メートルの点		第1種区画 漁業	魚類小割 式養殖業 （くろま ぐろ小割 式養殖業 を除く）	1月1日か ら12月31日 まで	令和6年4 月1日から 令和11年3 月31日まで	団体	南宇和郡愛南町 久良	別記2のと おり
宇区第 249号	久良漁業協 同組合	南宇和郡愛 南町久良地 先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町久良日土鼻標識 点 ア Aから75度250メートルの点 イ Aから75度120メートルの点 ウ Aから南宇和郡愛南町黒崎鼻南端見通し450メートルの点 エ Aから127度560メートルの点		第1種区画 漁業	くろまぐ ろ小割式 養殖業	1月1日か ら12月31日 まで	令和6年4 月1日から 令和11年3 月31日まで	団体	南宇和郡愛南町 久良	1 別記2 のとおり 2 当該漁 業権に係る 漁場の区域 において設 置する養殖
宇区第 250号	久良漁業協 同組合	南宇和郡愛 南町久良地 先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町久良日土鼻標識 B 南宇和郡愛南町古月カゴヤ鼻標識 点 ア Bから南宇和郡愛南町久良天巖鼻東端見通し60メートルの点 イ Aからア見通し250メートルの点 ウ Aから127度560メートルの点 エ Bから南宇和郡愛南町久良天巖鼻東端見通し600メートルの点		第1種区画 漁業	魚類小割 式養殖業 （くろま ぐろ小割 式養殖業 を除く）	1月1日か ら12月31日 まで	令和6年4 月1日から 令和11年3 月31日まで	団体	南宇和郡愛南町 久良	別記2のと おり
宇区第 251号	久良漁業協 同組合	南宇和郡愛 南町久良地 先	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びカアの6直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町久良トクンタネ西小鼻標識 B 南宇和郡愛南町久良瀬ノ浜滝の下標識 C 南宇和郡愛南町久良中天巖標識 点 ア Aから南宇和郡愛南町野地島頂見通し200メートルの点 イ Aから南宇和郡愛南町野地島頂見通し425メートルの点 ウ Bから南宇和郡愛南町当木島西端見通し810メートルの点 エ Cから南宇和郡愛南町武者泊笠ハズシ鼻北端見通し620メートルの点 オ Cから南宇和郡愛南町野地北端見通し360メートルの点 カ Cから南宇和郡愛南町樽見鼻見通し170メートルの点		第1種区画 漁業	魚類小割 式養殖業 （くろま ぐろ小割 式養殖業 を除く）	1月1日か ら12月31日 まで	令和6年4 月1日から 令和11年3 月31日まで	団体	南宇和郡愛南町 久良	別記2のと おり

- 別記
- 1

漁期終了後15日以内にすべての養殖施設を撤去しなければならない。
- 2

漁具の設置を示す標識を設置しなければならない。
- 3

操業にあたっては水底電線に支障をおよぼしてはならない。